

規則番号	規則名	所管名	公布年月日
規則第1号	さいたま市六日町山の家条例施行規則を廃止する規則	市民生活安全課	平成31年2月7日
規則第2号	さいたま市火薬類取締法施行細則の一部を改正する規則	査察指導課	平成31年2月27日
規則第3号	さいたま市みどりの条例施行規則の一部を改正する規則	みどり推進課	平成31年3月1日
規則第4号	さいたま市市営住宅条例施行規則の一部を改正する規則	住宅政策課	平成31年3月5日
規則第5号	さいたま市消防職員委員会に関する規則の一部を改正する規則	消防職員課	平成31年3月6日
規則第6号	さいたま市消防吏員服制規則の一部を改正する規則	消防企画課	平成31年3月12日
規則第7号	さいたま市消防吏員被服等の給与及び貸与に関する規則の一部を改正する規則	消防企画課	平成31年3月12日
規則第8号	さいたま市障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律施行細則の一部を改正する規則	疾病予防対策課	平成31年3月13日
規則第9号	さいたま市水道の布設工事監督者及び水道技術管理者に関する条例施行規則の一部を改正する規則	水道計画課	平成31年3月13日
規則第10号	さいたま市産業文化センター条例施行規則の一部を改正する規則	経済政策課	平成31年3月20日
規則第11号	さいたま市個人番号の利用に関する条例施行規則の一部を改正する規則	I C T 政策課	平成31年3月22日
規則第12号	さいたま市技能職員の給与に関する規則の一部を改正する規則	職員課	平成31年3月22日
規則第13号	さいたま市障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律施行細則の一部を改正する規則	障害支援課	平成31年3月22日
規則第14号	さいたま市障害者の利用に係る公の施設使用料等減免条例施行規則の一部を改正する規則	障害支援課	平成31年3月22日
規則第15号	さいたま市妊婦健康診査費及び子育て支援医療費の助成に関する条例施行規則の一部を改正する規則	地域保健支援課	平成31年3月22日
規則第16号	さいたま市国民健康保険税条例施行規則の一部を改正する規則	国民健康保険課	平成31年3月22日
規則第17号	さいたま市医療法施行細則の一部を改正する規則	保険総務課	平成31年3月22日
規則第18号	さいたま市営自転車等駐車場条例施行規則の一部を改正する規則	自転車まちづくり推進課	平成31年3月22日
規則第19号	さいたま市建築基準法施行細則の一部を改正する規則	建築行政課	平成31年3月22日

規則番号	規則名	所管名	公布年月日
規則第20号	さいたま市職員の任免等の手続に関する規則の一部を改正する規則	人 事 課	平成31年3月25日
規則第21号	さいたま市医療法施行細則の一部を改正する規則	地 域 医 療 課	平成31年3月26日
規則第22号	さいたま市事務分掌規則の一部を改正する規則	総 務 課	平成31年3月29日
規則第23号	さいたま市事業所事務分掌規則の一部を改正する規則	総 務 課	平成31年3月29日
規則第24号	さいたま市区役所等事務分掌規則の一部を改正する規則	区 政 推 進 部	平成31年3月29日
規則第25号	さいたま市職員の公正な職務の執行及び適正な行政運営の確保に関する規則の一部を改正する規則	法務・コンプライアンス課	平成31年3月29日
規則第26号	さいたま市保健所組織規則の一部を改正する規則	保 険 総 務 課	平成31年3月29日
規則第27号	さいたま市文書管理規則の一部を改正する規則	総 務 課	平成31年3月29日
規則第28号	さいたま市公印規則の一部を改正する規則	総 務 課	平成31年3月29日
規則第29号	さいたま市情報公開条例施行規則の一部を改正する規則	行 政 透 明 推 進 課	平成31年3月29日
規則第30号	さいたま市個人情報保護条例施行規則の一部を改正する規則	行 政 透 明 推 進 課	平成31年3月29日
規則第31号	さいたま市市長の管理する公共施設に係るさいたま市公共施設予約システムの利用に関する規則の一部を改正する規則	情 報 シ ス テ ム 課	平成31年3月29日
規則第32号	さいたま市区役所の職員の兼務に関する規則の一部を改正する規則	区 政 推 進 部	平成31年3月29日
規則第33号	さいたま市職員懲戒審査委員会規則の一部を改正する規則	人 事 課	平成31年3月29日
規則第34号	さいたま市職員互助会条例施行規則の一部を改正する規則	職 員 課	平成31年3月29日
規則第35号	さいたま市職員の管理職手当に関する規則の一部を改正する規則	職 員 課	平成31年3月29日
規則第36号	さいたま市職員の特殊勤務手当に関する条例施行規則の一部を改正する規則	職 員 課	平成31年3月29日
規則第37号	さいたま市予算規則の一部を改正する規則	財 政 課	平成31年3月29日
規則第38号	さいたま市会計規則の一部を改正する規則	出 納 課	平成31年3月29日
規則第39号	さいたま市物品会計規則の一部を改正する規則	出 納 課	平成31年3月29日

規則番号	規則名	所管名	公布年月日
規則第40号	さいたま市隣保館運営協議会規則の一部を改正する規則	人権政策推進課	平成31年3月29日
規則第41号	さいたま市生活環境の保全に関する条例施行規則の一部を改正する規則	環境対策課	平成31年3月29日
規則第42号	さいたま市立高等看護学院学則の一部を改正する規則	高等看護学院	平成31年3月29日
規則第43号	さいたま市動物の愛護及び管理に関する条例施行規則の一部を改正する規則	生活衛生課	平成31年3月29日
規則第44号	さいたま市立病院管理規則の一部を改正する規則	庶務課	平成31年3月29日
規則第45号	さいたま市新治ファミリーランド条例施行規則の一部を改正する規則	市民生活安全課	平成31年3月29日
規則第46号	さいたま市大宮ソニック市民ホール条例施行規則の一部を改正する規則	市民生活安全課	平成31年3月29日
規則第47号	さいたま市土地区画整理事業資金貸付規則の一部を改正する規則	区画整理支援課	平成31年3月29日
規則第48号	さいたま市消防局の組織に関する規則の一部を改正する規則	消防企画課	平成31年3月29日
規則第49号	さいたま市消防局公印規則の一部を改正する規則	消防総務課	平成31年3月29日
規則第50号	さいたま市消防団の組織及び消防団員の階級等に関する規則の一部を改正する規則	消防団活躍推進室	平成31年3月29日
規則第51号	さいたま市消防団員服制規則の一部を改正する規則	消防団活躍推進室	平成31年3月29日
規則第52号	さいたま市消防団員被服等の給与及び貸与に関する規則の一部を改正する規則	消防団活躍推進室	平成31年3月29日

さいたま市規則第1号

さいたま市六日町山の家条例施行規則を廃止する規則

さいたま市六日町山の家条例施行規則（平成13年さいたま市規則第166号）
は、廃止する。

附 則

この規則は、平成32年4月1日から施行する。

さいたま市規則第2号

さいたま市火薬類取締法施行細則の一部を改正する規則

さいたま市火薬類取締法施行細則（平成29年さいたま市規則第65号）の一部を次のように改正する。

次の表中下線又は太線の表示部分（以下、改正前の欄にあっては「改正部分」と、改正後の欄にあっては「改正後部分」という。）については、次のとおりとする。

- (1) 改正部分及びそれに対応する改正後部分が存在するときは、当該改正部分を当該改正後部分に改める。
- (2) 改正部分のみ存在するときは、当該改正部分を削る。
- (3) 改正後部分のみ存在するときは、当該改正後部分を加える。

改正後	改正前
<p>様式第10号（第4条関係） 火薬庫外貯蔵場所指示申請書</p> <p>[略]</p> <div style="border: 1px solid black; width: 300px; height: 20px; margin-left: 20px;">[略]</div>	<p>様式第10号（第4条関係） 火薬庫外貯蔵場所指示申請書</p> <p>[略]</p> <div style="border: 1px solid black; width: 300px; height: 20px; margin-left: 20px;">[略]</div> <p><u>注 この用紙の大きさは、日本工業規格A4とすること。</u></p>
<p>様式第12号（第4条関係） 火薬庫外貯蔵場所指示申請書記載事項変更報告書</p> <p>[略]</p> <div style="border: 1px solid black; width: 300px; height: 20px; margin-left: 20px;">[略]</div>	<p>様式第12号（第4条関係） 火薬庫外貯蔵場所指示申請書記載事項変更報告書</p> <p>[略]</p> <div style="border: 1px solid black; width: 300px; height: 20px; margin-left: 20px;">[略]</div> <p><u>注 この用紙の大きさは、日本工業規格A4とすること。</u></p>
<p>様式第13号（第4条関係） 火薬庫外貯蔵場所廃止届</p> <p>[略]</p> <div style="border: 1px solid black; width: 300px; height: 20px; margin-left: 20px;">[略]</div> <p>注</p>	<p>様式第13号（第4条関係） 火薬庫外貯蔵場所廃止届</p> <p>[略]</p> <div style="border: 1px solid black; width: 300px; height: 20px; margin-left: 20px;">[略]</div> <p>注 <u>1 火薬類火薬庫外貯蔵場所指示証を添付すること。</u> <u>2 この用紙の大きさは、日本工業規格A4とすること。</u></p>
<p>様式第14号（第5条関係） 火薬類製造（販売）営業廃止届</p> <p>[略]</p> <div style="border: 1px solid black; width: 300px; height: 20px; margin-left: 20px;">[略]</div> <p>注</p>	<p>様式第14号（第5条関係） 火薬類製造（販売）営業廃止届</p> <p>[略]</p> <div style="border: 1px solid black; width: 300px; height: 20px; margin-left: 20px;">[略]</div> <p>注 <u>1 この届出には、製造（販売）営業許可証を添付すること。（全部廃止の場合に限る。）</u> <u>2 この用紙の大きさは、日本工業規格A4</u></p>

様式第15号（第6条関係）
火薬庫用途廃止届

[略]

[略]

注

様式第16号（第7条関係）
火薬類譲渡（譲受）許可証失効届

[略]

[略]

様式第17号（第8条、第9条関係）
保安教育計画（変更）認可申請書

[略]

[略]

注

様式第19号（第9条関係）
保安教育計画を定めるべき者の指定取消申請書

[略]

[略]

様式第21号（第10条関係）
火薬類製造（取扱）保安責任者等選任（解任）届

[略]

[略]

注

様式第22号（第11条関係）
定期自主検査計画届

[略]

[略]

とすること。

様式第15号（第6条関係）
火薬庫用途廃止届

[略]

[略]

注 1 この届出には、火薬庫設置許可証を添付

すること。

2 この用紙の大きさは、日本工業規格A4

とすること。

様式第16号（第7条関係）
火薬類譲渡（譲受）許可証失効届

[略]

[略]

注 この用紙の大きさは、日本工業規格A4とす

ること。

様式第17号（第8条、第9条関係）
保安教育計画（変更）認可申請書

[略]

[略]

注 1 保安教育計画を添付すること。

2 この用紙の大きさは、日本工業規格A4

とすること。

様式第19号（第9条関係）
保安教育計画を定めるべき者の指定取消申請書

[略]

[略]

注 この用紙の大きさは、日本工業規格A4とす

ること。

様式第21号（第10条関係）
火薬類製造（取扱）保安責任者等選任（解任）届

[略]

[略]

注 1 火薬類製造（取扱）保安責任者免状の写

しを添付すること。

2 この用紙の大きさは、日本工業規格A4

とすること。

様式第22号（第11条関係）
定期自主検査計画届

[略]

[略]

注 この用紙の大きさは、日本工業規格A4とす

ること。

様式第 2 3 号 (第 1 1 条関係)
定期自主検査報告書

[略]

[略]

様式第 2 4 号 (第 1 2 条関係)
火薬類安定度試験結果報告書

[略]

[略]

様式第 2 5 号 (第 1 3 条関係)
火薬類製造施設 (火薬庫) 使用休止 (再開) 届

[略]

[略]

様式第 2 6 号 (第 1 4 条関係)
火薬類製造報告書 (年度分)

[略]

[略]

様式第 2 7 号 (第 1 5 条関係)
火薬類製造 (販売) 営業許可申請書記載事項変更報告書

[略]

[略]

様式第 2 8 号 (第 1 6 条関係)
火薬類販売報告書 (年度分)

[略]

[略]

様式第 2 9 号 (第 1 7 条、第 1 9 条関係)
火薬庫設置等許可申請書記載事項変更届 (報告書)

[略]

[略]

様式第 2 3 号 (第 1 1 条関係)
定期自主検査報告書

[略]

[略]

注 この用紙の大きさは、日本工業規格 A 4 とすること。

様式第 2 4 号 (第 1 2 条関係)
火薬類安定度試験結果報告書

[略]

[略]

注 この用紙の大きさは、日本工業規格 A 4 とすること。

様式第 2 5 号 (第 1 3 条関係)
火薬類製造施設 (火薬庫) 使用休止 (再開) 届

[略]

[略]

注 この用紙の大きさは、日本工業規格 A 4 とすること。

様式第 2 6 号 (第 1 4 条関係)
火薬類製造報告書 (年度分)

[略]

[略]

注 この用紙の大きさは、日本工業規格 A 4 とすること。

様式第 2 7 号 (第 1 5 条関係)
火薬類製造 (販売) 営業許可申請書記載事項変更報告書

[略]

[略]

注 この用紙の大きさは、日本工業規格 A 4 とすること。

様式第 2 8 号 (第 1 6 条関係)
火薬類販売報告書 (年度分)

[略]

[略]

注 この用紙の大きさは、日本工業規格 A 4 とすること。

様式第 2 9 号 (第 1 7 条、第 1 9 条関係)
火薬庫設置等許可申請書記載事項変更届 (報告書)

[略]

[略]

注 この用紙の大きさは、日本工業規格 A 4 とすること。

様式第30号(第18条関係)
火薬類出納報告書(年度分)

[略]

[略]

様式第31号(第20条関係)
火薬類輸入許可申請書記載事項変更届

[略]

[略]

様式第32号(第21条関係)
火薬類消費許可申請書記載事項変更届

[略]

[略]

様式第33号(第22条関係)
火薬類消費報告書(年度分)

[略]

[略]

様式第34号(第23条関係)
火薬類廃棄許可申請書記載事項変更届

[略]

[略]

様式第35号(第24条関係)
火薬類所有権取得届

[略]

[略]

様式第36号(第25条関係)
火薬類災害事故報告書

[略]

[略]

注

様式第30号(第18条関係)
火薬類出納報告書(年度分)

[略]

[略]

注 この用紙の大きさは、日本工業規格A4とすること。

様式第31号(第20条関係)
火薬類輸入許可申請書記載事項変更届

[略]

[略]

注 この用紙の大きさは、日本工業規格A4とすること。

様式第32号(第21条関係)
火薬類消費許可申請書記載事項変更届

[略]

[略]

注 この用紙の大きさは、日本工業規格A4とすること。

様式第33号(第22条関係)
火薬類消費報告書(年度分)

[略]

[略]

注 この用紙の大きさは、日本工業規格A4とすること。

様式第34号(第23条関係)
火薬類廃棄許可申請書記載事項変更届

[略]

[略]

注 この用紙の大きさは、日本工業規格A4とすること。

様式第35号(第24条関係)
火薬類所有権取得届

[略]

[略]

注 この用紙の大きさは、日本工業規格A4とすること。

様式第36号(第25条関係)
火薬類災害事故報告書

[略]

[略]

注 1 火薬の種類及び数量は、事故で爆発燃焼した火薬類について記入すること。

2 この用紙の大きさは、日本工業規格 A 4
とすること。

附 則

この規則は、平成 3 1 年 4 月 1 日から施行する。

さいたま市規則第3号

さいたま市みどりの条例施行規則の一部を改正する規則

さいたま市みどりの条例施行規則（平成13年さいたま市規則第205号）の一部を次のように改正する。

次の表中下線又は太線の表示部分（以下、改正前の欄にあっては「改正部分」と、改正後の欄にあっては「改正後部分」という。）については、次のとおりとする。

- (1) 改正部分及びそれに対応する改正後部分が存在するときは、当該改正部分を当該改正後部分に改める。
- (2) 改正部分のみ存在するときは、当該改正部分を削る。
- (3) 改正後部分のみ存在するときは、当該改正後部分を加える。

改正後	改正前
<p style="text-align: center;">（緑化に関する協議の適用除外）</p> <p>第10条 条例第19条第1項の規則で定めるものは、次に掲げる行為とする。</p> <p>(1) [略]</p> <p><u>(2) 建築基準法（昭和25年法律第201号）第85条第5項に規定する仮設興行場等の建築</u></p> <p><u>(3) 工場立地法（昭和34年法律第24号）第6条第1項の規定による届出を要する建築物の建築（当該建築物の建築の用に供する目的で行う開発行為を含む。次号から第9号までにおいて同じ。）</u></p> <p><u>(4) 都市緑地法（昭和48年法律第72号）第34条第1項に規定する緑化地域における建築物の建築</u></p> <p><u>(5) 危険物の規制に関する政令（昭和34年政令第306号）第3条第1号に規定する給油取扱所の建築</u></p> <p><u>(6) 液化石油ガス保安規則（昭和41年通商産業省令第52号）第2条第1項第20号に規定する液化石油ガススタンドの建築</u></p> <p><u>(7) 一般高圧ガス保安規則（昭和41年通商産業省令第53号）第2条第1項第23号に規定する圧縮天然ガススタンドの建築</u></p> <p><u>(8) 一般高圧ガス保安規則第2条第1項第24号に規定する液化天然ガススタンドの建築</u></p> <p><u>(9) 一般高圧ガス保安規則第2条第1項第25号に規定する圧縮水素スタンドの建築</u></p> <p><u>(10) 敷地の拡張を伴わない建築物の増築又は改築（当該建築物の増築又は改築の用に供する目的で行う開発行為を含む。）であって、当該行為に係る建築面積の合計が、増築又は改築前の建</u></p>	<p style="text-align: center;">（緑化に関する協議の適用除外）</p> <p>第10条 条例第19条第1項の規則で定めるものは、次に掲げる行為とする。</p> <p>(1) [略]</p> <p><u>(2) 工場立地法（昭和34年法律第24号）第6条第1項の規定による届出を要する開発行為又は建築物の建築</u></p> <p><u>(3) 都市緑地法（昭和48年法律第72号）第34条第1項に規定する緑化地域における開発行為又は建築物の建築</u></p>

建築物の建築面積の5分の1以内であるもの

(11) [略]

(4) [略]

附 則

(施行期日)

- 1 この規則は、平成31年4月1日から施行する。

(経過措置)

- 2 この規則による改正後のさいたま市みどりの条例施行規則第10条の規定は、この規則の施行の日以後に開始する緑化に関する協議について適用し、同日前に開始した緑化に関する協議については、なお従前の例による。

さいたま市規則第4号

さいたま市市営住宅条例施行規則の一部を改正する規則

さいたま市市営住宅条例施行規則（平成13年さいたま市規則第225号）の一部を次のように改正する。

次の表中下線又は太線の表示部分（以下、改正前の欄にあつては「改正部分」と、改正後の欄にあつては「改正後部分」という。）については、次のとおりとする。

- (1) 改正部分及びそれに対応する改正後部分が存在するときは、当該改正部分を当該改正後部分に改める。
- (2) 改正部分のみ存在するときは、当該改正部分を削る。
- (3) 改正後部分のみ存在するときは、当該改正後部分を加える。

改正後							改正前						
別表第1（第2条関係）							別表第1（第2条関係）						
1 公営住宅							1 公営住宅						
名称	位置	戸数	規 格		棟番号又は部屋番号	共同施設等の種類	名称	位置	戸数	規 格		棟番号又は部屋番号	共同施設等の種類
			建設年度	構造						建設年度	構造		
道祖土戸崎団地	さいたま市緑区道祖土1丁目26番18号	24戸	昭和33年度	鉄筋4階建	1号棟		道祖土戸崎団地	さいたま市緑区道祖土1丁目26番18号	24戸	昭和34年度	鉄筋4階建	2号棟	
			昭和35年度	鉄筋4階建						3号棟			
峰岸住宅	[略]						峰岸住宅	[略]					
[略]							[略]						
2・3 [略]							2・3 [略]						
様式第1号（第3条関係） （表） 市営住宅入居申込書							様式第1号（第3条関係） （表） 市営住宅入居申込書						
[略]							[略]						
なお、この申込書を提出するに <u>当たり</u> 、入居資格（募集案内 ページ）があることを誓約するとともに、次のことに同意します。							なお、この申込書を提出するに <u>あたり</u> 、入居資格（募集案内 ページ）があることを誓約するとともに、次のことに同意します。						

1・2 [略]

[略]		
[略]	生年月日	[略]
	年 月 日	
	年 月 日	
	年 月 日	
	年 月 日	
	年 月 日	
	年 月 日	
	年 月 日	
[略]		

[略]

様式第4号(第7条関係)

[略]

(宛先)

市営住宅入居請書

[略]

入居者 住 所
フリガナ
氏 名
電話番号

[略]

備考 [略]

1・2 [略]

[略]		
[略]	生年月日	[略]
	<u>明・大・昭・平</u>	
	年 月 日	
	<u>明・大・昭・平</u>	
	年 月 日	
	<u>明・大・昭・平</u>	
	年 月 日	
	<u>明・大・昭・平</u>	
	年 月 日	
	<u>明・大・昭・平</u>	
	年 月 日	
	<u>明・大・昭・平</u>	
年 月 日		
[略]		

[略]

様式第4号(第7条関係)

[略]

(あて先)

市営住宅入居請書

[略]

入居者 住 所
フリガナ
氏 名
電話番号

[略]

備考 [略]

㊞

様式第6号を次のように改める。

市営住宅連帯保証人変更承認申請書

入居権利者	市営住宅の名称 住宅番号 号棟 氏 名	住宅 号室
旧連帯保証人	住 所 氏 名	印
新連帯保証人	住 所 氏 名	登録印

次のとおり連帯保証人を変更することについて承認を受けたいので、さいたま市市営住宅条例第14条第1項の規定により、関係書類を添付して申請します。

1 変更理由

2 新連帯保証人の連絡先等

フリガナ	
氏 名	
住 所	電話番号 ()
入居権利者との関係	
勤務先名称	電話番号 ()

備考 新連帯保証人の印鑑証明書及び所得証明書等収入の額を証する書類を添付すること。

改正後	改正前												
<p>様式第 8 号 (第 1 0 条関係)</p> <p>[略]</p> <p>市営住宅同居承認申請書</p> <p>[略]</p> <p>[略]</p> <p>[略]</p> <p>[略]</p> <p>備考 申請内容を確認するために、次の書類の提出を求めることがあります。</p> <p>(1) 入居者と同居させようとする者との関係を証する<u>戸籍謄本又は戸籍全部事項証明書</u></p> <p>(2)・(3) [略]</p>	<p>様式第 8 号 (第 1 0 条関係)</p> <p>[略]</p> <p>市営住宅同居承認申請書</p> <p>[略]</p> <p>[略]</p> <p>[略]</p> <p>[略]</p> <p>備考 申請内容を確認するために、次の書類の提出を求めることがあります。</p> <p>(1) 入居者と同居させようとする者との関係を証する<u>住民票</u></p> <p>(2)・(3) [略]</p>												
<p>様式第 1 1 号 (第 1 2 条関係)</p> <p>[略]</p> <p>氏名</p> <p>市営住宅入居承継承認申請書</p> <p>[略]</p> <p>[略]</p> <p>[略]</p> <p>備考 [略]</p>	<p>様式第 1 1 号 (第 1 2 条関係)</p> <p>[略]</p> <p>氏名 ㊞</p> <p>市営住宅入居承継承認申請書</p> <p>[略]</p> <p>[略]</p> <p>[略]</p> <p>備考 [略]</p>												
<p>様式第 1 4 号 (第 1 4 条関係)</p> <p>収入申告書</p> <p>[略]</p> <table border="1" data-bbox="175 1355 774 1433"> <tr> <td>[略]</td> <td>[略]</td> </tr> <tr> <td>名義人氏名</td> <td>[略]</td> </tr> </table> <p>[略]</p> <table border="1" data-bbox="175 1467 774 1523"> <tr> <td>[略]</td> <td>[略]</td> </tr> </table>	[略]	[略]	名義人氏名	[略]	[略]	[略]	<p>様式第 1 4 号 (第 1 4 条関係)</p> <p>収入申告書</p> <p>[略]</p> <table border="1" data-bbox="845 1355 1444 1433"> <tr> <td>[略]</td> <td>[略]</td> </tr> <tr> <td>名義人氏名</td> <td>[略] ㊞</td> </tr> </table> <p>[略]</p> <table border="1" data-bbox="845 1467 1444 1523"> <tr> <td>[略]</td> <td>[略]</td> </tr> </table>	[略]	[略]	名義人氏名	[略] ㊞	[略]	[略]
[略]	[略]												
名義人氏名	[略]												
[略]	[略]												
[略]	[略]												
名義人氏名	[略] ㊞												
[略]	[略]												

附 則

この規則は、平成 3 1 年 4 月 1 日から施行する。ただし、別表第 1 の改正は、公布の日から施行する。

さいたま市規則第5号

さいたま市消防職員委員会に関する規則の一部を改正する規則

さいたま市消防職員委員会に関する規則（平成13年さいたま市規則第237号）の一部を次のように改正する。

次の表中下線又は太線の表示部分（以下、改正前の欄にあっては「改正部分」と、改正後の欄にあっては「改正後部分」という。）については、次のとおりとする。

- (1) 改正部分及びそれに対応する改正後部分が存在するときは、当該改正部分を当該改正後部分に改める。
- (2) 改正部分のみ存在するときは、当該改正部分を削る。
- (3) 改正後部分のみ存在するときは、当該改正後部分を加える。

改正後	改正前
<p style="text-align: center;">(委員長)</p> <p>第3条 [略]</p> <p><u>2 委員長の任期は、1年とする。ただし、委員長に欠員を生じたとき新たに指名された委員長の任期は、前任者の残任期間とする。</u></p> <p><u>3 委員長は、これを再任することができる。</u></p>	<p style="text-align: center;">(委員長)</p> <p>第3条 [略]</p>
<p style="text-align: center;">(委員会の会議及び議事等)</p> <p>第9条 [略]</p> <p><u>2 委員会の会議は、委員長が招集する。この場合において、委員長は、当該会議に係る前条第1項の規定による意見の提出のための期間を十分に確保するとともに、消防職員全員に対し、あらかじめ、当該期間並びに会議の日時及び場所を周知するものとする。</u></p> <p><u>3 前項の場合において、委員長は、委員に対しては会議を開く日の2週間前までに会議の日時、場所及び審議時間並びに審議の対象となる消防職員から提出された意見の概要を、意見を提出した消防職員及び意見取りまとめ者に対しては会議を開く日までに当該意見を審議の対象とするか否かの取扱い（審議対象としない場合にあつては、その理由を含む。）をそれぞれ通知するものとする。</u></p> <p><u>4 [略]</u></p> <p><u>5 [略]</u></p> <p><u>6 [略]</u></p>	<p style="text-align: center;">(委員会の会議及び議事等)</p> <p>第9条 [略]</p> <p><u>2 委員会の会議は、委員長が招集する。この場合において、委員長は、委員に対しては会議を開く日の2週間前までに会議の日時、場所及び審議時間並びに審議の対象となる消防職員から提出された意見の概要を、意見を提出した消防職員及び意見取りまとめ者に対しては会議を開く日までに当該意見を審議の対象とするか否かの取扱いをそれぞれ通知するものとする。</u></p> <p><u>3 [略]</u></p> <p><u>4 [略]</u></p> <p><u>5 [略]</u></p>
<p style="text-align: center;">(運営上の留意事項)</p> <p><u>第12条 消防長及び委員長は、委員会が、消防職員間の意思疎通を図るとともに、消防事務の運営</u></p>	

に消防職員の意見を反映しやすくすることにより、消防職員の士気を高め、もって消防事務の円滑な運営に資することを旨としていることに鑑み、消防職員が意見を提出しやすい環境づくり並びに委員会の公正性及び透明性の確保に努めなければならない。

第13条 [略]

第14条 [略]

別記様式（第8条関係）

意見書

提出者所属名	意見提出日 年 月 日	※2 整理番号
[略]		
(意見取りまとめ者を経由する場合) 意見取りまとめ者から委員会の庶務を担当する課への提出において希望する提出者職氏名の取扱い 記名 ・ 匿名		
[略]		

[略]

第12条 [略]

第13条 [略]

別記様式（第8条関係）

意見書

提出者所属名	意見提出日 年 月 日	※2 整理番号
[略]		
[略]		

[略]

附 則

(施行期日)

- 1 この規則は、平成31年4月1日から施行する。

(経過措置)

- 2 この規則の施行の際、現に委員長である者の任期は、この規則による改正後のさいたま市消防職員委員会に関する規則第3条第2項本文の規定にかかわらず、この規則の施行の日から起算して1年を超えない範囲において消防長の定める日までの期間とする。

さいたま市規則第6号






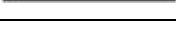





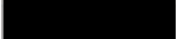





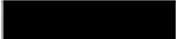

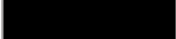






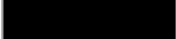

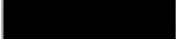

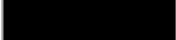

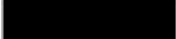
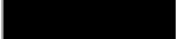
さいたま市消防吏員服制規則の一部を改正する規則

さいたま市消防吏員服制規則（平成13年さいたま市規則第240号）の一部を次のように改正する。







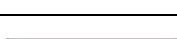



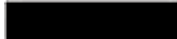







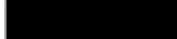




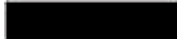



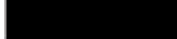



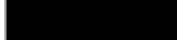

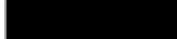
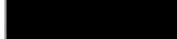
次の表中下線又は太線の表示部分（以下、改正前の欄にあつては「改正部分」と、改正後の欄にあつては「改正後部分」という。）については、次のとおりとする。

- (1) 改正部分及びそれに対応する改正後部分が存在するときは、当該改正部分を当該改正後部分に改める。
- (2) 改正部分のみ存在するときは、当該改正部分を削る。
- (3) 改正後部分のみ存在するときは、当該改正後部分を加える。

改正後			改正前		
別表（第2条関係） (1)～(4) [略] (5) 救助隊の服制			別表（第2条関係） (1)～(4) [略] (5) 救助隊の服制		
品名	区分	摘要	品名	区分	摘要
[略]			[略]		
救助服	上衣	[略]	救助服	上衣	[略]
		救助隊員章		救助隊員章	[略]
		特別高度救助隊員章			
		特別高度救助隊章			
		[略]			[略]
[略]			[略]		
夏救助服	上衣	[略]	夏救助服	上衣	[略]
		[略]			[略]
		救助隊員章			救助隊員章
		特別高度救助隊員章			
		特別高度救助隊章			
		[略]			[略]
[略]			[略]		
[略]			[略]		
図（数字は、寸法を示し、その単位は、ミリメートルとする。） [略] <div style="display: flex; justify-content: center; align-items: center; margin: 5px 0;"> [略] 消防隊 </div> [略] <div style="display: flex; justify-content: center; align-items: center; margin: 5px 0;"> [略] 防火帽 </div> [略] <div style="display: flex; justify-content: center; align-items: center; margin: 5px 0;"> [略] しころに付ける階級周章 </div>			図（数字は、寸法を示し、その単位は、ミリメートルとする。） [略] <div style="display: flex; justify-content: center; align-items: center; margin: 5px 0;"> [略] 消防隊 </div> [略] <div style="display: flex; justify-content: center; align-items: center; margin: 5px 0;"> [略] 防火帽 </div> [略] <div style="display: flex; justify-content: center; align-items: center; margin: 5px 0;"> [略] しころ及び救急帽につける階級周章 </div>		

階 級	寸 法	周 章
消防副士長	5	
	1 0	
	1 0	
消防士長	1 0	
	1 0	
	1 0	
消防司令補	1 0	
	1 0	
	2 5	
消防司令	2 5	
	1 0	
	2 5	
消防司令長	2 5	
	1 0	
	1 0	
	1 0	
	2 5	
消防監	2 5	
	1 0	
	2 5	
	1 0	
	2 5	
消防正監	2 0	
	5	
	2 0	
	5	
消防司監	4 0	
	5	
	4 0	
	5	
消防司監	4 0	
	5	
	4 0	
	5	

[略]

階 級	寸 法		周 章
	しころ	救急帽	
消防士	1 0	4	
消防副士長	5	3	
	1 0	3	
	1 0	4	
消防士長	1 0	4	
	1 0	3	
	1 0	4	
消防司令補	1 0	4	
	1 0	3	
	2 5	6	
消防司令	2 5	6	
	1 0	3	
	2 5	6	
消防司令長	2 5	6	
	1 0	3	
	1 0	4	
	1 0	3	
	2 5	6	
消防監	2 5	6	
	1 0	3	
	2 5	6	
	1 0	3	
	2 5	6	
消防正監	2 0	6	
	5	3	
	2 0	6	
	5	3	
消防司監	4 0	8	
	5	3	
	4 0	8	
	5	3	
消防司監	4 0	8	
	5	3	
	4 0	8	
	5	3	

[略]

救助隊
救助服（上衣）
製式

前面



[略]

後面
[略]

救助隊
救助服（上衣）
製式

前面



[略]

後面
[略]

附 則

この規則は、平成31年4月1日から施行する。

さいたま市規則第7号

さいたま市消防吏員被服等の給与及び貸与に関する規則の一部を改正する規則

さいたま市消防吏員被服等の給与及び貸与に関する規則（平成13年さいたま市規則第241号）の一部を次のように改正する。

次の表中下線又は太線の表示部分（以下、改正前の欄にあっては「改正部分」と、改正後の欄にあっては「改正後部分」という。）については、次のとおりとする。

- (1) 改正部分及びそれに対応する改正後部分が存在するときは、当該改正部分を当該改正後部分に改める。
- (2) 改正部分のみ存在するときは、当該改正部分を削る。
- (3) 改正後部分のみ存在するときは、当該改正後部分を加える。

改正後		改正前	
別表第2（第3条関係）		別表第2（第3条関係）	
	品名		貸与区分
装備品	[略]		
	特別高度救助隊員章		[略]
	特別高度救助隊章		所属
	[略]		
[略]		[略]	

附 則

この規則は、平成31年4月1日から施行する。

さいたま市規則第 8 号

さいたま市障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律施行細則の一部を改正する規則

さいたま市障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律施行細則（平成 18 年さいたま市規則第 65 号）の一部を次のように改正する。

次の表中下線又は太線の表示部分（以下、改正前の欄にあっては「改正部分」と、改正後の欄にあっては「改正後部分」という。）については、次のとおりとする。

- (1) 改正部分及びそれに対応する改正後部分が存在するときは、当該改正部分を当該改正後部分に改める。
- (2) 改正部分のみ存在するときは、当該改正部分を削る。
- (3) 改正後部分のみ存在するときは、当該改正後部分を加える。

改正後	改正前
<p>第 24 条 削除</p>	<p style="text-align: center;"><u>（治療材料の支給等の承認）</u></p> <p>第 24 条 指定自立支援医療機関が治療材料の支給、<u>施術、看護又は移送に係る自立支援医療を行わない場合において、当該医療を受けようとする障害者又は障害児（育成医療又は更生医療を受ける者に限る。）の保護者は、次の各号に掲げる自立支援医療の種類ごとに当該各号に定める申請書を福祉事務所長又は保健所長に提出し、その承認を受けなければならない。</u></p> <p>(1) <u>育成医療 自立支援医療（育成医療）（治療材料の支給・施術・看護・移送）承認申請書（様式第 37 号）</u></p> <p>(2) <u>更生医療 自立支援医療（更生医療）（治療材料の支給・施術・看護・移送）承認申請書（様式第 38 号）</u></p> <p>2 <u>福祉事務所長又は保健所長は、前項の医療の給付を承認したときは自立支援医療（育成医療）（治療材料の支給・施術・看護・移送）承認通知書（様式第 39 号）又は自立支援医療（更生医療）（治療材料の支給・施術・看護・移送）承認通知書（様式第 40 号）により、またその申請を却下することを決定したときは自立支援医療（育成医療）（治療材料の支給・施術・看護・移送）却下通知書（様式第 41 号）又は自立支援医療（更生医療）（治療材料の支給・施術・看護・移送）却下通知書（様式第 42 号）により当該障害者又は当該障害児の保護者に通知するものとする。</u></p>

様式第 19 号を次のように改める。

様式第19号（第18条、第20条関係）

自立支援医療費（育成医療）支給認定申請書（新規・再認定・変更）※1						
フリガナ 受診者氏名		性別	男・女	年齢	歳	生 年 月 日 年 月 日
フリガナ 受診者住所	(〒)					
個人番号				電話番号		
フリガナ 保護者氏名				受診者との関係		
フリガナ 保護者住所※2	(〒)					
個人番号				電話番号※2		
受診者の被保険者証の記号及び番号				保険者名		
受診者と同一保険の加入者及び加入者個人番号	別添提出の自立支援医療（育成）「世帯」調書のとおり。					
該当する所得区分※3	生保・低1・低2・中間1・中間2・一定以上		重度かつ継続※4		該当・非該当	
身体障害者手帳番号			精神障害者保健福祉手帳番号			
受診を希望する指定自立支援医療機関（薬局・訪問看護事業者を含む）	医療機関名			所在地・電話番号		
受給者番号※5						
<p>私は、上記のとおり、自立支援医療費の支給を申請します。</p> <p>年 月 日</p> <p>(宛先) さいたま市保健所長</p> <p>申請者氏名 印 ※6</p>						

- ※1 新規・再認定・変更（自己負担上限額及び指定医療機関の変更認定の申請の場合）のいずれかに○をする。
- ※2 受診者本人と異なる場合に記入。
- ※3 裏面のチェックシートを参照し、該当すると思う区分に○をする。
- ※4 裏面のチェックシートを参照し、該当すると思う区分に○をする。
- ※5 再認定又は変更の方のみ記入。
- ※6 申請者氏名については自署又は記名押印。

※課税状況確認同意欄	
自立支援医療（育成医療）支給認定にあたり必要があるときは、私及び私の世帯員の市町村民税の課税状況について、税務担当部署へ照会・確認することに同意します。また、このことは私の世帯員の同意を得ています。	
年 月 日	
(宛先)さいたま市保健所長	申請者 住所
	氏 名 印 ※6

----- ここから下の欄には記入しないでください。 -----

自治体記入欄

申請受付年月日		進達年月日		認定年月日	
前回所得区分	生保・低1・低2・中間1・中間2・一定以上	重度かつ継続	該当	・	非該当
今回所得区分	生保・低1・低2・中間1・中間2・一定以上	重度かつ継続	該当	・	非該当
前回の受給者番号		今回の受給者番号			
備考					

様式第22号（表）を次のように改める。

様式第22号（第19条関係）

（表）

自立支援医療受給者証（育成医療）										
公費負担者番号							自己負担上限額			
受給者番号							月額 円			
受診者	フリガナ				性別		生年月日			
	氏名									
	住所									
	被保険者証の記号及び番号		記号		番号					
	保険者名									
	重度かつ継続									
保護者	フリガナ				続柄					
	氏名									
	住所									
対象となる障害名及び医療の具体的方針										
公費負担の対象となる障害										
医療の具体的方針										
特定疾病療養受療証										
指定医療機関名	病院・診療所名			所在地						
				電話番号						
	薬局名			所在地						
				電話番号						
	訪問看護事業者名			所在地						
				電話番号						
有効期間				年 月 日から			年 月 日まで			
<p>上記のとおり認定する。</p> <p>年 月 日</p> <p style="text-align: center;">さいたま市保健所長 印</p>										

※ 人工透析を受ける方については、本受給者証と併せて特定疾病療養受療証を医療機関窓口提出すること。

様式第25号を次のように改める。

第 号
年 月 日

様

さいたま市保健所長



自立支援医療（育成医療）却下通知書

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律第53条第1項の規定による自立支援医療（育成医療）の申請は、次の理由により却下します。

理由

- 1 所得基準を上回る所得であるため
- 2 自立支援医療の対象となる疾病、障害ではないため
- 3 その他（ ）

（教示）

- 1 この処分について不服があるときは、処分があったことを知った日の翌日から起算して3箇月以内にさいたま市長に対して審査請求をすることができます。なお、3箇月以内であっても、処分があった日の翌日から起算して1年を経過すると審査請求をすることができなくなります。
- 2 この処分の取消しの訴えは、処分があったことを知った日の翌日から起算して6箇月以内にさいたま市を被告として（市長が被告の代表者となります。）提起することができます。なお、6箇月以内であっても、処分の日から起算して1年を経過すると取消しの訴えを提起することができなくなります。
- 3 この処分があったことを知った日の翌日から起算して3箇月以内に審査請求をした場合には、処分の取消しの訴えは、その審査請求に対する裁決があったことを知った日の翌日から起算して6箇月以内に提起することができます。なお、6箇月以内であっても、裁決の日から起算して1年を経過すると取消しの訴えを提起することができなくなります。

様式第28号を次のように改める。

様式第31号を次のように改める。

様式第31号(第22条関係)

自立支援医療（育成医療）受給者証再交付申請書

受診者	フリガナ		性別	生年月日
	氏名		男・女	年 月 日
	住所	(〒)		
	電話番号			
	個人番号			
保護者	フリガナ		続柄	
	氏名			
	住所	(〒)		
	電話番号			
	個人番号			
再交付申請の理由 (右のいずれかを○で囲んでください)	<ul style="list-style-type: none"> ・紛失 ・汚損 ・破損 ・その他（下に理由の詳細を記載してください。） <p>(理由：)</p>			
<p>上記のとおり、自立支援医療受給者証の再交付を申請します。</p> <p style="text-align: center;">年 月 日 (宛先) さいたま市保健所長</p> <p style="text-align: right;">申請者氏名 ㊟</p> <p style="text-align: right;">(自署又は記名押印)</p>				

※再交付の理由が汚損・破損の場合は、お持ちの受給者証を添付してください。

様式第 3 7 号から様式第 4 2 号までを次のように改める。

様式第 3 7 号から様式第 4 2 号まで 削除

附 則

(施行期日)

1 この規則は、公布の日から施行する。

(経過措置)

2 この規則の施行の際現にこの規則による改正前のさいたま市障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律施行細則様式第 1 9 号、様式第 2 8 号及び様式第 3 1 号の規定により作成されている様式については、当分の間、使用することができる。

さいたま市規則第9号

さいたま市水道の布設工事監督者及び水道技術管理者に関する条例施行規則の一部を改正する規則

さいたま市水道の布設工事監督者及び水道技術管理者に関する条例施行規則（平成24年さいたま市規則第23号）の一部を次のように改正する。

次の表中下線又は太線の表示部分（以下、改正前の欄にあっては「改正部分」と、改正後の欄にあっては「改正後部分」という。）については、次のとおりとする。

- (1) 改正部分及びそれに対応する改正後部分が存在するときは、当該改正部分を当該改正後部分に改める。
- (2) 改正部分のみ存在するときは、当該改正部分を削る。
- (3) 改正後部分のみ存在するときは、当該改正後部分を加える。

改正後	改正前
<p style="text-align: center;">（布設工事監督者の資格）</p> <p>第2条 条例第3条第6号の規定により同条第1号から第5号までに掲げる者と同等以上の技能を有すると認められる者は、次の各号のいずれかに該当する者とする。</p> <p>(1)・(2) [略]</p> <p>(3) 技術士法（昭和58年法律第25号）第4条第1項の規定による第2次試験のうち上下水道部門に合格した者（選択科目として上水道及び工業用水道を選択した者に限る。）であって、1年以上水道に関する技術上の実務に従事した経験を有するもの</p> <p style="text-align: center;">（水道技術管理者の資格）</p> <p>第3条 条例第4条第1項第4号の規定により同項第2号及び第3号に掲げる者と同等以上の技能を有すると認められる者は、次の各号のいずれかに該当する者とする。</p> <p>(1) 条例第3条第1号、第3号及び第4号に規定する学校において、工学、理学、農学、医学及び薬学に関する学科目並びにこれらに相当する学科目以外の学科目を修めて卒業した（当該学科目を修めて学校教育法による<u>専門職大学の前期課程</u>（以下この号において「<u>専門職大学前期課程</u>」という。）を修了した場合を含む。）後、同条第1号に規定する学校の卒業者については5年以上、同条第3号に規定する学校の卒業者（<u>専門職大学前期課程の修了者を含む。次号において同じ。</u>）については7年以上、同条第4</p>	<p style="text-align: center;">（布設工事監督者の資格）</p> <p>第2条 条例第3条第6号の規定により同条第1号から第5号までに掲げる者と同等以上の技能を有すると認められる者は、次の各号のいずれかに該当する者とする。</p> <p>(1)・(2) [略]</p> <p>(3) 技術士法（昭和58年法律第25号）第4条第1項の規定による第2次試験のうち上下水道部門に合格した者（選択科目として上水道及び工業用水道又は水道環境を選択したものに限る。）であって、1年以上水道に関する技術上の実務に従事した経験を有するもの</p> <p style="text-align: center;">（水道技術管理者の資格）</p> <p>第3条 条例第4条第1項第4号の規定により同項第2号及び第3号に掲げる者と同等以上の技能を有すると認められる者は、次の各号のいずれかに該当する者とする。</p> <p>(1) 条例第3条第1号、第3号及び第4号に規定する学校において、工学、理学、農学、医学及び薬学に関する学科目並びにこれらに相当する学科目以外の学科目を修めて卒業した後、同条第1号に規定する学校の卒業者については5年以上、同条第3号に規定する学校の卒業者については7年以上、同条第4号に規定する学校の卒業者については9年以上水道に関する技術上の実務に従事した経験を有する者</p>

号に規定する学校の卒業者については9年以上 水道に関する技術上の実務に従事した経験を有 する者	
(2)・(3) [略]	(2)・(3) [略]
2 [略]	2 [略]

附 則

(施行期日)

- 1 この規則は、平成31年4月1日から施行する。

(経過措置)

- 2 この規則の施行前に行われた技術士法（昭和58年法律第25号）第4条第1項の規定による第2次試験のうち上下水道部門に係るものに合格した者であって、選択科目として水道環境を選択したものは、この規則による改正後のさいたま市水道の布設工事監督者及び水道技術管理者に関する条例施行規則第2条第3号の適用については、同法第4条第1項の規定による第2次試験のうち上下水道部門に係るものに合格した者であって、選択科目として上水道及び工業用水道を選択したものとみなす。

さいたま市規則第10号

さいたま市産業文化センター条例施行規則の一部を改正する規則

さいたま市産業文化センター条例施行規則（平成13年5月1日規則第180号）の一部を次のように改正する。

次の表中下線又は太線の表示部分（以下、改正前の欄にあっては「改正部分」と、改正後の欄にあっては「改正後部分」という。）については、次のとおりとする。

- (1) 改正部分及びそれに対応する改正後部分が存在するときは、当該改正部分を当該改正後部分に改める。
- (2) 改正部分のみ存在するときは、当該改正部分を削る。
- (3) 改正後部分のみ存在するときは、当該改正後部分を加える。

改正後				改正前			
別表（第7条関係）				別表（第7条関係）			
	名 称	単 位	利用料金（1回につき）		名 称	単 位	利用料金（1回につき）
舞台 設備	演壇	〔 略〕	<u>540円</u>	舞台 設備	演壇	〔 略〕	<u>530円</u>
	反響板		<u>3,300円</u>		反響板		<u>3,240円</u>
	びょうぶ		<u>1,100円</u>		びょうぶ		<u>1,080円</u>
	〔略〕		〔略〕		〔略〕		〔略〕
	平台		<u>220円</u>		平台		<u>210円</u>
	〔略〕	〔略〕	〔略〕		〔略〕	〔略〕	〔略〕
音響 設備	拡声装置		<u>2,200円</u>	音響 設備	拡声装置		<u>2,160円</u>
	ワイヤレスマイク		<u>1,100円</u>		ワイヤレスマイク		<u>1,080円</u>
	コンデンサーマイク		<u>1,100円</u>		コンデンサーマイク		<u>1,080円</u>
	ダイナミックマイク		<u>540円</u>		ダイナミックマイク		<u>530円</u>
	エレクトレットマイク		<u>540円</u>		エレクトレットマイク		<u>530円</u>
	〔略〕		〔略〕		〔略〕		〔略〕
	ステージスピーカー		<u>1,100円</u>		ステージスピーカー		<u>1,080円</u>
	はね返りスピーカー		<u>540円</u>		はね返りスピーカー		<u>530円</u>
	コンパクトディスクプレーヤー		<u>540円</u>		コンパクトディスクプレーヤー		<u>530円</u>
	レコードプレーヤー		<u>540円</u>		レコードプレーヤー		<u>530円</u>
	カセットテープレコーダー		<u>540円</u>		カセットテープレコーダー		<u>530円</u>
	オープンテープレコーダー		<u>540円</u>		オープンテープレコーダー		<u>530円</u>

楽器	ピアノ	<u>3,300円</u>	楽器	ピアノ	<u>3,240円</u>
映写 設備	16ミリ映写機 スクリーン	<u>2,200円</u> <u>1,100円</u>	映写 設備	16ミリ映写機 スクリーン	<u>2,160円</u> <u>1,080円</u>
照明 設備	調光装置	<u>2,200円</u>	照明 設備	調光装置	<u>2,160円</u>
	ボーダーライト	<u>1,100円</u>		ボーダーライト	<u>1,080円</u>
	サスペンション ライト	<u>1,100円</u>		サスペンション ライト	<u>1,080円</u>
	アッパーホリゾ ントライト	<u>1,100円</u>		アッパーホリゾ ントライト	<u>1,080円</u>
	ローアホリゾ ントライト	<u>1,100円</u>		ローアホリゾ ントライト	<u>1,080円</u>
	サイドスポット ライト	<u>1,100円</u>		サイドスポット ライト	<u>1,080円</u>
	シーリングライ ト	<u>1,100円</u>		シーリングライ ト	<u>1,080円</u>
	センターピンス ポットライト	<u>1,100円</u>		センターピンス ポットライト	<u>1,080円</u>
備考	[略]		備考	[略]	

附 則

(施行期日)

- この規則は、平成31年10月1日から施行する。

(経過措置)

- この規則による改正後のさいたま市産業文化センター条例施行規則別表の規定は、この規則の施行の日（以下「施行日」という。）以後の附属設備の利用に係る利用料金で、施行日以後に納付するものについて適用し、施行日前の附属設備の利用に係る利用料金で施行日前又は施行日以後に納付するもの及び施行日以後の附属設備の利用に係る利用料金で施行日前に納付するものについては、なお従前の例による

。

さいたま市規則第11号

さいたま市個人番号の利用に関する条例施行規則の一部を改正する規則

さいたま市個人番号の利用に関する条例施行規則（平成27年さいたま市規則第113号）の一部を次のように改正する。

次の表中下線又は太線の表示部分（以下、改正前の欄にあっては「改正部分」と、改正後の欄にあっては「改正後部分」という。）については、次のとおりとする。

- (1) 改正部分及びそれに対応する改正後部分が存在するときは、当該改正部分を当該改正後部分に改める。
- (2) 改正部分のみ存在するときは、当該改正部分を削る。
- (3) 改正後部分のみ存在するときは、当該改正後部分を加える。

改正後	改正前
<p>第10条 条例別表第2第8項の規則で定める事務は次の各号に掲げる事務とし、同項の規則で定める情報は当該各号に掲げる事務の区分に応じ当該各号に定める情報とする。</p> <p>(1)・(2) [略]</p> <p>(3) 特別児童扶養手当等の支給に関する法律第35条に規定する届出に係る事実についての審査に関する事務（特別児童扶養手当に係るものに限る。） 次に掲げる情報</p> <p>ア～オ [略]</p> <p>カ 当該届出を行う者又は当該者の配偶者（婚姻の届出をしていないが、事実上婚姻関係と同様の事情にある者を含む。）、<u>扶養義務者、特別児童扶養手当等の支給に関する法律施行令（昭和50年政令第207号）第5条第2項第3号に規定する所得割の納税義務者に該当する当該者若しくは当該扶養義務者と生計を同じくする子若しくは扶養義務者でない所得税法に規定する控除対象扶養親族（19歳未満の者に限る。）</u>に係る個人市民税賦課徴収情報</p> <p>キ [略]</p> <p>(4) [略]</p>	<p>第10条 条例別表第2第8項の規則で定める事務は次の各号に掲げる事務とし、同項の規則で定める情報は当該各号に掲げる事務の区分に応じ当該各号に定める情報とする。</p> <p>(1)・(2) [略]</p> <p>(3) 特別児童扶養手当等の支給に関する法律第35条に規定する届出に係る事実についての審査に関する事務（特別児童扶養手当に係るものに限る。） 次に掲げる情報</p> <p>ア～オ [略]</p> <p>カ 当該届出を行う者又は当該者の配偶者（婚姻の届出をしていないが、事実上婚姻関係と同様の事情にある者を含む。）<u>若しくは扶養義務者</u>に係る個人市民税賦課徴収情報</p> <p>キ [略]</p> <p>(4) [略]</p>

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

さいたま市規則第12号

さいたま市技能職員の給与に関する規則の一部を改正する規則

さいたま市技能職員の給与に関する規則（平成13年さいたま市規則第40号）の一部を次のように改正する。

別表第1を次のように改める。

別表第1 (第2条関係)

技 能 職 給 料 表

職員の区分	職務の 級 号給	1 級	2 級	3 級
		給料月額	給料月額	給料月額
再任用職員 以外の職員		円	円	円
	1	137,600	225,300	260,700
	2	138,700	227,000	262,700
	3	139,800	228,700	264,700
	4	140,900	230,400	266,700
	5	142,000	232,100	268,700
	6	143,300	233,800	270,700
	7	144,600	235,400	272,600
	8	145,900	237,000	274,500
	9	147,100	238,600	276,400
	10	148,800	240,300	278,300
	11	150,500	241,900	280,200
	12	152,200	243,600	282,100
	13	153,800	245,200	283,900
	14	155,600	246,900	285,800
	15	157,300	248,500	287,700
	16	159,000	250,200	289,600
	17	160,700	251,800	291,500
	18	162,500	253,500	293,400
	19	164,200	255,100	295,300
	20	165,900	256,800	297,200
	21	167,600	258,400	299,100
	22	169,400	260,100	301,000
	23	171,200	261,700	302,800
	24	173,000	263,400	304,700
	25	174,700	265,000	306,500
	26	176,400	266,700	308,400
	27	178,100	268,300	310,300
	28	179,800	270,000	312,200
	29	181,500	271,600	314,000
	30	183,300	273,300	315,900
	31	185,000	274,900	317,700
	32	186,800	276,600	319,600
	33	188,500	278,200	321,400
	34	190,300	279,900	323,200
	35	192,100	281,500	325,000
	36	193,900	283,100	326,800
37	195,600	284,700	328,500	

38	197,400	286,400	330,300
39	199,200	288,000	332,100
40	201,000	289,600	333,900
41	202,700	291,200	335,700
42	204,600	292,700	337,200
43	206,400	294,200	338,700
44	208,300	295,700	340,200
45	210,100	297,200	341,600
46	212,000	298,700	343,100
47	213,900	300,100	344,600
48	215,800	301,500	346,100
49	217,600	302,900	347,600
50	219,500	304,300	348,900
51	221,400	305,600	350,200
52	223,300	307,000	351,500
53	225,100	308,300	352,800
54	227,000	309,600	354,000
55	228,800	310,900	355,100
56	230,700	312,200	356,300
57	232,500	313,500	357,400
58	234,500	314,800	358,400
59	236,300	316,100	359,300
60	238,100	317,400	360,300
61	239,600	318,700	361,100
62	241,300	319,700	362,000
63	243,000	320,600	362,800
64	244,700	321,600	363,600
65	246,400	322,500	364,400
66	248,100	323,400	365,200
67	249,800	324,200	366,100
68	251,500	325,000	367,000
69	253,100	325,800	367,700
70	254,700	326,600	368,500
71	256,200	327,400	369,300
72	257,800	328,200	370,100
73	259,300	328,900	370,800
74	260,400	329,700	371,600
75	261,500	330,400	372,300
76	262,600	331,200	373,100
77	263,700	331,900	373,700
78	264,700	332,700	374,300
79	265,600	333,400	374,900
80	266,600	334,200	375,500

	81	267,500	334,900	376,000
	82	268,300	335,500	376,600
	83	269,100	336,000	377,100
	84	269,900	336,500	377,700
	85	270,600	337,000	378,100
	86	271,100	337,500	378,600
	87	271,500	338,000	379,100
	88	271,900	338,500	379,600
	89	272,300	338,900	380,000
	90		339,400	380,500
	91		339,900	381,000
	92		340,400	381,500
	93		340,900	381,800
	94		341,400	382,300
	95		341,800	382,700
	96		342,300	383,100
	97		342,700	383,400
	98		343,200	383,800
	99		343,600	384,100
	100		344,000	384,400
	101		344,400	384,700
再任用職員		207,600	234,800	256,600

附 則

(施行期日)

- 1 この規則は、平成31年4月1日から施行する。
(給料の切替えに伴う経過措置)
- 2 平成31年4月1日（以下「切替日」という。）の前日から引き続きさいたま市技能職員の給与に関する規則（以下「給与規則」という。）別表第1の給料表の適用を受ける職員で、その者の受ける給料月額が同日において受けていた給料月額に達しないこととなるもの（市長が別に定める職員を除く。）には、当分の間、給料月額のほか、その差額に相当する額を給料として支給する。
- 3 切替日の前日から引き続き給与規則別表第1の給料表の適用を受ける職員（前項の規定の適用を受ける職員を除く。）について、同項の規定による給料を支給される職員との権衡上必要があると認められるときは、当該職員には、市長の定めるところにより、同項の規定に準じて、給料を支給する。
- 4 切替日以後に新たに給与規則別表第1の給料表の適用を受けることとなった職員について、任用の事情等を考慮して前2項の規定による給料を支給される職員との権衡上必要があると認められるときは、当該職員には、市長の定めるところにより、前2項の規定に準じて、給料を支給する。
- 5 退職日において前3項の規定の適用を受ける職員の退職手当の基本額の算定に当たっては、その算定の基礎となる退職日給料月額（さいたま市職員退職手当条例（平成13年さいたま市条例第46号）第5条第1項に規定する退職日給料月額をいう。）に前3項の規定による給料を含むものとする。

さいたま市規則第13号

さいたま市障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律施行細則の一部を改正する規則

さいたま市障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律施行細則（平成18年さいたま市規則第65号）の一部を次のように改正する。

次の表中下線又は太線の表示部分（以下、改正前の欄にあっては「改正部分」と、改正後の欄にあっては「改正後部分」という。）については、次のとおりとする。

- (1) 改正部分及びそれに対応する改正後部分が存在するときは、当該改正部分を当該改正後部分に改める。
- (2) 改正部分のみ存在するときは、当該改正部分を削る。
- (3) 改正後部分のみ存在するときは、当該改正後部分を加える。

改正後	改正前
<p style="text-align: center;">（支給決定の変更の申請等）</p> <p>第6条 省令第17条に規定する支給決定の変更の申請及び省令第34条の44に規定する地域相談支援給付決定の変更の申請は、（介護給付費 訓練等給付費 特定障害者特別給付費 地域相談支援給付費）支給変更申請書兼利用者負担額減額・免除等変更申請書（様式第4号）により行うものとする。</p> <p>2 [略]</p>	<p style="text-align: center;">（支給決定の変更の申請等）</p> <p>第6条 省令第17条に規定する支給決定の変更の申請は、（介護給付費 訓練等給付費 特定障害者特別給付費 地域相談支援給付費）支給変更申請書兼利用者負担額減額・免除等変更申請書（様式第4号）により行うものとする。</p> <p>2 [略]</p>
<p style="text-align: center;">（支給決定の変更の決定等）</p> <p>第7条 福祉事務所長は、法第24条第2項の規定により支給決定の変更の決定又は法第51条の9第2項の規定により地域相談支援給付決定の変更の決定をしたときは、（介護給付費 訓練等給付費 特定障害者特別給付費 地域相談支援給付費）支給変更決定通知書兼利用者負担額減額・免除等変更決定通知書（様式第5号）により支給決定障害者等に通知するものとする。</p> <p>2～4 [略]</p>	<p style="text-align: center;">（支給決定の変更の決定等）</p> <p>第7条 福祉事務所長は、法第24条第2項の規定により支給決定の変更の決定をしたときは、（介護給付費 訓練等給付費 特定障害者特別給付費 地域相談支援給付費）支給変更決定通知書兼利用者負担額減額・免除等変更決定通知書（様式第5号）により支給決定障害者等に通知するものとする。</p> <p>2～4 [略]</p>
<p style="text-align: center;">（自立支援医療機関の指定等申請書）</p> <p>第16条 省令第57条第1項の申請書又は省令第62条の規定による省令第57条第1項第6号に掲げる事項の変更の届出書は、指定自立支援医療機関（育成医療・更生医療・精神通院医療）指定（更新・変更）申請書（病院又は診療所）（様式第15号）によるものとする。</p> <p>2 省令第57条第2項の申請書又は省令第62条</p>	<p style="text-align: center;">（自立支援医療機関の指定等申請書）</p> <p>第16条 省令第57条第1項の申請書又は省令第62条の規定による省令第57条第1項各号（第1号及び第5号を除く。）に掲げる事項の変更の届出書は、指定自立支援医療機関（育成医療・更生医療・精神通院医療）指定（更新・変更）申請書（病院又は診療所）（様式第15号）によるものとする。</p> <p>2 省令第57条第2項の申請書又は省令第62条</p>

の規定による省令第57条第2項第7号に掲げる事項（主として担当する薬剤師に係る事項に限る。）の変更の届出書は、指定自立支援医療機関（育成医療・更生医療・精神通院医療）指定（更新・変更）申請書（薬局）（様式第16号）によるものとする。

- 3 省令第57条第3項の申請書は、指定自立支援医療機関（育成医療・更生医療・精神通院医療）指定（更新）申請書（指定訪問看護事業者等）（様式第17号）によるものとする。

（支給の決定等）

第27条 福祉事務所長は、法第76条の規定により補装具費の支給をすることを決定したときは、補装具費支給決定通知書（様式第44号）を当該申請者に通知するとともに、補装具費支給券（様式第45号）（借受けの場合にあっては、補装具費支給券、補装具費支給券（借受け中間月用）（様式第46号）及び補装具費支給券（借受け最終月用）（様式第47号））を交付し、支給をしないことを決定したときは、補装具費支給却下通知書（様式第48号）を当該申請者に通知するものとする。

（高額障害福祉サービス等給付費）

第30条 省令第65条の9の2第1項に規定する高額障害福祉サービス等給付費の支給の申請は、高額障害福祉サービス等給付費支給申請書（様式第49号）により行うものとする。

- 2 福祉事務所長は、前項の申請書を受理したときは、高額障害福祉サービス等給付費の支給の可否を決定し、高額障害福祉サービス等給付費支給（不支給）決定通知書（様式第50号）により申請者に通知するものとする。

- 3 省令第65条の9の2第3項に規定する高額障害福祉サービス等給付費の支給の申請は、令第43条の5第6項に規定する高額障害福祉サービス等給付費支給申請書（様式第51号）により行うものとする。

- 4 福祉事務所長は、前項の申請書を受理したときは、高額障害福祉サービス等給付費の支給の可否を決定し、令第43条の5第6項に規定する高額障害福祉サービス等給付費支給（不支給）決定通知書（様式第52号）により申請者に通知するものとする。

（徴収職員）

第31条 [略]

の規定による省令第57条第2項各号（第1号及び第5号を除く。）に掲げる事項の変更の届出書は、指定自立支援医療機関（育成医療・更生医療・精神通院医療）指定（更新・変更）申請書（薬局）（様式第16号）によるものとする。

- 3 省令第57条第3項の申請書又は省令第62条の規定による省令第57条第3項各号（第1号及び第5号を除く。）に掲げる事項の変更の届出書は、指定自立支援医療機関（育成医療・更生医療・精神通院医療）指定（更新・変更）申請書（指定訪問看護事業者等（健保・老人））（様式第17号）によるものとする。

（支給の決定等）

第27条 福祉事務所長は、法第76条の規定により補装具費の支給をすることを決定したときは、補装具費支給決定通知書（様式第44号）を当該申請者に通知するとともに、補装具費支給券（様式第45号）を交付し、支給をしないことを決定したときは、補装具費支給却下通知書（様式第46号）を当該申請者に通知するものとする。

（高額障害福祉サービス等給付費）

第30条 省令第65条の9の2第1項に規定する高額障害福祉サービス等給付費の支給の申請は、高額障害福祉サービス等給付費支給申請書（様式第47号）により行うものとする。

- 2 福祉事務所長は、前項の申請書を受理したときは、高額障害福祉サービス等給付費の支給の可否を決定し、高額障害福祉サービス等給付費支給（不支給）決定通知書（様式第48号）により申請者に通知するものとする。

（徴収職員）

第31条 [略]

2 前項の規定による委任を受けた職員は、徴収金の滞納処分又は滞納処分のための質問、検査若しくは捜索を行う場合においては、徴収職員証（様式第53号）を携帯し、関係人の請求があったときは、これを提示しなければならない。

様式第5号（第7条関係）

[略]

（介護給付費 訓練等給付費 特定障害者特別給付費 地域相談支援給付費）支給変更決定通知書兼利用者負担額減額・免除等変更決定通知書

年 月 日に申請のありました（介護給付費 訓練等給付費 特定障害者特別給付費 地域相談支援給付費）の支給変更）（及び）（利用者負担額減額・免除等の変更）について、（障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律第22条（及び）第29条）（障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律第34条）（障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律第51条の7（及び）第51条の14）の規定に基づき下記のとおり決定し、通知します。

[略]

[略]

[略]

様式第17号（第16条、第16条の2関係）

指定自立支援医療機関（育成医療・更生医療・精神通院医療）指定（更新）申請書（指定訪問看護事業所等）

[略]

上記のとおり、障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号）の規定による指定自立支援医療機関（育成医療・更生医療・精神通院医療）として指定（更新）を受けたいので申請します。

[略]

訪問看護事業開設者

住 所

氏 名

㊦

[略]

様式第44号（第27条関係）

補装具費支給決定通知書

[略]

[略]

2 前項の規定による委任を受けた職員は、徴収金の滞納処分又は滞納処分のための質問、検査若しくは捜索を行う場合においては、徴収職員証（様式第49号）を携帯し、関係人の請求があったときは、これを提示しなければならない。

様式第5号（第7条関係）

[略]

（介護給付費 訓練等給付費 特定障害者特別給付費 地域相談支援給付費）支給変更決定通知書兼利用者負担額減額・免除等変更決定通知書

年 月 日に申請のありました（介護給付費 訓練等給付費 特定障害者特別給付費 地域相談支援給付費）の支給変更）（及び）（利用者負担額減額・免除等の変更）について、（障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律第22条（及び）第29条）（障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律第34条）の規定に基づき下記のとおり決定し、通知します。

[略]

[略]

[略]

様式第17号（第16条、第16条の2関係）

指定自立支援医療機関（育成医療・更生医療・精神通院医療）指定（更新・変更）申請書（指定訪問看護事業所等（健保・老人））

[略]

上記のとおり、障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号）の規定による指定自立支援医療機関（育成医療・更生医療・精神通院医療）として指定（更新・変更）を受けたいので申請します。

[略]

訪問看護事業開設者（健保・老人）

住 所

氏 名

㊦

[略]

様式第44号（第27条関係）

補装具費支給決定通知書

[略]

[略]

決定内容		借受け期間	年 月 日～年 月 日
補装具の 名称			
完成用部 品の名称			
[略]			
基準額	見積額	利用者負担額	公費負担額
[略]	[略]	合計額	[略]
]		円	
[略]	月額（ 借受け の場合 ）	（初月）	円
		（中間月）	
		（最終月）	
円			
備考			

様式第45号（第27条関係）
補装具費支給券

支給番号		支給決定日	年 月 日
購入・借 受け・修 理の別			
借受け期 間（借受 けの場合 ）	年 月 日～ 年 月 日		
[略]			
補装具の 名称		完成用部品 の名称	
修理部位			
処方			
[略]			

様式第48号（第27条関係）
[略]

様式第49号（第30条関係）
[略]

様式第50号（第30条関係）
[略]

決定内容			
[略]			
基準額	見積額	利用者負担額	公費負担額
[略]	[略]		[略]
]			
[略]			円
備考			

様式第45号（第27条関係）
補装具費支給券

支給番号		支給決定日	年 月 日
[略]			
補装具の 名称		修理部位	
[略]			

様式第46号（第27条関係）
[略]

様式第47号（第30条関係）
[略]

様式第48号（第30条関係）
[略]

様式第53号（第31条関係）

[略]

様式第49号（第31条関係）

[略]

様式第45号の次に次の2様式を加える。

様式第46号 (第27条関係)

補装具費支給券 (借受け中間月用)

支給番号		支給日 決定日	年 月 日
借受け期間	年 月 日～ 年 月 日		
氏名		生年月日	年 月 日
住所			
保護者氏名		続柄	
補装具の名称		完成用部品の名称	
修理部位			
処方			
補装具業者	名称		
	所在地		
	電話		
基準額	見積額	利用者負担額	公費負担額
円	円	円	円
月額負担上限額			
円			
上記のとおり決定する。 年 月 日			
さいたま市 福祉事務所長			印

様式第47号（第27条関係）

補装具費支給券（借受け最終月用）

支給番号		支給日		年 月 日	
借受け期間		年 月 日～ 年 月 日			
氏名		生年月日		年 月 日	
住所					
保護者氏名		続柄			
補装具の名称		完成用部品の名称			
修理部位					
処 方					
補装具業者	名称				
	所在地				
	電 話				
基準額		見積額		利用者負担額	
円		円		円	
月額負担上限額				円	
円					
上記のとおり決定する。 年 月 日					
さいたま市 福祉事務所長 印					
返却 確認	返却日	年 月 日	業者名 印		
			申請者氏名	本人との関係 印	

様式第50号の次に次の2様式を加える。

様式第51号（第30条関係）

令第43条の5第6項に規定する高額障害福祉サービス等給付費支給申請書

（宛先）さいたま市 福祉事務所長

次のとおり関係書類を添えて、障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律施行令第43条の5第6項に規定する高額障害福祉サービス等給付費の支給を申請します。

申請年月日 年 月 日

フリガナ												①障害者総合支援法	②介護保険法	
申請者氏名												制 度	受給者証番号・被保険者証番号	
個人番号														
生年月日	年 月 日													
居 住 地	〒											電話番号		
サービス利用月の障害福祉相当介護保険サービス支払額（注）	円 （ 円）		申請に係るサービス利用月	年 月分		65歳に到達するまでの介護保険法による保険給付の受給有無				<input type="checkbox"/> 無 <input type="checkbox"/> 有				

（注1）生活保護受給者等の方については、生活保護制度における介護扶助等の金額を記載（本人支払額があれば分けて記載）してください。

（注2）支払額を証する領収書を添付してください。

高額障害福祉サービス等給付費を下記の口座に振り込んでください。

口座振替依頼書	銀行 信用金庫 信用組合	本店 支店 出張所	種目	口座番号							
	金融機関コード	店舗コード	1 普通預金								
			2 当座預金								
			3 その他								
	フリガナ										
口座名義人											

申請書提出者	<input type="checkbox"/> 申請者本人 <input type="checkbox"/> 申請者本人以外（下の欄に記入）										
フリガナ											
氏 名											
住 所											
	電話番号										

様式第52号（第30条関係）

令第43条の5第6項に規定する高額障害福祉サービス等給付費支給（不支給）決定通知書

第 年 月 日 号

様

さいたま市 福祉事務所長 印

年 月 日に申請のありました高額障害福祉サービス等給付費の支給について、障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律施行令第43条の5第6項に基づき下記のとおり決定しましたので通知します。

記

対象者氏名		受給者証番号												
-------	--	--------	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--

受付年月日	年 月 日	決定年月日	年 月 日
障害福祉相当介護保険サービスに係る本人支払額(注)	円	申請に係る障害福祉相当介護保険サービスの利用月	年 月分
支給	<input type="checkbox"/> する <input type="checkbox"/> しない	支給金額	円
不支給の理由			

(注)生活保護受給者等の方については、生活保護制度における介護扶助等の金額を記載（本人支払額があれば分けて記載）しています。

振込先	金融機関												
	口座種目												
	口座番号												
	口座名義人												

(教示)

- この処分について不服があるときは、処分があったことを知った日の翌日から起算して3箇月以内に埼玉県知事に対して審査請求をすることができます。なお、3箇月以内であっても、処分があった日の翌日から起算して1年を経過すると審査請求をすることができなくなります。
- この処分の取消しの訴えは、処分についての審査請求に対する裁決があったことを知った日の翌日から起算して6箇月以内にさいたま市を被告として（市長が被告の代表者となります。）提起することができます。なお、6箇月以内であっても、裁決の日の翌日から起算して1年を経過すると取消しの訴えを提起することができなくなります。
- この処分の取消しの訴えは、処分についての審査請求の裁決を経た後でなければ提起することができませんが、次のいずれかに該当する場合には、審査請求の裁決を経ないで処分の取消しの訴えを提起することができます。
 - 審査請求があった日の翌日から起算して3箇月を経過しても裁決がないとき。
 - 処分、処分の執行又は手続の続行により生じる著しい損害を避けるため緊急の必要があるとき。
 - 前2号に掲げるもののほか、裁決を経ないことにつき正当な理由があるとき。

問い合わせ先

附 則

(施行期日)

- 1 この規則は、公布の日から施行する。

(経過措置)

- 2 この規則の施行の際現にこの規則による改正前のさいたま市障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律施行細則様式第17号の規定により作成されている様式については、当分の間、使用することができる。

さいたま市規則第14号

さいたま市障害者の利用に係る公の施設使用料等減免条例施行規則の一部を改正する規則

さいたま市障害者の利用に係る公の施設使用料等減免条例施行規則（平成13年さいたま市規則第115号）の一部を次のように改正する。

次の表中下線又は太線の表示部分（以下、改正前の欄にあつては「改正部分」と、改正後の欄にあつては「改正後部分」という。）については、次のとおりとする。

- (1) 改正部分及びそれに対応する改正後部分が存在するときは、当該改正部分を当該改正後部分に改める。
- (2) 改正部分のみ存在するときは、当該改正部分を削る。
- (3) 改正後部分のみ存在するときは、当該改正後部分を加える。

改正後			改正前		
別表（第2条、第4条関係）			別表（第2条、第4条関係）		
使用料等の名称	減額又は免除の区分及びその内容		使用料等の名称	減額又は免除の区分及びその内容	
	区分	内容		区分	内容
さいたま市立大宮図書館の <u>研究席</u> 、 <u>研修室及び展示スペース</u> の使用料等	[略]	[略]	さいたま市立大宮図書館の <u>展示ホール</u> の使用料等	[略]	[略]
[略]			[略]		
			さいたま市営北浦和臨時駐車場の使用料等	減額	左記使用料等の額の2分の1に相当する額
[略]			[略]		
さいたま市営浦和駅東口駐車場の使用料等	[略]	[略]	さいたま市営浦和駅東口駐車場の使用料等	[略]	[略]
さいたま市大宮区役所駐車場の使用料	免除				
[略]			[略]		

附 則

この規則は、平成31年5月7日から施行する。ただし、別表中さいたま市営北浦和臨時駐車場の使用料等の項を削る改正は、同年4月1日から施行する。

さいたま市規則第15号

さいたま市妊婦健康診査費及び子育て支援医療費の助成に関する条例施行規則
の一部を改正する規則

さいたま市妊婦健康診査費及び子育て支援医療費の助成に関する条例施行規則（平成20年さいたま市規則第4号）の一部を次のように改正する。

様式第1号（その6）の次に次の1様式を加える。

妊婦健康診査助成券

フリガナ		妊娠 週
妊婦氏名		出産予定日 年 月 日
住所 (住民登録地)	電話	
生年月日	年 月 日生 (歳)	

(検査項目) 問診・診察／検査計測（子宮底長・腹囲・血圧・浮腫・尿化学検査・体重）/ ノンストレステストを始めとする妊婦健康診査として必要な検査

検査年月日	年 月 日
ノンストレステストを始めとする妊婦健康診査として必要な検査	1. 実施（検査名： ） 2. 未実施（未実施の理由： ）
市への連絡事項 1. あり（ ） 2. なし	
医療機関所在地 医療機関名 医師氏名	

様式第4号の2を次のように改める。

（表）

さいたま市妊婦健康診査費助成金支給申請書

年 月 日

（宛先） さいたま市長

妊婦健康診査費助成金の支給を受けたいので、必要書類を添え、次のとおり申請します。

なお、本申請に基づく助成金の支給決定に当たり、確認等が必要な場合には、市が受診医療機関等（助産所を含む。）に受診状況の確認等を行うことに同意します。

1 申請者(妊婦健康診査受診者)		母子健康手帳交付日	年 月 日			
フリガナ 氏 名 (自 署)		-----		生年月日	年 月 日	
住 所	申請者の 現住所	〒 (電話番号 — —) ※必ず日中連絡がとれる番号をご記入ください。				
	受診日 における住所	〒 ※現住所と異なる場合はご記入ください さいたま市 区				
妊婦健康診査 受診医療機関等		(名称)			(名称)	
		(所在地) 〒			(所在地) 〒	

2 振込先

金融機関名	銀行・信用金庫 農協・()			本店・支店 店・出張所				
口座の種別	普通 ・ 当座	口座番号						
フリガナ 口座名義人	-----			口座名義を旧姓使用されている 場合、チェック欄にご記入下さい→				レ点

※申請者以外の口座に振込希望の方は、必ず裏面の委任状をご記入ください。

注

(裏)

※申請者以外の口座に振り込むときは、下記の委任について記入してください。

私は、次の者に妊婦健康診査費助成金の受領に関する一切の権限を委任します。		
受任者（口座名義人）	委任者（申請者）	
住所	住所	
氏名	氏名	㊞
申請者との続柄（ ）		

注

附 則

(施行期日)

- 1 この規則は、平成31年4月1日から施行する。

(経過措置)

- 2 この規則の施行の際現にこの規則による改正前のさいたま市妊婦健康診査費及び子育て支援医療費の助成に関する条例施行規則様式第4号の2の規定により作成されている様式については、当分の間、使用することができる。

さいたま市規則第16号

さいたま市国民健康保険税条例施行規則の一部を改正する規則

さいたま市国民健康保険税条例施行規則（平成14年さいたま市規則第54号）の一部を次のように改正する。

次の表中下線又は太線の表示部分（以下、改正前の欄にあつては「改正部分」と、改正後の欄にあつては「改正後部分」という。）については、次のとおりとする。

- (1) 改正部分及びそれに対応する改正後部分が存在するときは、当該改正部分を当該改正後部分に改める。
- (2) 改正部分のみ存在するときは、当該改正部分を削る。
- (3) 改正後部分のみ存在するときは、当該改正後部分を加える。

改正後	改正前
附 則	附 則
1～3 [略]	1～3 [略]
(東日本大震災に係る国民健康保険税の減免の特例)	(東日本大震災に係る国民健康保険税の減免の特例)
4 市長は、条例第24条第1項第1号の規定により東日本大震災に対処するための特別の財政援助及び助成に関する法律（平成23年法律第40号）第2条第1項に規定する東日本大震災（以下この項において「大震災」という。）が生じた日に特定被災区域（東日本大震災に対処するための特別の財政援助及び助成に関する法律第2条第3項に規定する特定被災区域をいう。以下この項において同じ。）に住所を有していた納税義務者に係る国民健康保険税で平成23年3月1日から平成25年3月31日（次の表第1項第3号に掲げる世帯（平成25年度以前に指定を解除された緊急時避難準備区域及び特定避難勧奨地点（原子力災害対策特別措置法（平成11年法律第156号）第17条第12項の規定により設置された原子力災害現地対策本部長が、事故発生後1年間の積算線量が20ミリシーベルトを超えると推定されるところとして特定した地点をいう。以下同じ。）に居住しているため避難を行った世帯、平成26年度に指定を解除された避難指示解除準備区域及び特定避難勧奨地点に居住しているため避難を行った世帯、平成27年度に指定を解除された避難指示解除準備区域に居住しているため避難を行った世帯並びに平成28年度及び平成29年4月1日に指定を解除された居住制限区域及び避難指示解除準備区域に居住しているため避難を行った世帯で、当該世帯に属する国民健康保険の被保険者に係る	4 市長は、条例第24条第1項第1号の規定により東日本大震災に対処するための特別の財政援助及び助成に関する法律（平成23年法律第40号）第2条第1項に規定する東日本大震災（以下この項において「大震災」という。）が生じた日に特定被災区域（東日本大震災に対処するための特別の財政援助及び助成に関する法律第2条第3項に規定する特定被災区域をいう。以下この項において同じ。）に住所を有していた納税義務者に係る国民健康保険税で平成23年3月1日から平成25年3月31日（次の表第1項第3号に掲げる世帯（平成25年度以前に指定を解除された緊急時避難準備区域及び特定避難勧奨地点（原子力災害対策特別措置法（平成11年法律第156号）第17条第12項の規定により設置された原子力災害現地対策本部長が、事故発生後1年間の積算線量が20ミリシーベルトを超えると推定されるところとして特定した地点をいう。以下同じ。）に居住しているため避難を行った世帯、平成26年度に指定を解除された避難指示解除準備区域及び特定避難勧奨地点に居住しているため避難を行った世帯、平成27年度に指定を解除された避難指示解除準備区域に居住しているため避難を行った世帯並びに平成28年度及び平成29年4月1日に指定を解除された居住制限区域及び避難指示解除準備区域に居住しているため避難を行った世帯で、当該世帯に属する国民健康保険の被保険者に係る

前年の国民健康保険法施行令（昭和33年政令第362号）第29条の3第2項に規定する基準所得額を合算した額（以下「前年基準所得合算額」という。）が600万円を超えるものを除く。）に係るものにあつては、平成32年3月31日）までの間に納期限が到来するものを減免するときは、同表に定めるところにより減免するものとする。この場合において、同表の規定により計算した額に100円未満の端数があるときは、これを切り上げた額を減額する額とする。

[略]

5 [略]

前年の国民健康保険法施行令（昭和33年政令第362号）第29条の3第2項に規定する基準所得額を合算した額（以下「前年基準所得合算額」という。）が600万円を超えるものを除く。）に係るものにあつては、平成31年3月31日）までの間に納期限が到来するものを減免するときは、同表に定めるところにより減免するものとする。この場合において、同表の規定により計算した額に100円未満の端数があるときは、これを切り上げた額を減額する額とする。

[略]

5 [略]

附 則

この規則は、平成31年4月1日から施行する。

さいたま市規則第17号

さいたま市医療法施行細則の一部を改正する規則

さいたま市医療法施行細則（平成14年さいたま市規則第57号）の一部を次のように改正する。

次の表中下線又は太線の表示部分（以下、改正前の欄にあつては「改正部分」と、改正後の欄にあつては「改正後部分」という。）については、次のとおりとする。

- (1) 改正部分及びそれに対応する改正後部分が存在するときは、当該改正部分を当該改正後部分に改める。
- (2) 改正部分のみ存在するときは、当該改正部分を削る。
- (3) 改正後部分のみ存在するときは、当該改正後部分を加える。

改正後	改正前														
様式第16号（第2条関係） 2箇所以上管理許可申請書 [略]	様式第16号（第2条関係） 2箇所以上管理許可申請書 [略]														
<table border="1" style="width: 100%;"> <tr> <td style="text-align: center;">[略]</td> </tr> <tr> <td> <input type="checkbox"/> <u>医師の確保を特に図るべき区域（医療法第30条の4第6項に規定する区域その他厚生労働省令で定める区域をいう。）内に開設する診療所を管理しようとする場合</u> </td> </tr> <tr> <td> <input type="checkbox"/> 介護老人保健施設、介護医療院、養護老人ホーム、特別養護老人ホーム、軽費老人ホーム、有料老人ホーム又は社会福祉施設に開設する診療所を管理しようとする場合 </td> </tr> <tr> <td> <input type="checkbox"/> 事業所等に従業員等を対象として開設される診療所を管理しようとする場合 </td> </tr> <tr> <td> <input type="checkbox"/> 地域における休日又は夜間の医療法第30条の3第1項に規定する医療提供体制の確保のために開設される診療所を管理しようとする場合 </td> </tr> <tr> <td> <input type="checkbox"/> 病院又は診療所を管理する医師が、医師が不足している地域に準ずる地域内に開設する診療所を管理しようとする場合であつて、保健所長が適当と認めた場合 </td> </tr> <tr> <td> <input type="checkbox"/> その他保健所長が適当と認めた場合 </td> </tr> </table>	[略]	<input type="checkbox"/> <u>医師の確保を特に図るべき区域（医療法第30条の4第6項に規定する区域その他厚生労働省令で定める区域をいう。）内に開設する診療所を管理しようとする場合</u>	<input type="checkbox"/> 介護老人保健施設、介護医療院、養護老人ホーム、特別養護老人ホーム、軽費老人ホーム、有料老人ホーム又は社会福祉施設に開設する診療所を管理しようとする場合	<input type="checkbox"/> 事業所等に従業員等を対象として開設される診療所を管理しようとする場合	<input type="checkbox"/> 地域における休日又は夜間の医療法第30条の3第1項に規定する医療提供体制の確保のために開設される診療所を管理しようとする場合	<input type="checkbox"/> 病院又は診療所を管理する医師が、医師が不足している地域に準ずる地域内に開設する診療所を管理しようとする場合であつて、保健所長が適当と認めた場合	<input type="checkbox"/> その他保健所長が適当と認めた場合	<table border="1" style="width: 100%;"> <tr> <td style="text-align: center;">[略]</td> </tr> <tr> <td> <input type="checkbox"/> <u>医師が不足している地域内に開設する診療所を管理しようとする場合</u> </td> </tr> <tr> <td> <input type="checkbox"/> 介護老人保健施設、介護医療院、養護老人ホーム、特別養護老人ホーム、軽費老人ホーム、有料老人ホーム又は社会福祉施設に開設する診療所を管理しようとする場合 </td> </tr> <tr> <td> <input type="checkbox"/> 事業所等に従業員等を対象として開設される診療所を管理しようとする場合 </td> </tr> <tr> <td> <input type="checkbox"/> 地域における休日又は夜間の医療法第30条の3第1項に規定する医療提供体制の確保のために開設される診療所を管理しようとする場合 </td> </tr> <tr> <td> <input type="checkbox"/> 病院又は診療所を管理する医師が、医師が不足している地域に準ずる地域内に開設する診療所を管理しようとする場合であつて、保健所長が適当と認めた場合 </td> </tr> <tr> <td> <input type="checkbox"/> その他保健所長が適当と認めた場合 </td> </tr> </table>	[略]	<input type="checkbox"/> <u>医師が不足している地域内に開設する診療所を管理しようとする場合</u>	<input type="checkbox"/> 介護老人保健施設、介護医療院、養護老人ホーム、特別養護老人ホーム、軽費老人ホーム、有料老人ホーム又は社会福祉施設に開設する診療所を管理しようとする場合	<input type="checkbox"/> 事業所等に従業員等を対象として開設される診療所を管理しようとする場合	<input type="checkbox"/> 地域における休日又は夜間の医療法第30条の3第1項に規定する医療提供体制の確保のために開設される診療所を管理しようとする場合	<input type="checkbox"/> 病院又は診療所を管理する医師が、医師が不足している地域に準ずる地域内に開設する診療所を管理しようとする場合であつて、保健所長が適当と認めた場合	<input type="checkbox"/> その他保健所長が適当と認めた場合
[略]															
<input type="checkbox"/> <u>医師の確保を特に図るべき区域（医療法第30条の4第6項に規定する区域その他厚生労働省令で定める区域をいう。）内に開設する診療所を管理しようとする場合</u>															
<input type="checkbox"/> 介護老人保健施設、介護医療院、養護老人ホーム、特別養護老人ホーム、軽費老人ホーム、有料老人ホーム又は社会福祉施設に開設する診療所を管理しようとする場合															
<input type="checkbox"/> 事業所等に従業員等を対象として開設される診療所を管理しようとする場合															
<input type="checkbox"/> 地域における休日又は夜間の医療法第30条の3第1項に規定する医療提供体制の確保のために開設される診療所を管理しようとする場合															
<input type="checkbox"/> 病院又は診療所を管理する医師が、医師が不足している地域に準ずる地域内に開設する診療所を管理しようとする場合であつて、保健所長が適当と認めた場合															
<input type="checkbox"/> その他保健所長が適当と認めた場合															
[略]															
<input type="checkbox"/> <u>医師が不足している地域内に開設する診療所を管理しようとする場合</u>															
<input type="checkbox"/> 介護老人保健施設、介護医療院、養護老人ホーム、特別養護老人ホーム、軽費老人ホーム、有料老人ホーム又は社会福祉施設に開設する診療所を管理しようとする場合															
<input type="checkbox"/> 事業所等に従業員等を対象として開設される診療所を管理しようとする場合															
<input type="checkbox"/> 地域における休日又は夜間の医療法第30条の3第1項に規定する医療提供体制の確保のために開設される診療所を管理しようとする場合															
<input type="checkbox"/> 病院又は診療所を管理する医師が、医師が不足している地域に準ずる地域内に開設する診療所を管理しようとする場合であつて、保健所長が適当と認めた場合															
<input type="checkbox"/> その他保健所長が適当と認めた場合															

附 則

この規則は、平成31年4月1日から施行する。

さいたま市規則第18号

さいたま市営自転車等駐車場条例施行規則の一部を改正する規則

さいたま市営自転車等駐車場条例施行規則（平成13年さいたま市規則第158号）の一部を次のように改正する。

次の表中下線又は太線の表示部分（以下、改正前の欄にあっては「改正部分」と、改正後の欄にあっては「改正後部分」という。）については、次のとおりとする。

- (1) 改正部分及びそれに対応する改正後部分が存在するときは、当該改正部分を当該改正後部分に改める。
- (2) 改正部分のみ存在するときは、当該改正部分を削る。
- (3) 改正後部分のみ存在するときは、当該改正後部分を加える。

改正後	改正前
<p style="text-align: center;">(駐車場の利用方式)</p> <p>第1条の2 [略]</p> <p style="text-align: center;">(定期利用方法等)</p> <p>第3条 駐車場を定期利用しようとする者は、次に掲げる事項を記載した申請書を市長に提出しなければならない。<u>ただし、インターネットを利用する方法により当該申請を行うことができる駐車場（以下「インターネット申請対応駐車場」という。）においては、別に定める方法により申請することができる。</u></p> <p>(1)～(10) [略]</p> <p>2・3 [略]</p> <p style="text-align: center;">(利用券、駐車券等の再交付)</p> <p>第4条 一時利用者又は定期利用者は、一時駐車利用券又は前条第2項に規定する駐車券若しくはシールを紛失し、又は損傷したときは、自転車等駐車場駐車券等再交付申請書（様式第8号）を市長に提出し、その再交付を受けなければならない。<u>ただし、インターネット申請対応駐車場においては、別に定める方法により申請することができる。</u></p> <p style="text-align: center;">(住所等の変更届)</p>	<p style="text-align: center;">(駐車場の利用方式)</p> <p>第1条の2 [略]</p> <p><u>2 各駐車場の一時利用及び定期利用の利用方式は、別表第1のとおりとする。</u></p> <p style="text-align: center;">(定期利用方法等)</p> <p>第3条 駐車場を定期利用しようとする者は、次に掲げる事項を記載した申請書を市長に提出しなければならない。</p> <p>(1)～(10) [略]</p> <p>2・3 [略]</p> <p style="text-align: center;">(利用券、駐車券等の再交付)</p> <p>第4条 一時利用者又は定期利用者は、一時駐車利用券又は第3条第2項に規定する駐車券若しくはシールを紛失し、又は損傷したときは、自転車等駐車場駐車券等再交付申請書（様式第8号）を市長に提出し、その再交付を受けなければならない。</p> <p><u>2 前項の規定にかかわらず、別表第2に掲げる駐車場（以下「インターネット申請対応駐車場」という。）においては、市長が別に定める方法により申請することができる。</u></p> <p style="text-align: center;">(住所等の変更届)</p>

第5条 定期利用者は、住所、氏名、自転車等を変更したときは、自転車等駐車場利用者住所等変更届（様式第9号）に定期駐車券を添えて、市長に届け出なければならない。ただし、インターネット申請対応駐車場においては、別に定める方法により届け出ることができる。

（利用料金の還付）

第8条 [略]

2 [略]

3 利用料金の還付を受けようとする者（以下「請求者」という。）は、自転車等駐車場利用料金還付請求書（様式第10号）を指定管理者に提出しなければならない。ただし、インターネット申請対応駐車場においては、別に定める方法により請求することができる。

（指定管理者に関する読替え）

第11条 条例第15条の規定により指定管理者が駐車場の管理に関する業務を行う場合についての第3条第1項及び第2項、第4条、第5条並びに前条の規定の適用については、これらの規定中「市長」とあるのは「指定管理者」とする。

第5条 定期利用者は、住所、氏名、自転車等を変更したときは、自転車等駐車場利用者住所等変更届（様式第9号）に定期駐車券を添えて、市長に届け出なければならない。

2 前項の規定にかかわらず、インターネット申請対応駐車場においては、市長が別に定める方法により届け出ることができる。

（利用料金の還付）

第8条 [略]

2 [略]

3 利用料金の還付を受けようとする者（以下「請求者」という。）は、自転車等駐車場利用料金還付請求書（様式第10号）を指定管理者に提出しなければならない。

（指定管理者に関する読替え）

第11条 条例第15条の規定により指定管理者が駐車場の管理に関する業務を行う場合についての第3条第1項及び第2項、第4条、第5条並びに第10条の規定の適用については、これらの規定中「市長」とあるのは「指定管理者」とする。

別表第1及び別表第2を削る。

附 則

この規則は、平成31年4月1日から施行する。ただし、第4条第1項の改正（「第3条第2項」を「前条第2項」に改める部分に限る。）及び第11条の改正は、公布の日から施行する。

さいたま市規則第19号

さいたま市建築基準法施行細則の一部を改正する規則

さいたま市建築基準法施行細則の一部を改正する規則（平成13年さいたま市規則第215号）の一部を次のように改正する。

次の表中下線又は太線の表示部分（以下、改正前の欄にあっては「改正部分」と、改正後の欄にあっては「改正後部分」という。）については、次のとおりとする。

- (1) 改正部分及びそれに対応する改正後部分が存在するときは、当該改正部分を当該改正後部分に改める。
- (2) 改正部分のみ存在するときは、当該改正部分を削る。
- (3) 改正後部分のみ存在するときは、当該改正後部分を加える。

改正後	改正前
<p style="text-align: center;">(敷地面積の規模)</p> <p><u>第19条の2 令第136条第3項ただし書（令第136条の12第2項において準用する場合を含む。）の規定により市長が規則で定める規模は、<u>近隣商業地域又は商業地域にあっては、500平方メートルとする。</u></u></p> <p style="text-align: center;">(電子情報処理組織による報告等)</p> <p>第27条 市長は、行政手続等における情報通信の技術の利用に関する法律（平成14年法律第151号）第3条の規定に基づき、<u>法第6条の2第5項（法第87条第1項、<u>法第87条の4</u>又は法第88条第1項若しくは第2項において準用する場合を含む。以下同じ。）</u>、<u>法第7条の2第6項（<u>法第87条の4</u>又は法第88条第1項若しくは第2項において準用する場合を含む。以下同じ。）</u>、<u>法第7条の4第6項（<u>法第87条の4</u>又は法第88条第1項において準用する場合を含む。以下同じ。）</u>又は法第7条の6第3項（<u>法第87条の4</u>又は法第88条第1項若しくは第2項において準用する場合を含む。以下同じ。））の規定による報告を電子情報処理組織（市長の使用に係る電子計算機（入出力装置を含む。以下この項において同じ。）と指定確認検査機関の使用に係る電子計算機とを電気通信回線で接続した電子情報処理組織をいう。第3項において同じ。）を使用して行わせることができる。</p> <p>2 前項の規定は、建築主事が法第7条の2第3項（<u>法第87条の4</u>又は法第88条第1項若しくは第2項において準用する場合を含む。以下同じ。）又は法第7条の4第2項（<u>法第87条の4</u>又は</p>	<p style="text-align: center;">(電子情報処理組織による報告等)</p> <p>第27条 市長は、行政手続等における情報通信の技術の利用に関する法律（平成14年法律第151号）第3条の規定に基づき、法第6条の2第5項（法第87条第1項、<u>法第87条の2</u>又は法第88条第1項若しくは第2項において準用する場合を含む。以下同じ。）、法第7条の2第6項（<u>法第87条の2</u>又は法第88条第1項若しくは第2項において準用する場合を含む。以下同じ。）、法第7条の4第6項（<u>法第87条の2</u>又は法第88条第1項において準用する場合を含む。以下同じ。）又は法第7条の6第3項（<u>法第87条の2</u>又は法第88条第1項若しくは第2項において準用する場合を含む。以下同じ。））の規定による報告を電子情報処理組織（市長の使用に係る電子計算機（入出力装置を含む。以下この項において同じ。）と指定確認検査機関の使用に係る電子計算機とを電気通信回線で接続した電子情報処理組織をいう。第3項において同じ。）を使用して行わせることができる。</p> <p>2 前項の規定は、建築主事が法第7条の2第3項（<u>法第87条の2</u>又は法第88条第1項若しくは第2項において準用する場合を含む。以下同じ。）又は法第7条の4第2項（<u>法第87条の2</u>又は</p>

法第88条第1項において準用する場合を含む。
以下同じ。)の規定による通知を受ける場合につ
いて準用する。

3 [略]

(申請書等の提出)

第28条 法、令、省令及びこの規則の規定により、
市長に提出する申請書、届出書又は報告書(以下
「申請書等」という。)は、次の各号に掲げる区
分に応じ、当該各号に定める課に提出するもの
とする。

(1) 法第7条の6第1項第1号(法第87条の4
又は第88条第1項若しくは第2項において準
用する場合を含む。)及び法第18条第24項
第1号(法第87条の4又は第88条第1項若
しくは第2項において準用する場合を含む。)
の規定による仮使用の認定、法第42条第1項
第5号に規定する道路の位置の指定、指定を受
けた私道の変更及び廃止、法第43条第2項第
1号に規定する認定、同項第2号に規定する許
可、法第85条第5項及び第6項に規定する仮
設興行場等の許可、法第87条の3第5項に規
定する興行場等の許可、同条第6項に規定する
特別興行場等の許可並びに第26条の2第2項
に規定する写しの交付に係る申請書等 当該申
請書等に係る建築物等又は指定道路の敷地が存
する区域を所管する建設事務所建築指導課

(2)・(3) [略]

2 [略]

法第88条第1項において準用する場合を含む。
以下同じ。)の規定による通知を受ける場合につ
いて準用する。

3 [略]

(申請書等の提出)

第28条 法、令、省令及びこの規則の規定により、
市長に提出する申請書、届出書又は報告書(以下
「申請書等」という。)は、次の各号に掲げる区
分に応じ、当該各号に定める課に提出するもの
とする。

(1) 法第7条の6第1項第1号(法第87条の2
又は第88条第1項若しくは第2項において準
用する場合を含む。)及び法第18条第24項
第1号(法第87条の2又は第88条第1項若
しくは第2項において準用する場合を含む。)
の規定による仮使用の認定、法第42条第1項
第5号に規定する道路の位置の指定、指定を受
けた私道の変更及び廃止、法第43条第2項第
1号に規定する認定、同項第2号に規定する許
可、法第85条第5項及び第6項に規定する仮
設興行場等の許可並びに第26条の2第2項に
規定する写しの交付に係る申請書等 当該申請
書等に係る建築物等又は指定道路の敷地が存す
る区域を所管する建設事務所建築指導課

(2)・(3) [略]

2 [略]

附 則

この規則は、平成31年4月1日から施行する。ただし、第27条及び第28条の
改正は、建築基準法の一部を改正する法律(平成30年法律第67号)の施行の日又
はこの規則の公布の日のいずれか遅い日から施行する。

さいたま市規則第20号

さいたま市職員の任免等の手続に関する規則の一部を改正する規則

さいたま市職員の任免等の手続に関する規則（平成14年さいたま市規則第115号）の一部を次のように改正する。

次の表中下線又は太線の表示部分（以下、改正前の欄にあっては「改正部分」と、改正後の欄にあっては「改正後部分」という。）については、次のとおりとする。

- (1) 改正部分及びそれに対応する改正後部分が存在するときは、当該改正部分を当該改正後部分に改める。
- (2) 改正部分のみ存在するときは、当該改正部分を削る。
- (3) 改正後部分のみ存在するときは、当該改正後部分を加える。

改正後	改正前
(人事異動通知書)	(人事異動通知書)
<p>第3条 任命権者は、次の各号のいずれかに該当する場合には、職員に人事異動通知書（以下「通知書」という。）を交付しなければならない。ただし、<u>第12号、第17号、第21号又は第23号</u>に該当する場合において、通知書の交付によらないことを適当と認めるときは、通知書に代わる文書の交付その他適当な方法をもって通知書の交付に代えることができる。</p> <p>(1) 職員を<u>採用した場合</u></p> <p>(2) <u>職員を管理又は監督の地位にある職員の職として別に定める職（第6号において「管理監督職」という。）へ昇任させ、降任させ、又は転任させた場合</u></p> <p>(3) [略]</p> <p>(4) [略]</p> <p>(5) [略]</p> <p>(6) <u>管理監督職の職員に付与される職名を変更し、又は付加し、若しくは免ずる場合</u></p> <p>(7) [略]</p> <p>(8) [略]</p> <p>(9) [略]</p> <p>(10) [略]</p> <p>(11) [略]</p> <p>(12) [略]</p> <p>(13) [略]</p> <p>(14) [略]</p> <p>(15) [略]</p> <p>(16) [略]</p>	<p>第3条 任命権者は、次の各号のいずれかに該当する場合には、職員に人事異動通知書（以下「通知書」という。）を交付しなければならない。ただし、<u>第11号、第16号、第20号又は第22号</u>に該当する場合において、通知書の交付によらないことを適当と認めるときは、通知書に代わる文書の交付その他適当な方法をもって通知書の交付に代えることができる。</p> <p>(1) 職員を<u>採用し、昇任させ、降任させ、又は転任させた場合</u></p> <p>(2) [略]</p> <p>(3) [略]</p> <p>(4) [略]</p> <p>(5) 職員に付与される職名を変更し、又は付加し、若しくは免ずる場合</p> <p>(6) [略]</p> <p>(7) [略]</p> <p>(8) [略]</p> <p>(9) [略]</p> <p>(10) [略]</p> <p>(11) [略]</p> <p>(12) [略]</p> <p>(13) [略]</p> <p>(14) [略]</p> <p>(15) [略]</p>

(17) [略]
(18) [略]
(19) [略]
(20) [略]
(21) [略]
(22) [略]
(23) [略]
(24) [略]

(16) [略]
(17) [略]
(18) [略]
(19) [略]
(20) [略]
(21) [略]
(22) [略]
(23) [略]

附 則

この規則は、平成31年4月1日から施行する。

さいたま市規則第21号

さいたま市医療法施行細則の一部を改正する規則

さいたま市医療法施行細則（平成14年さいたま市規則第57号）の一部を次のように改正する。

次の表中下線又は太線の表示部分（以下、改正前の欄にあつては「改正部分」と、改正後の欄にあつては「改正後部分」という。）については、次のとおりとする。

- (1) 改正部分及びそれに対応する改正後部分が存在するときは、当該改正部分を当該改正後部分に改める。
- (2) 改正部分のみ存在するときは、当該改正部分を削る。
- (3) 改正後部分のみ存在するときは、当該改正後部分を加える。

改正後	改正前												
<p>様式第26号（第2条関係） 診療用放射性同位元素・陽電子断層撮影診療用放射性同位元素 設置届</p> <p>[略]</p> <p>(<u>宛先</u>) さいたま市保健所長</p> <p>[略]</p> <table border="1" style="width: 100%;"> <tr> <td style="width: 20%; text-align: center;">[略]</td> <td></td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">予 定 使 用 開 始 時 期</td> <td style="text-align: center;">年 月 日</td> </tr> <tr> <td colspan="2" style="text-align: center;">[略]</td> </tr> </table> <p>備考 [略]</p>	[略]		予 定 使 用 開 始 時 期	年 月 日	[略]		<p>様式第26号（第2条関係） 診療用放射性同位元素・陽電子断層撮影診療用放射性同位元素 設置届</p> <p>[略]</p> <p>(<u>あて先</u>) さいたま市保健所長</p> <p>[略]</p> <table border="1" style="width: 100%;"> <tr> <td style="width: 20%; text-align: center;">[略]</td> <td></td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">予 定 使 用 開 始 時 期</td> <td style="text-align: center;"><u>平成</u> 年 月 日</td> </tr> <tr> <td colspan="2" style="text-align: center;">[略]</td> </tr> </table> <p>備考 [略]</p>	[略]		予 定 使 用 開 始 時 期	<u>平成</u> 年 月 日	[略]	
[略]													
予 定 使 用 開 始 時 期	年 月 日												
[略]													
[略]													
予 定 使 用 開 始 時 期	<u>平成</u> 年 月 日												
[略]													
<p>様式第36号（第2条関係） 医療法人決算届</p> <p>[略]</p> <p>(<u>宛先</u>) さいたま市長</p> <p>[略]</p> <p>年度の決算を終了しましたので、医療法第52条第1項の規定により届け出ます。</p>	<p>様式第36号（第2条関係） 医療法人決算届</p> <p>[略]</p> <p>(<u>あて先</u>) さいたま市長</p> <p>[略]</p> <p><u>平成</u> 年度の決算を終了しましたので、医療法第52条第1項の規定により、<u>次のとおり</u>届け出ます。</p> <ol style="list-style-type: none"> (1) <u>事業報告書</u> (2) <u>財産目録</u> (3) <u>貸借対照表</u> (4) <u>損益計算書</u> (5) <u>医療法第52条第1項に規定する厚生労働省令で定める書類</u> (6) <u>監事の監査報告書</u> (7) <u>医療法第51条第3項の社会医療法人にあつては、公認会計士又は監査法人の監査報告書</u> 												
<p>様式第38号（第2条関係）</p>	<p>様式第38号（第2条関係）</p>												

医療法人解散届

[略]

(宛先) さいたま市長

[略]

年 月 日付けをもって医療法人を解散しましたので、医療法第55条第8項の規定により、次のとおり届け出ます。

[略]

医療法人解散届

[略]

(あて先) さいたま市長

[略]

平成 年 月 日付けをもって医療法人を解散しましたので、医療法第55条第8項の規定により、次のとおり届け出ます。

[略]

附 則

(施行期日)

1 この規則は、公布の日から施行する。

(経過措置)

2 この規則の施行の際現にこの規則による改正前のさいたま市医療法施行細則様式第26号、様式第36号及び様式第38号の規定により作成されている様式については、当分の間、使用することができる。

さいたま市規則第22号

さいたま市事務分掌規則の一部を改正する規則

さいたま市事務分掌規則（平成15年さいたま市規則第86号）の一部を次のように改正する。

次の表中下線又は太線の表示部分（以下、改正前の欄にあっては「改正部分」と、改正後の欄にあっては「改正後部分」という。）については、次のとおりとする。

- (1) 改正部分及びそれに対応する改正後部分が存在するときは、当該改正部分を当該改正後部分に改める。
- (2) 改正部分のみ存在するときは、当該改正部分を削る。
- (3) 改正後部分のみ存在するときは、当該改正後部分を加える。

改正後	改正前
<p>(内部組織)</p> <p>第1条 <u>さいたま市事務分掌条例</u>（平成14年さいたま市条例第74号）第1条に規定する局等の内部組織は、次のとおりとする。</p> <p>市長公室</p> <p>[略]</p> <p>広聴課</p> <p>企画係</p> <p>広聴係</p> <p><u>シティセールス推進課</u></p> <p>推進係</p> <p>都市戦略本部</p> <p>[略]</p> <p><u>情報政策部</u></p> <p><u>未来都市推進部</u></p> <p>総務局</p> <p>総務部</p> <p>[略]</p> <p>[略]</p> <p>財政局</p> <p>財政部</p> <p>[略]</p> <p>庁舎管理課</p> <p>庁舎管理係</p>	<p>(内部組織)</p> <p>第1条 <u>さいたま市事務分掌条例</u>（平成14年さいたま市条例第74号）第1条に規定する局等の内部組織は、次のとおりとする。</p> <p>市長公室</p> <p>[略]</p> <p>広聴課</p> <p>企画係</p> <p>広聴係</p> <p>都市戦略本部</p> <p>[略]</p> <p><u>シティセールス部</u></p> <p><u>オリンピック・パラリンピック部</u></p> <p><u>東部地域・鉄道戦略部</u></p> <p>総務局</p> <p>総務部</p> <p>[略]</p> <p><u>人権政策推進課</u></p> <p><u>人権政策係</u></p> <p>[略]</p> <p>財政局</p> <p>財政部</p> <p>[略]</p> <p>庁舎管理課</p> <p>庁舎管理係</p>

車両係

[略]

市民局

市民生活部

[略]

人権政策・男女共同参画課

人権政策係

[略]

区政推進部

スポーツ文化局

スポーツ部

[略]

スポーツイベント課

スポーツイベント係

文化部

[略]

国際芸術祭開催準備室

オリンピック・パラリンピック部

[略]

子ども未来局

子ども育成部

子育て支援政策課

企画係

支援係

手当係

[略]

環境局

環境共生部

[略]

[略]

建設局

車両係

耐震補強係

[略]

市民局

市民生活部

[略]

男女共同参画課

企画推進係

[略]

情報政策部

ICT政策課

ICT統括係

ICT企画係

情報システム課

システム調達係

システム開発係

情報システム運用管理室

統計情報室

区政推進部

大宮区役所新庁舎建設準備室

スポーツ文化局

スポーツ部

[略]

スポーツイベント課

スポーツイベント第1係

スポーツイベント第2係

文化部

[略]

国際芸術祭開催準備室

[略]

子ども未来局

子ども育成部

子育て支援政策課

企画係

支援係

養護・手当係

[略]

環境局

環境共生部

[略]

環境未来都市推進課

推進係

次世代自動車普及係

[略]

建設局

[略]

土木部

[略]

道路環境課

交通安全施設係

道路橋りょう係

広域道路推進室

[略]

下水道部

[略]

下水道維持管理課

排水指導係

管路保全係

設備管理係

[略]

(分掌事務)

第2条 市長公室の分掌事務は、おおむね次のとおりとする。

市長公室

[略]

広聴課

(1)～(7) [略]

シティセールス推進課

(1) シティセールスに係る企画及び総合調整に関すること。

(2) 主要施策等に係る情報発信に関すること。

(3) PRキャラクター利活用の促進に関すること。

第3条 都市戦略本部の分掌事務は、おおむね次のとおりとする。

都市戦略本部

[略]

[略]

土木部

[略]

道路環境課

交通安全施設係

道路橋りょう係

[略]

下水道部

[略]

下水道維持管理課

排水指導係

施設係

[略]

(分掌事務)

第2条 市長公室の分掌事務は、おおむね次のとおりとする。

市長公室

[略]

広聴課

(1)～(7) [略]

第3条 都市戦略本部の分掌事務は、おおむね次のとおりとする。

都市戦略本部

[略]

シティセールス部

(1) シティセールスに係る企画及び総合調整に関すること。

(2) 重要イベント等に係る総合調整及び情報発信の統括に関すること。

(3) 国際観光都市戦略に係る総合調整に関すること。

(4) PRキャラクター利活用の促進に関すること。

オリンピック・パラリンピック部

(1) 2020年東京オリンピック・パラリンピック競技大会に係る総合調整及び情報発信の統括に関すること。

東部地域・鉄道戦略部

情報政策部

- (1) 情報化に係る総合的な企画、推進及び調整に関すること。
- (2) 情報システムの最適化に関すること。
- (3) 情報セキュリティ対策に関すること。
- (4) 地域情報化の推進に関すること。
- (5) 社会保障・税番号制度の促進に関すること。
- (6) 行政情報ネットワークの整備に関すること。
- (7) 情報システム（他の所管に属するものを除く。）の整備に関すること。
- (8) 情報システム（データセンターに係るものに限る。）の維持及び運用に関すること。
- (9) 各種統計調査（他の所管に属するものを除く。）の計画、実施及び分析に関すること。
- (10) 統計資料の編集及び発行に関すること。
- (11) 区役所の統計調査の事務に係る総合調整に関すること。
- (12) データ活用の推進に関すること。

未来都市推進部

- (1) 市の東部地域（浦和美園駅から岩槻駅までの間の周辺の地域をいう。）における成長及び発展に関する政策の企画、推進及び調整に関すること。
- (2) 埼玉高速鉄道線に関すること。
- (3) 地下鉄7号線の延伸促進に関すること。
- (4) 環境未来都市に関すること。
- (5) 次世代自動車の普及促進に関すること。

第4条 総務局の分掌事務は、おおむね次のとおりとする。

総務局

総務部

[略]

[略]

第5条 財政局の分掌事務は、おおむね次のとおり

(1) 市の東部地域（浦和美園駅から岩槻駅までの間の周辺の地域をいう。）における成長及び発展に関する政策の企画、推進及び調整に関すること。

(2) 埼玉高速鉄道線に関すること。

(3) 地下鉄7号線の延伸促進に関すること。

第4条 総務局の分掌事務は、おおむね次のとおりとする。

総務局

総務部

[略]

人権政策推進課

(1) 人権啓発に関すること。

(2) 同和対策に関すること。

(3) 同和対策審議会に関すること。

(4) 隣保館運営協議会に関すること。

[略]

第5条 財政局の分掌事務は、おおむね次のとおり

とする。

財政局

財政部

財政課

(1)～(11) [略]

(12) [略]

(13) [略]

(14) [略]

(15) [略]

(16) [略]

[略]

庁舎管理課

(1)～(5) [略]

契約管理部

[略]

調達課

(1)～(7) [略]

(8) 局内の業務委託契約及び特定調達契約の審査
(他の所管に属するものを除く。)に関するこ
と。

[略]

税務部

税制課

(1)・(2) [略]

(3) 地方揮発油譲与税、自動車重量譲与税、地方
道路譲与税、森林環境譲与税及び石油ガス譲与
税並びに利子割交付金、配当割交付金、株式等
譲渡所得割交付金、分離課税所得割交付金、地
方消費税交付金、ゴルフ場利用税交付金、自動
車取得税交付金、環境性能割交付金及び軽油引
取税交付金に関すること。

(4)～(10) [略]

[略]

第6条 市民局の分掌事務は、おおむね次のとおり
とする。

市民局

市民生活部

[略]

人権政策・男女共同参画課

(1) 人権啓発に関すること。

(2) 同和対策に関すること。

(3) 同和対策審議会に関すること。

とする。

財政局

財政部

財政課

(1)～(11) [略]

(12) 局内の業務委託契約及び特定調達契約の審査
(他の所管に属するものを除く。)に関するこ
と。

(13) [略]

(14) [略]

(15) [略]

(16) [略]

(17) [略]

[略]

庁舎管理課

(1)～(5) [略]

(6) 本庁舎の耐震補強に関すること。

契約管理部

[略]

調達課

(1)～(7) [略]

[略]

税務部

税制課

(1)・(2) [略]

(3) 地方揮発油譲与税、自動車重量譲与税、地方
道路譲与税及び石油ガス譲与税並びに利子割交
付金、配当割交付金、株式等譲渡所得割交付金、分離課税所得割交付金、道府県民税所得割臨時
交付金、地方消費税交付金、ゴルフ場利用税交
付金、自動車取得税交付金及び軽油引取税交付
金に関すること。

(4)～(10) [略]

[略]

第6条 市民局の分掌事務は、おおむね次のとおり
とする。

市民局

市民生活部

[略]

男女共同参画課

(1) 男女共同参画に係る施策の企画及び実施に関
すること。

(2) 男女共同参画推進協議会に関すること。

(4) 隣保館運営協議会に関すること。

[略]

区政推進部

(1)~(10) [略]

第6条の2 スポーツ文化局の分掌事務は、おおむね次のとおりとする。

スポーツ文化局

スポーツ部

スポーツ振興課

(1)~(11) [略]

(12) 公益財団法人さいたま市スポーツ協会との連絡調整に関すること。

(13)~(19) [略]

スポーツ政策室

(1)~(3) [略]

(4) 一般社団法人さいたまスポーツコミッションとの連絡調整に関すること。

[略]

情報政策部

ICT政策課

(1) 情報システムの最適化に関すること。

(2) 情報セキュリティ対策に関すること。

(3) 情報化に係る総合的な企画、推進及び調整に関すること。

(4) 地域情報化の推進に関すること。

(5) 社会保障・税番号制度の促進に関すること。

(6) 部内の業務委託に係る入札（他の所管に属するものを除く。）に関すること。

(7) 部内の連絡調整に関すること。

(8) 部内の他課の所管に属さない事項に関すること。

情報システム課

(1) 行政情報ネットワークの整備に関すること。

(2) 情報システム（他の所管に属するものを除く。）の整備に関すること。

情報システム運用管理室

(1) 情報システム（データセンターに係るものに限る。）の維持及び運用に関すること。

統計情報室

(1) 各種統計調査（他の所管に属するものを除く。）の計画、実施及び分析に関すること。

(2) 統計資料の編集及び発行に関すること。

(3) 区役所の統計調査の事務に係る総合調整に関すること。

区政推進部

(1)~(10) [略]

大宮区役所新庁舎建設準備室

(1) 大宮区役所新庁舎の整備に関すること。

第6条の2 スポーツ文化局の分掌事務は、おおむね次のとおりとする。

スポーツ文化局

スポーツ部

スポーツ振興課

(1)~(11) [略]

(12) 公益財団法人さいたま市体育協会との連絡調整に関すること。

(13)~(19) [略]

スポーツ政策室

(1)~(3) [略]

(4) 公益社団法人さいたま観光国際協会との連絡調整（スポーツコミッション事業に係るものに限る。）に関すること。

[略]

文化部

[略]

岩槻人形博物館開設準備室

(1) 岩槻人形博物館の整備に関すること。

(2) [略]

国際芸術祭開催準備室

(1) [略]

オリンピック・パラリンピック部

(1) 東京2020オリンピック・パラリンピック競技大会に係る総合調整及び情報発信の統括に関すること。

第7条 保健福祉局の分掌事務は、おおむね次のとおりとする。

保健福祉局

[略]

福祉部

[略]

障害政策課

(1)～(8) [略]

(9) みのり園、大崎むつみの里、春光園、槻の木、みずき園、第1やまぶき、第2やまぶき及び大砂土障害者デイサービスセンターの管理に関する

(10) [略]

[略]

国民健康保険課

(1)～(7) [略]

(8) 国民健康保険法（昭和33年法律第192号）の規定による医療に係る診療報酬明細書の審査に関する

(9) 国民健康保険法の規定による医療に係る不当利得並びに第三者納付金の請求に関する

(10) [略]

(11) [略]

[略]

長寿応援部

高齢福祉課

(1)～(5) [略]

[略]

文化部

[略]

岩槻人形博物館開設準備室

(1) （仮称）岩槻人形博物館の整備に関すること。

(2) [略]

国際芸術祭開催準備室

(1) [略]

第7条 保健福祉局の分掌事務は、おおむね次のとおりとする。

保健福祉局

[略]

福祉部

[略]

障害政策課

(1)～(8) [略]

(9) みのり園、大崎むつみの里、春光園、槻の木、みずき園、第1やまぶき、第2やまぶき、さくら草学園、杉の子園、大砂土障害者デイサービスセンター及びはるの園の管理に関する

(10) [略]

[略]

国民健康保険課

(1)～(7) [略]

(8) 国民健康保険及び健康保険法等の一部を改正する法律（平成18年法律第83号）第7条の規定による改正前の老人保健法（昭和57年法律第80号。以下「改正前の老人保健法」という。）の規定による医療に係る診療報酬明細書の審査に関する

(9) 国民健康保険及び改正前の老人保健法の規定による医療に係る不当利得並びに第三者納付金の請求に関する

(10) [略]

(11) 改正前の老人保健法第32条第1項及び第46条の6の規定による医療費（柔道整復施術療養費に限る。）の支給の決定に関する

(12) [略]

[略]

長寿応援部

高齢福祉課

(1)～(5) [略]

(6) セカンドライフ支援に関すること。

(7)～(14) [略]

[略]

第7条の2 子ども未来局の分掌事務は、おおむね次のとおりとする。

子ども未来局

子ども育成部

子育て支援政策課

(1)～(7) [略]

(8) [略]

(9) [略]

(10) [略]

(11) [略]

(12) [略]

(13) [略]

(14) [略]

(15) [略]

(16) [略]

(17) [略]

[略]

幼児未来部

幼児政策課

(1)・(2) [略]

(3) 認可外保育施設の助成に関すること。

(4) [略]

(5) [略]

(6) [略]

(7) [略]

[略]

保育課

(1)～(3) [略]

(4) 民間保育所及び認定こども園の助成に関すること。

(5)～(8) [略]

第8条 環境局の分掌事務は、おおむね次のとおり

(6) シルバーバンクの運営に関すること。

(7)～(14) [略]

[略]

第7条の2 子ども未来局の分掌事務は、おおむね次のとおりとする。

子ども未来局

子ども育成部

子育て支援政策課

(1)～(7) [略]

(8) 助産施設、乳児院、母子生活支援施設、児童養護施設等の計画及び整備に関すること。

(9) 助産施設、乳児院、母子生活支援施設、児童養護施設等に係る設置の認可等並びに指導及び監督に関すること。

(10) 民間あっせん機関による養子縁組あっせん事業の許可、改善命令、許可の取消し等に関すること。

(11) [略]

(12) 母子生活支援施設及び児童養護施設の管理に関すること。

(13) [略]

(14) [略]

(15) [略]

(16) [略]

(17) [略]

(18) [略]

(19) [略]

(20) [略]

(21) [略]

[略]

幼児未来部

幼児政策課

(1)・(2) [略]

(3) [略]

(4) [略]

(5) [略]

(6) [略]

[略]

保育課

(1)～(3) [略]

(4) 民間保育所、認可外保育施設及び認定子ども園の助成に関すること。

(5)～(8) [略]

第8条 環境局の分掌事務は、おおむね次のとおり

とする。

環境局

環境共生部

[略]

[略]

第9条 経済局の分掌事務は、おおむね次のとおりとする。

経済局

商工観光部

経済政策課

(1)～(8) [略]

(9) 東日本連携に関すること。

(10) [略]

(11) [略]

(12) [略]

(13) [略]

(14) [略]

(15) [略]

(16) [略]

[略]

農業政策部

[略]

農業環境整備課

(1)～(7) [略]

(8) 森林経営管理法（平成30年法律第35号）
に基づく森林管理に関すること。

(9) [略]

第10条 都市局の分掌事務は、おおむね次のとおりとする。

都市局

都市計画部

[略]

自転車まちづくり推進課

(1)～(7) [略]

(8) 市営自動車駐車場（市営桜木駐車場を除く。）
及び市営自転車駐車場に関すること。

(9) [略]

[略]

見沼田圃政策推進室

(1)～(3) [略]

(4) 北部都市・公園管理事務所管理課及び南部都

とする。

環境局

環境共生部

[略]

環境未来都市推進課

(1) 環境未来都市に関すること。

(2) 次世代自動車の普及促進に関すること。

[略]

第9条 経済局の分掌事務は、おおむね次のとおりとする。

経済局

商工観光部

経済政策課

(1)～(8) [略]

(9) [略]

(10) [略]

(11) [略]

(12) [略]

(13) [略]

(14) [略]

(15) [略]

[略]

農業政策部

[略]

農業環境整備課

(1)～(7) [略]

(8) [略]

第10条 都市局の分掌事務は、おおむね次のとおりとする。

都市局

都市計画部

[略]

自転車まちづくり推進課

(1)～(7) [略]

(8) 市営自動車駐車場及び市営自転車駐車場に
関すること。

(9) [略]

[略]

見沼田圃政策推進室

(1)～(3) [略]

市・公園管理事務所管理課の緑地等に係る連絡調整に関すること。

[略]

都心整備部

[略]

東日本交流拠点整備課

(1) [略]

(2) 市営桜木駐車場及びその用地の利活用に関すること。

第11条 建設局の分掌事務は、おおむね次のとおりとする。

建設局

[略]

土木部

[略]

道路環境課

(1)～(6) [略]

広域道路推進室

(1) 国等が実施する広域道路の整備の促進に関すること。

(2) 国等が実施する広域道路の整備に関連する事業の調査、計画及び調整に関すること。

道路計画課

(1)～(4) [略]

(5) [略]

[略]

建築部

建築総務課

(1)～(13) [略]

(14) 民間建築物吹付けアスベスト除去等事業の助成に関すること。

(15) [略]

(16) [略]

(17) [略]

(18) [略]

(19) [略]

[略]

下水道部

[略]

下水道維持管理課

(1) [略]

(2) 下水道施設の維持管理に関すること。

(3) [略]

(4) [略]

[略]

都心整備部

[略]

東日本交流拠点整備課

(1) [略]

(2) 市営桜木駐車場用地の利活用に関すること。

第11条 建設局の分掌事務は、おおむね次のとおりとする。

建設局

[略]

土木部

[略]

道路環境課

(1)～(6) [略]

道路計画課

(1)～(4) [略]

(5) 国、首都高速道路株式会社等が建設する道路の建設促進に関すること。

(6) [略]

[略]

建築部

建築総務課

(1)～(13) [略]

(14) [略]

(15) [略]

(16) [略]

(17) [略]

(18) [略]

[略]

下水道部

[略]

下水道維持管理課

(1) [略]

(2) [略]

(3) [略]

(5) [略]

(6) 下水処理センターの管理に関すること。

(7) [略]

[略]

(職員)

第13条 [略]

2・3 [略]

4 都市戦略本部に総合政策監及び情報統括監を置く。

5～7 [略]

8 [略]

9 [略]

10 [略]

11 前項に定める者のほか、都市戦略本部都市経営戦略部、都市戦略本部行財政改革推進部、都市戦略本部情報政策部、都市戦略本部未来都市推進部、市民局区政推進部又はスポーツ文化局オリンピック・パラリンピック部に主幹又は主査を置くことができる。

12 [略]

13 [略]

14 前各項に定める者のほか、都市戦略本部都市経営戦略部、都市戦略本部行財政改革推進部、都市戦略本部情報政策部、都市戦略本部未来都市推進部、市民局区政推進部、スポーツ文化局オリンピック・パラリンピック部、課又は室に主任、主事、技師その他所要の職員を置くことができる。

15 市長は、第9項から前項までの規定にかかわらず、特に必要があると認める職に必要な職員を置くことができる。

(職務)

第14条 [略]

2～4 [略]

5 情報統括監は、上司の命を受け、情報化の推進、情報セキュリティ対策、データ活用の推進等に係る事務を掌理し、その事務を処理するため所属の職員を指揮監督する。

6 [略]

7 [略]

8 [略]

9～12 [略]

(4) [略]

(5) [略]

[略]

(職員)

第13条 [略]

2・3 [略]

4 都市戦略本部に総合政策監を置く。

5～7 [略]

8 市民局情報政策部に情報統括監を置く。

9 [略]

10 [略]

11 [略]

12 前項に定める者のほか、都市戦略本部都市経営戦略部、都市戦略本部行財政改革推進部、都市戦略本部シティセールス部、都市戦略本部オリンピック・パラリンピック部、都市戦略本部東部地域・鉄道戦略部又は市民局区政推進部に主幹又は主査を置くことができる。

13 [略]

14 [略]

15 前各項に定める者のほか、都市戦略本部都市経営戦略部、都市戦略本部行財政改革推進部、都市戦略本部シティセールス部、都市戦略本部オリンピック・パラリンピック部、都市戦略本部東部地域・鉄道戦略部、市民局区政推進部、課又は室に主任、主事、技師その他所要の職員を置くことができる。

16 市長は、第10項から前項までの規定にかかわらず、特に必要があると認める職に必要な職員を置くことができる。

(職務)

第14条 [略]

2～4 [略]

5 [略]

6 [略]

7 [略]

8 情報統括監は、上司の命を受け、情報化の推進、情報セキュリティ対策等に係る事務を掌理し、その事務を処理するため所属の職員を指揮監督する。

9～12 [略]

13 前条第15項に規定する職員は、上司の命を受け、担当事務に従事する。

13 前条第16項に規定する職員は、上司の命を受け、担当事務に従事する。

附 則

この規則は、平成31年4月1日から施行する。

さいたま市規則第23号

さいたま市事業所事務分掌規則の一部を改正する規則

さいたま市事業所事務分掌規則（平成15年さいたま市規則第87号）の一部を次のように改正する。

次の表中下線又は太線の表示部分（以下、改正前の欄にあっては「改正部分」と、改正後の欄にあっては「改正後部分」という。）については、次のとおりとする。

- (1) 改正部分及びそれに対応する改正後部分が存在するときは、当該改正部分を当該改正後部分に改める。
- (2) 改正部分のみ存在するときは、当該改正部分を削る。
- (3) 改正後部分のみ存在するときは、当該改正後部分を加える。

改正後	改正前
<p>(内部組織)</p> <p>第3条 事業所の内部組織は、次のとおりとする。</p> <p>[略]</p> <p>子ども未来局</p> <p style="padding-left: 2em;">子ども家庭総合センター</p> <p>[略]</p> <p style="padding-left: 2em;">児童相談所</p> <p style="padding-left: 4em;">管理係</p> <p style="padding-left: 4em;">企画調整係</p> <p style="padding-left: 4em;">心理相談係</p> <p style="padding-left: 4em;">家庭支援第1係</p> <p style="padding-left: 4em;">家庭支援第2係</p> <p style="padding-left: 4em;">家庭支援第3係</p> <p style="padding-left: 4em;">家庭支援第4係</p> <p style="padding-left: 4em;"><u>家庭支援第5係</u></p> <p style="padding-left: 4em;">里親推進係</p> <p style="padding-left: 4em;">児童保護第1係</p> <p style="padding-left: 4em;">児童保護第2係</p> <p>[略]</p> <p>建設局</p> <p>[略]</p> <p>(分掌事務)</p> <p>第4条 事業所の分掌事務は、おおむね次のとおりとする。</p> <p>[略]</p>	<p>(内部組織)</p> <p>第3条 事業所の内部組織は、次のとおりとする。</p> <p>[略]</p> <p>子ども未来局</p> <p style="padding-left: 2em;">子ども家庭総合センター</p> <p>[略]</p> <p style="padding-left: 2em;">児童相談所</p> <p style="padding-left: 4em;">管理係</p> <p style="padding-left: 4em;">企画調整係</p> <p style="padding-left: 4em;">心理相談係</p> <p style="padding-left: 4em;">家庭支援第1係</p> <p style="padding-left: 4em;">家庭支援第2係</p> <p style="padding-left: 4em;">家庭支援第3係</p> <p style="padding-left: 4em;">家庭支援第4係</p> <p style="padding-left: 4em;">里親推進係</p> <p style="padding-left: 4em;">児童保護第1係</p> <p style="padding-left: 4em;">児童保護第2係</p> <p>[略]</p> <p>建設局</p> <p style="padding-left: 2em;"><u>下水道部</u></p> <p style="padding-left: 4em;"><u>下水処理センター</u></p> <p style="padding-left: 4em;"><u>管理・施設係</u></p> <p>[略]</p> <p>(分掌事務)</p> <p>第4条 事業所の分掌事務は、おおむね次のとおりとする。</p> <p>[略]</p>

市民局

市民生活部

人権政策・男女共同参画課男女共同参画推進センター

(1) 男女共同参画に係る施策の企画及び実施に関すること。

(2) 男女共同参画推進協議会に関すること。

(3) [略]

(4) [略]

(5) [略]

(6) [略]

(7) [略]

人権政策・男女共同参画課三つ和会館

(1) 館の管理及び運営に関すること。

[略]

子ども未来局

子ども家庭総合センター

総務課

(1)～(3) [略]

(4) 助産施設、乳児院、母子生活支援施設、児童養護施設等の計画及び整備に関すること。

(5) 助産施設、乳児院、母子生活支援施設、児童養護施設等に係る設置の認可等並びに指導及び監督に関すること。

(6) 民間あっせん機関による養子縁組あっせん事業の許可、改善命令、許可の取消し等に関すること。

(7) 母子生活支援施設及び児童養護施設の管理に関すること。

(8) [略]

(9) [略]

(10) [略]

[略]

総合療育センターひまわり学園

総務課

(1) 療育に係る施策の企画及び調整に関すること。

(2)～(5) [略]

(6) さくら草学園、杉の子園及びはるの園の管理に関すること。

(7) [略]

(8) [略]

総務局

総務部

人権政策推進課三つ和会館

(1) 館の管理及び運営に関すること。

市民局

市民生活部

男女共同参画課男女共同参画推進センター

(1) [略]

(2) [略]

(3) [略]

(4) [略]

(5) [略]

[略]

子ども未来局

子ども家庭総合センター

総務課

(1)～(3) [略]

(4) [略]

(5) [略]

(6) [略]

[略]

総合療育センターひまわり学園

総務課

(1) 総合療育センターひまわり学園の執行方針（予算を含む。）の策定、進行管理及び企画調整に関すること。

(2)～(5) [略]

(6) [略]

(7) [略]

(9) [略]

[略]

環境局

資源循環推進部

[略]

大崎清掃事務所

(1)～(8) [略]

(9) [略]

[略]

経済局

[略]

農業政策部

農業者トレーニングセンター

(1) [略]

(2) 園芸講座に関すること。

(3)～(5) [略]

[略]

都市局

[略]

まちづくり推進部

[略]

浦和東部まちづくり事務所

(1)～(6) [略]

[略]

建設局

北部建設事務所

[略]

建築指導課

(1)～(12) [略]

(13) 既存ブロック塀等改善事業の助成に関するこ
と。

[略]

南部建設事務所

[略]

建築指導課

(8) [略]

[略]

環境局

資源循環推進部

[略]

大崎清掃事務所

(1)～(8) [略]

(9) 廃棄物処理手数料の収納に関すること。

(10) [略]

[略]

経済局

[略]

農業政策部

農業者トレーニングセンター

(1) [略]

(2) 園芸講座及び園芸相談に関すること。

(3)～(5) [略]

[略]

都市局

[略]

まちづくり推進部

[略]

浦和東部まちづくり事務所

(1)～(6) [略]

(7) 浦和東部第二地区との調整に関すること。

(8) 岩槻南部新和西地区との調整に関すること。

[略]

建設局

下水道部

下水処理センター

(1) 下水の処理に関すること。

(2) 水質検査に関すること。

(3) 施設、業務用備品及び器材の維持管理に関すること。

(4) 業務上の事故防止に関すること。

(5) 各種記録の作成及び報告に関すること。

北部建設事務所

[略]

建築指導課

(1)～(12) [略]

[略]

南部建設事務所

[略]

建築指導課

(1)～(12) [略]

(13) 既存ブロック塀等改善事業の助成に関するこ
と。
[略]

別表第1 (第2条関係)

所属	第1類 事業所	第2類 事業所	第3類 事業所
都市戦略 本部	東京事務 所		
[略]			
市民局市 民生活部 人権政策 ・男女共 同参画課			男女共同 参画推進 センター 三つ和 会館
[略]			
建設局	[略]		

別表第2 (第2条関係)

事業所	位置
[略]	
北部都市・公園管理事 務所	さいたま市大宮区吉敷 町1丁目124番地1
[略]	
大宮駅東口まちづくり 事務所	さいたま市大宮区吉敷 町1丁目124番地1
[略]	
北部建設事務所	さいたま市大宮区吉敷 町1丁目124番地1
[略]	

別表第3 (第7条関係)

事業所	事業所 に置か れる長
東京事務所 消費生活総合センター 男女共同参画推進センター 市民活動 サポートセンター 浦和消費生活セン	[略]

(1)～(12) [略]

[略]

別表第1 (第2条関係)

所属	第1類 事業所	第2類 事業所	第3類 事業所
都市戦略 本部	東京事務 所		
総務局総 務部人権 政策推進 課			三つ和会 館
[略]			
市民局市 民生活部 男女共同 参画課			男女共同 参画推進 センター
[略]			
建設局	[略]		
建設局下 水道部		下水処理 センター	

別表第2 (第2条関係)

事業所	位置
[略]	
北部都市・公園管理事 務所	さいたま市大宮区大門 町3丁目1番地
[略]	
大宮駅東口まちづくり 事務所	さいたま市大宮区大門 町3丁目1番地
[略]	
北部建設事務所	さいたま市大宮区大門 町3丁目1番地
[略]	
下水処理センター	さいたま市浦和区大 原5丁目14番1号

別表第3 (第7条関係)

事業所	事業所 に置か れる長
東京事務所 消費生活総合センター 男女共同参画推進センター 市民活動 サポートセンター 浦和消費生活セン	[略]

ター 岩槻消費生活センター 健康科学
 学研究センター 思い出の里市営霊園
 事務所 大宮聖苑管理事務所 食肉衛
 生検査所 こころの健康センター 動
 物愛護ふれあいセンター 障害者更生
 相談センター 障害者総合支援センタ
 ー 子ども家庭総合センター 総合療
 育センターひまわり学園 児童相談所
 療育センターさくら草 西清掃事務
 所 東清掃事務所 大崎清掃事務所
 西部環境センター 東部環境センター
 クリーンセンター大崎 大宮南部浄
 化センター クリーンセンター西堀
 計量検査所 農業者トレーニングセン
 ター 見沼グリーンセンター 北部都
 市・公園管理事務所 南部都市・公園
 管理事務所 車両対策事務所 日進・
 指扇周辺まちづくり事務所 浦和東部
 まちづくり事務所 東浦和まちづくり
 事務所 浦和西部まちづくり事務所
 与野まちづくり事務所 岩槻まちづく
 り事務所 浦和駅周辺まちづくり事務
 所 大宮駅東口まちづくり事務所 大
 宮駅西口まちづくり事務所 北部建設
 事務所 南部建設事務所

[略]

ター 岩槻消費生活センター 健康科学
 学研究センター 思い出の里市営霊園
 事務所 大宮聖苑管理事務所 食肉衛
 生検査所 こころの健康センター 動
 物愛護ふれあいセンター 障害者更生
 相談センター 障害者総合支援センタ
 ー 子ども家庭総合センター 総合療
 育センターひまわり学園 児童相談所
 療育センターさくら草 西清掃事務
 所 東清掃事務所 大崎清掃事務所
 西部環境センター 東部環境センター
 クリーンセンター大崎 大宮南部浄
 化センター クリーンセンター西堀
 計量検査所 農業者トレーニングセン
 ター 見沼グリーンセンター 北部都
 市・公園管理事務所 南部都市・公園
 管理事務所 車両対策事務所 日進・
 指扇周辺まちづくり事務所 浦和東部
 まちづくり事務所 東浦和まちづくり
 事務所 浦和西部まちづくり事務所
 与野まちづくり事務所 岩槻まちづく
 り事務所 浦和駅周辺まちづくり事務
 所 大宮駅東口まちづくり事務所 大
 宮駅西口まちづくり事務所 北部建設
 事務所 南部建設事務所 下水処理セ
 ンター

[略]

附 則

この規則は、平成31年4月1日から施行する。ただし、別表第2（下水処理セン
 ターの項を削る部分を除く。）の改正は、同年5月7日から施行する。

さいたま市規則第24号

さいたま市区役所等事務分掌規則の一部を改正する規則

さいたま市区役所等事務分掌規則（平成15年さいたま市規則第88号）の一部を次のように改正する。

次の表中下線又は太線の表示部分（以下、改正前の欄にあつては「改正部分」と、改正後の欄にあつては「改正後部分」という。）については、次のとおりとする。

- (1) 改正部分及びそれに対応する改正後部分が存在するときは、当該改正部分を当該改正後部分に改める。
- (2) 改正部分のみ存在するときは、当該改正部分を削る。
- (3) 改正後部分のみ存在するときは、当該改正後部分を加える。

改正後	改正前
第4条 区役所区民生活部の分掌事務は、おおむね次のとおりとする。 区民生活部 〔略〕 コミュニティ課 (1)・(2) 〔略〕 (3) 市民活動ネットワークに関すること。 (4)～(9) 〔略〕 〔略〕 (職員) 第8条 〔略〕 2～5 〔略〕 <u>6 区会計管理者は、区役所区民生活部総務課長をもって充てる。</u>	第4条 区役所区民生活部の分掌事務は、おおむね次のとおりとする。 区民生活部 〔略〕 コミュニティ課 (1)・(2) 〔略〕 (3) <u>区民会議及び市民活動ネットワーク</u> に関すること。 (4)～(9) 〔略〕 〔略〕 (職員) 第8条 〔略〕 2～5 〔略〕

附 則

この規則は、平成31年4月1日から施行する。

さいたま市規則第 25 号

さいたま市職員の公正な職務の執行及び適正な行政運営の確保に関する規則の一部を改正する規則

さいたま市職員の公正な職務の執行及び適正な行政運営の確保に関する規則（平成 24 年さいたま市規則第 80 号）の一部を次のように改正する。

次の表中下線又は太線の表示部分（以下、改正前の欄にあつては「改正部分」と、改正後の欄にあつては「改正後部分」という。）については、次のとおりとする。

- (1) 改正部分及びそれに対応する改正後部分が存在するときは、当該改正部分を当該改正後部分に改める。
- (2) 改正部分のみ存在するときは、当該改正部分を削る。
- (3) 改正後部分のみ存在するときは、当該改正後部分を加える。

改正後	改正前
<p>(定義)</p> <p>第 2 条 この規則において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。</p> <p>(1)～(7) [略]</p> <p>(8) 課所等 次に掲げるものをいう。</p> <p>ア <u>さいたま市事務分掌規則（平成 15 年さいたま市規則第 86 号）第 1 条に規定する課及び室（市長公室を除き、アーカイブズセンターを含む。）並びに都市経営戦略部、行財政改革推進部、情報政策部、未来都市推進部、<u>区政推進部及びオリンピック・パラリンピック部</u></u></p> <p>イ～セ [略]</p> <p>(9) 課所長等 課所等の長（都市経営戦略部、行財政改革推進部、<u>情報政策部、未来都市推進部、<u>区政推進部及びオリンピック・パラリンピック部</u></u>にあつては参事又は副参事の職にある者で当該部の長が指定するもの、大宮盆栽美術館並びに生涯学習総合センター及びうらわ美術館にあつては副館長。以下同じ。）をいう。</p> <p>(10) [略]</p>	<p>(定義)</p> <p>第 2 条 この規則において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。</p> <p>(1)～(7) [略]</p> <p>(8) 課所等 次に掲げるものをいう。</p> <p>ア <u>さいたま市事務分掌規則（平成 15 年さいたま市規則第 86 号）第 1 条に規定する課及び室（市長公室を除き、アーカイブズセンターを含む。）並びに都市経営戦略部、行財政改革推進部、<u>シティセールス部、オリンピック・パラリンピック部、東部地域・鉄道戦略部及び区政推進部</u></u></p> <p>イ～セ [略]</p> <p>(9) 課所長等 課所等の長（都市経営戦略部、行財政改革推進部、<u>シティセールス部、オリンピック・パラリンピック部、東部地域・鉄道戦略部及び区政推進部</u>にあつては参事又は副参事の職にある者で当該部の長が指定するもの、大宮盆栽美術館並びに生涯学習総合センター及びうらわ美術館にあつては副館長。以下同じ。）をいう。</p> <p>(10) [略]</p>

附 則

この規則は、平成 31 年 4 月 1 日から施行する。

さいたま市規則第26号

さいたま市保健所組織規則の一部を改正する規則

さいたま市保健所組織規則（平成14年さいたま市規則第56号）の一部を次のように改正する。

次の表中下線又は太線の表示部分（以下、改正前の欄にあつては「改正部分」と、改正後の欄にあつては「改正後部分」という。）については、次のとおりとする。

- (1) 改正部分及びそれに対応する改正後部分が存在するときは、当該改正部分を当該改正後部分に改める。
- (2) 改正部分のみ存在するときは、当該改正部分を削る。
- (3) 改正後部分のみ存在するときは、当該改正後部分を加える。

改正後	改正前
<p>(職員)</p> <p>第5条 保健所に次の職員を置く。</p> <p>(1) [略]</p> <p><u>(2) [略]</u></p> <p>(3) <u>前2号</u>に掲げるもののほか、必要な職員</p> <p>(職務)</p> <p>第6条 [略]</p> <p><u>2</u> [略]</p> <p><u>3</u> 前条<u>第3号</u>に掲げる職員は、上司の命を受け、それぞれの職務に従事する。</p>	<p>(職員)</p> <p>第5条 保健所に次の職員を置く。</p> <p>(1) [略]</p> <p><u>(2) 次長</u></p> <p>(3) [略]</p> <p>(4) <u>前3号</u>に掲げるもののほか、必要な職員</p> <p>(職務)</p> <p>第6条 [略]</p> <p><u>2 次長は、所長を助け、職員の担当する事務を監督し、保健所の事務を調整する。</u></p> <p><u>3</u> [略]</p> <p><u>4</u> 前条<u>第4号</u>に掲げる職員は、上司の命を受け、それぞれの職務に従事する。</p>

附 則

この規則は、平成31年4月1日から施行する。

さいたま市規則第27号

さいたま市文書管理規則の一部を改正する規則

さいたま市文書管理規則（平成13年さいたま市規則第14号）の一部を次のように改正する。

次の表中下線又は太線の表示部分（以下、改正前の欄にあっては「改正部分」と、改正後の欄にあっては「改正後部分」という。）については、次のとおりとする。

- (1) 改正部分及びそれに対応する改正後部分が存在するときは、当該改正部分を当該改正後部分に改める。
- (2) 改正部分のみ存在するときは、当該改正部分を削る。
- (3) 改正後部分のみ存在するときは、当該改正後部分を加える。

改正後	改正前
<p>(定義)</p> <p>第2条 この規則において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。</p> <p>(1)～(6) [略]</p> <p>(7) 課 次に掲げるものをいう。</p> <p style="padding-left: 2em;">ア 事務分掌規則第1条に規定する課及び室（市長公室を除き、アーカイブズセンターを含む。）並びに都市経営戦略部、行財政改革推進部、情報政策部、<u>未来都市推進部、区政推進部及びオリンピック・パラリンピック部</u></p> <p>イ～キ [略]</p> <p>(8) 課長 課の長（都市経営戦略部、行財政改革推進部、<u>情報政策部、未来都市推進部、区政推進部、オリンピック・パラリンピック部</u>及びくらし応援室にあっては参事又は副参事の職にある者で当該部又は室の長が指定するもの、大宮盆栽美術館にあっては副館長）をいう。</p> <p>(9)～(18) [略]</p> <p style="text-align: center;">（ファイリング責任者及びファイリング担当者）</p> <p>第33条 [略]</p> <p>2 ファイリング責任者は、課の保管単位にあっては課長補佐の職にある者をもって充てる。ただし、<u>課長補佐が置かれていない場合若しくは課長補佐が2人以上置かれている場合又は前条ただし書に規定する保管単位にあっては</u>、課長が指定する者をもって充てる。</p> <p>3～6 [略]</p>	<p>(定義)</p> <p>第2条 この規則において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。</p> <p>(1)～(6) [略]</p> <p>(7) 課 次に掲げるものをいう。</p> <p style="padding-left: 2em;">ア 事務分掌規則第1条に規定する課及び室（市長公室を除き、アーカイブズセンターを含む。）並びに都市経営戦略部、行財政改革推進部、<u>シティセールス部、オリンピック・パラリンピック部、東部地域・鉄道戦略部及び区政推進部</u></p> <p>イ～キ [略]</p> <p>(8) 課長 課の長（都市経営戦略部、行財政改革推進部、<u>シティセールス部、オリンピック・パラリンピック部、東部地域・鉄道戦略部、区政推進部</u>及びくらし応援室にあっては参事又は副参事の職にある者で当該部又は室の長が指定するもの、大宮盆栽美術館にあっては副館長）をいう。</p> <p>(9)～(18) [略]</p> <p style="text-align: center;">（ファイリング責任者及びファイリング担当者）</p> <p>第33条 [略]</p> <p>2 ファイリング責任者は、課の保管単位にあっては課長補佐の職にある者をもって充て、<u>前条ただし書に規定する保管単位にあっては保管単位の長</u>をもって充てる。ただし、課長補佐が置かれていない場合又は課長補佐が2人以上置かれている場合は、課長が指定する者をもって充てる。</p> <p>3～6 [略]</p>

別表（第36条関係）

[略]

第4種（3年保存する文書）

(1)～(3) [略]

(4) 前3号に掲げるもののほか、3年保存する
必要があると認められる文書

[略]

別表（第36条関係）

[略]

第4種（3年保存する文書）

(1)～(3) [略]

(4) 前各号に掲げるもののほか、3年保存する
必要があると認められる文書

[略]

附 則

この規則は、平成31年4月1日から施行する。

さいたま市規則第28号

さいたま市公印規則の一部を改正する規則

さいたま市公印規則（平成13年さいたま市規則第15号）の一部を次のように改正する。

次の表中下線又は太線の表示部分（以下、改正前の欄にあっては「改正部分」と、改正後の欄にあっては「改正後部分」という。）については、次のとおりとする。

- (1) 改正部分及びそれに対応する改正後部分が存在するときは、当該改正部分を当該改正後部分に改める。
- (2) 改正部分のみ存在するときは、当該改正部分を削る。
- (3) 改正後部分のみ存在するときは、当該改正後部分を加える。

改正後							改正前						
(電子印の使用)							(電子印の使用)						
第13条 [略]							第13条 [略]						
2 [略]							2 [略]						
3 管理者は、前項の申請を承認しようとするときは、 <u>都市戦略本部情報政策部の参事又は副参事の職にある者</u> で当該部の長が指定するものと協議のうえ、電子印の不当な使用、破壊等を防止するシステム機能等が措置されていることを確認しなければならない。							3 管理者は、前項の申請を承認しようとするときは、 <u>市民局情報政策部情報システム課長</u> と協議のうえ、電子印の不当な使用、破壊等を防止するシステム機能等が措置されていることを確認しなければならない。						
4・5 [略]							4・5 [略]						
別表第1（第5条、第8条関係）							別表第1（第5条、第8条関係）						
(1) [略]							(1) [略]						
(2) 職印							(2) 職印						
ア 市長印							ア 市長印						
公印の名称	ひな形番号	書体	寸法（ミリメートル）	個数	使用区分	保管者	公印の名称	ひな形番号	書体	寸法（ミリメートル）	個数	使用区分	保管者
[略]							[略]						
賞典専用さいたま市長印	[略]						賞典専用さいたま市長印	[略]					
情報政策部専用さいたま市長印	3	てん書	方27	1	情報政策部の主管する事務で市長名をもって発する文	都市戦略本部情報政策部の参事又は副参							

				書	事の職 にある 者で部 長が指 定する もの
--	--	--	--	---	---------------------------------------

[略]

市民生 活部専 用さい たま市 長印	[略]
--------------------------------	-----

[略]

イ～オ [略]
カ その他の印

公印の 名称	ひな 形番 号	書 体	寸法（ ミリメ ートル ）	個 数	使用区分	保管者
-----------	---------------	--------	------------------------	--------	------	-----

[略]

さいた ま市都 市・公 園管理 事務所 長印	[略]
---------------------------------------	-----

[略]

キ 職務代理者印

公印の 名称	ひな 形番 号	書 体	寸法（ ミリメ ートル ）	個 数	使用区分	保管者
-----------	---------------	--------	------------------------	--------	------	-----

さいた	[略]				[略]	[略]
-----	-----	--	--	--	-----	-----

--	--	--	--	--	--

[略]

市民生 活部専 用さい たま市 長印	[略]
情報政 策部専 用さい たま市 長印	3 てん書 方27 1 情報政策 部の主管 する事務 で市長名 をもって 発する文 書 市民局 情報政 策部 I C T 政 策課長

[略]

イ～オ [略]
カ その他の印

公印の 名称	ひな 形番 号	書 体	寸法（ ミリメ ートル ）	個 数	使用区分	保管者
-----------	---------------	--------	------------------------	--------	------	-----

[略]

さいた ま市都 市・公 園管理 事務所 長印	[略]
さいた ま市下 水処理 センタ ー所長 印	52 てん書 方24 1 下水処理 センター 所長名で 発する文 書 建設局 下水道 部下水 処理セ ンター 所長

[略]

キ 職務代理者印

公印の 名称	ひな 形番 号	書 体	寸法（ ミリメ ートル ）	個 数	使用区分	保管者
-----------	---------------	--------	------------------------	--------	------	-----

さいた	[略]				[略]	[略]
-----	-----	--	--	--	-----	-----

<table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width: 30%; text-align: center;">印</td> <td style="width: 40%;"></td> <td style="width: 30%;"></td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">[略]</td> <td colspan="2"></td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">[略]</td> <td colspan="2"></td> </tr> </table> <p>別表第2（第5条関係）</p> <p>(1) [略]</p> <p>(2) 職印</p> <p style="padding-left: 20px;">ア～オ [略]</p> <p style="padding-left: 20px;">カ その他の印</p> <p>[略]</p> <p style="text-align: center;">5 2</p> <p>[略] <u>削除</u> [略]</p> <p style="padding-left: 20px;">キ～コ [略]</p>	印			[略]			[略]			<table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width: 30%; text-align: center;">印</td> <td style="width: 40%;"></td> <td style="width: 30%;"></td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">[略]</td> <td colspan="2"></td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">[略]</td> <td colspan="2"></td> </tr> </table> <p>別表第2（第5条関係）</p> <p>(1) [略]</p> <p>(2) 職印</p> <p style="padding-left: 20px;">ア～オ [略]</p> <p style="padding-left: 20px;">カ その他の印</p> <p>[略]</p> <p style="text-align: center;">5 2</p> <p>[略] <table border="1" style="display: inline-table; vertical-align: middle; text-align: center;"> <tr><td>さいたま市</td></tr> <tr><td>下水処理</td></tr> <tr><td>センター</td></tr> <tr><td>所長印</td></tr> </table> [略]</p> <p style="padding-left: 20px;">キ～コ [略]</p>	印			[略]			[略]			さいたま市	下水処理	センター	所長印
印																							
[略]																							
[略]																							
印																							
[略]																							
[略]																							
さいたま市																							
下水処理																							
センター																							
所長印																							

附 則

この規則は、平成31年4月1日から施行する。

さいたま市規則第29号

さいたま市情報公開条例施行規則の一部を改正する規則

さいたま市情報公開条例施行規則（平成13年さいたま市規則第18号）の一部を次のように改正する。

次の表中下線又は太線の表示部分（以下、改正前の欄にあっては「改正部分」と、改正後の欄にあっては「改正後部分」という。）については、次のとおりとする。

- (1) 改正部分及びそれに対応する改正後部分が存在するときは、当該改正部分を当該改正後部分に改める。
- (2) 改正部分のみ存在するときは、当該改正部分を削る。
- (3) 改正後部分のみ存在するときは、当該改正後部分を加える。

改正後	改正前
<p style="text-align: center;">（開示の実施等）</p> <p>第8条 [略]</p> <p>2～4 [略]</p> <p>5 次の各号に掲げる文書、図画、写真及びフィルムの写しの交付の方法は、それぞれ当該各号に定めるものを交付することとする。</p> <p>(1) [略]</p> <p>(2) マイクロフィルム 当該マイクロフィルムを <u>日本産業規格A列3番以下の大きさの用紙に印刷したもの</u></p> <p>(3)～(5) [略]</p> <p>6 [略]</p> <p>7 前2項に定めるもののほか、第5項第1号及び前項第3号イに掲げる行政情報の写しの交付は、次に掲げる要件に該当する場合は、電子交付等（電子メールを送信する方法又はファクシミリ装置を用いて送信する方法をいう。以下同じ。）により行うことができる。</p> <p>(1) [略]</p> <p>(2) 用紙の大きさが <u>日本産業規格A列4番である</u> こと。</p> <p style="text-align: center;">（出資法人）</p> <p>第11条 条例第24条に規定する市が出資している法人で規則で定めるものは、次に掲げるとおりとする。</p> <p>(1)～(9) [略]</p> <p>(10) <u>公益財団法人さいたま市スポーツ協会</u></p> <p>(11)～(14) [略]</p> <p>(15) <u>一般社団法人さいたまスポーツコミッション</u></p>	<p style="text-align: center;">（開示の実施等）</p> <p>第8条 [略]</p> <p>2～4 [略]</p> <p>5 次の各号に掲げる文書、図画、写真及びフィルムの写しの交付の方法は、それぞれ当該各号に定めるものを交付することとする。</p> <p>(1) [略]</p> <p>(2) マイクロフィルム 当該マイクロフィルムを <u>日本工業規格A列3番以下の大きさの用紙に印刷したもの</u></p> <p>(3)～(5) [略]</p> <p>6 [略]</p> <p>7 前2項に定めるもののほか、第5項第1号及び前項第3号イに掲げる行政情報の写しの交付は、次に掲げる要件に該当する場合は、電子交付等（電子メールを送信する方法又はファクシミリ装置を用いて送信する方法をいう。以下同じ。）により行うことができる。</p> <p>(1) [略]</p> <p>(2) 用紙の大きさが <u>日本工業規格A列4番である</u> こと。</p> <p style="text-align: center;">（出資法人）</p> <p>第11条 条例第24条に規定する市が出資している法人で規則で定めるものは、次に掲げるとおりとする。</p> <p>(1)～(9) [略]</p> <p>(10) <u>公益財団法人さいたま市体育協会</u></p> <p>(11)～(14) [略]</p>

別表（第9条関係）

行政情報の種類	写しの作成の方法		写しの作成に要する費用
文書、図画及び写真	複写機による写しの作成（日本産業規格A列3番以下の大きさの用紙に複写する場合）	[略]	[略]
	複写機による写しの作成（日本産業規格A列3番を超える大きさの用紙に複写する場合）		
[略]			
電磁的記録	[略]		[略]
	用紙への出力による写しの作成（日本産業規格A列3番以下の大きさの用紙に出力する場合）	[略]	
	用紙への出力による写しの作成（日本産業規格A列3番を超える大きさの用紙に出力する場合）		
[略]			

備考 [略]

別表（第9条関係）

行政情報の種類	写しの作成の方法		写しの作成に要する費用
文書、図画及び写真	複写機による写しの作成（日本工業規格A列3番以下の大きさの用紙に複写する場合）	[略]	[略]
	複写機による写しの作成（日本工業規格A列3番を超える大きさの用紙に複写する場合）		
[略]			
電磁的記録	[略]		[略]
	用紙への出力による写しの作成（日本工業規格A列3番以下の大きさの用紙に出力する場合）	[略]	
	用紙への出力による写しの作成（日本工業規格A列3番を超える大きさの用紙に出力する場合）		
[略]			

備考 [略]

附 則

この規則は、平成31年4月1日から施行する。ただし、第8条及び別表の改正は、同年7月1日から施行する。

さいたま市規則第30号

さいたま市個人情報保護条例施行規則の一部を改正する規則

さいたま市個人情報保護条例施行規則（平成13年さいたま市規則第19号）の一部を次のように改正する。

次の表中下線又は太線の表示部分（以下、改正前の欄にあっては「改正部分」と、改正後の欄にあっては「改正後部分」という。）については、次のとおりとする。

- (1) 改正部分及びそれに対応する改正後部分が存在するときは、当該改正部分を当該改正後部分に改める。
- (2) 改正部分のみ存在するときは、当該改正部分を削る。
- (3) 改正後部分のみ存在するときは、当該改正後部分を加える。

改正後	改正前				
<p style="text-align: center;">(個人情報の開示の実施等)</p> <p>第12条 [略] 2～4 [略] 5 次の各号に掲げる文書、図画、写真及びフィルムの写しの交付の方法は、それぞれ当該各号に定めるものを交付することとする。 (1) [略] (2) <u>マイクロフィルム</u> 当該マイクロフィルムを <u>日本産業規格A列3番以下の大きさの用紙に印刷したもの</u> (3)～(5) [略] 6・7 [略]</p> <p style="text-align: center;">(出資法人)</p> <p>第18条 条例第42条に規定する市が出資している法人で規則で定めるものは、次に掲げるとおりとする。 (1)～(9) [略] (10) <u>公益財団法人さいたま市スポーツ協会</u> (11)～(14) [略] (15) <u>一般社団法人さいたまスポーツコミッション</u></p> <p>別表第1（第5条関係）</p> <table border="1" style="width: 100%;"> <tr> <td style="width: 10%;">市長</td> <td>(1) <u>さいたま市事務分掌規則（平成15年さいたま市規則第86号）第1条第1項に規定する課及び室（市長公室を除き、アーカイブズセンターを含む。）の長並びに同条に規定する都市経営戦略部、行財政改革推進部、情報政策部、未来都市推進部、</u></td> </tr> </table>	市長	(1) <u>さいたま市事務分掌規則（平成15年さいたま市規則第86号）第1条第1項に規定する課及び室（市長公室を除き、アーカイブズセンターを含む。）の長並びに同条に規定する都市経営戦略部、行財政改革推進部、情報政策部、未来都市推進部、</u>	<p style="text-align: center;">(個人情報の開示の実施等)</p> <p>第12条 [略] 2～4 [略] 5 次の各号に掲げる文書、図画、写真及びフィルムの写しの交付の方法は、それぞれ当該各号に定めるものを交付することとする。 (1) [略] (2) <u>マイクロフィルム</u> 当該マイクロフィルムを <u>日本工業規格A列3番以下の大きさの用紙に印刷したもの</u> (3)～(5) [略] 6・7 [略]</p> <p style="text-align: center;">(出資法人)</p> <p>第18条 条例第42条に規定する市が出資している法人で規則で定めるものは、次に掲げるとおりとする。 (1)～(9) [略] (10) <u>公益財団法人さいたま市体育協会</u> (11)～(14) [略]</p> <p>別表第1（第5条関係）</p> <table border="1" style="width: 100%;"> <tr> <td style="width: 10%;">市長</td> <td>(1) <u>さいたま市事務分掌規則（平成15年さいたま市規則第86号）第1条第1項に規定する課及び室（市長公室を除き、アーカイブズセンターを含む。）の長並びに同条に規定する都市経営戦略部、行財政改革推進部、<u>シティセールス部、オリンピック</u></u></td> </tr> </table>	市長	(1) <u>さいたま市事務分掌規則（平成15年さいたま市規則第86号）第1条第1項に規定する課及び室（市長公室を除き、アーカイブズセンターを含む。）の長並びに同条に規定する都市経営戦略部、行財政改革推進部、<u>シティセールス部、オリンピック</u></u>
市長	(1) <u>さいたま市事務分掌規則（平成15年さいたま市規則第86号）第1条第1項に規定する課及び室（市長公室を除き、アーカイブズセンターを含む。）の長並びに同条に規定する都市経営戦略部、行財政改革推進部、情報政策部、未来都市推進部、</u>				
市長	(1) <u>さいたま市事務分掌規則（平成15年さいたま市規則第86号）第1条第1項に規定する課及び室（市長公室を除き、アーカイブズセンターを含む。）の長並びに同条に規定する都市経営戦略部、行財政改革推進部、<u>シティセールス部、オリンピック</u></u>				

	<p>区政推進部及びオリンピック・パラリンピック部の参事又は副参事の職にある者で当該部の長が指定するもの</p> <p>(2)～(7) [略]</p>
教育委員会	<p>(1) <u>さいたま市教育委員会事務局組織規則（平成15年さいたま市教育委員会規則第1号）第2条に規定する課及び室の長並びに同規則第4条第2項に規定する生涯学習総合センターの副館長、同条第3項に規定する第2類の施設又は機関の長（うらわ美術館にあっては、副館長）並びに同条第5項に規定する高等学校及び中等教育学校の校長</u></p> <p>(2) <u>さいたま市図書館条例施行規則（平成13年さいたま市教育委員会規則第28号）第5条第1項に規定する課の長</u></p>
[略]	

	<p>ク・パラリンピック部、東部地域・鉄道戦略部及び区政推進部の参事又は副参事の職にある者で当該部の長が指定するもの</p> <p>(2)～(7) [略]</p>
教育委員会	<p><u>さいたま市教育委員会事務局組織規則（平成15年さいたま市教育委員会規則第1号）第2条に規定する課及び室の長並びに同規則第4条第2項に規定する生涯学習総合センターの副館長、同条第3項に規定する第2類の施設又は機関の長（うらわ美術館にあっては、副館長）及び同条第5項に規定する高等学校の校長並びにさいたま市図書館条例施行規則（平成13年さいたま市教育委員会規則第28号）第5条第1項に規定する課の長</u></p>
[略]	

別表第2（第16条関係）

個人情報の種類	写しの作成の方法	写しの作成に要する費用
文書、図画及び写真	<p>複写機による写しの作成（<u>日本産業規格A列3番以下の大きさの用紙に複写する場合</u>）</p>	[略]
	<p>複写機による写しの作成（<u>日本産業規格A列3番を超える大きさの用紙に複写する場合</u>）</p>	[略]
[略]		
電磁的記録	[略]	[略]
	<p>用紙への出力による写しの作成（<u>日本産業規格A列3番以下の大きさの用紙に出力する場合</u>）</p>	[略]
	<p>用紙への出力による写しの作成（<u>日本産業規格A列3番を超える大きさの用紙に出力する場合</u>）</p>	[略]

別表第2（第16条関係）

個人情報の種類	写しの作成の方法	写しの作成に要する費用
文書、図画及び写真	<p>複写機による写しの作成（<u>日本工業規格A列3番以下の大きさの用紙に複写する場合</u>）</p>	[略]
	<p>複写機による写しの作成（<u>日本工業規格A列3番を超える大きさの用紙に複写する場合</u>）</p>	[略]
[略]		
電磁的記録	[略]	[略]
	<p>用紙への出力による写しの作成（<u>日本工業規格A列3番以下の大きさの用紙に出力する場合</u>）</p>	[略]
	<p>用紙への出力による写しの作成（<u>日本工業規格A列3番を超える大きさの用紙に出力する場合</u>）</p>	[略]

[略]	[略]
備考 [略]	備考 [略]

附 則

この規則は、平成31年4月1日から施行する。ただし、第12条及び別表第2の改正は、同年7月1日から施行する。

さいたま市規則第31号

さいたま市市長の管理する公共施設に係るさいたま市公共施設予約システムの利用に関する規則の一部を改正する規則

さいたま市市長の管理する公共施設に係るさいたま市公共施設予約システムの利用に関する規則（平成26年さいたま市規則第152号）の一部を次のように改正する。

次の表中下線又は太線の表示部分（以下、改正前の欄にあっては「改正部分」と、改正後の欄にあっては「改正後部分」という。）については、次のとおりとする。

- (1) 改正部分及びそれに対応する改正後部分が存在するときは、当該改正部分を当該改正後部分に改める。
- (2) 改正部分のみ存在するときは、当該改正部分を削る。
- (3) 改正後部分のみ存在するときは、当該改正後部分を加える。

改正後			改正前		
(利用者登録) 第5条 [略] 2 利用者登録の施設区分ごとの登録の種別及び当該種別が個人の場合の登録の資格については、次の表に定めるとおりとする。			(利用者登録) 第5条 [略] 2 利用者登録の施設区分ごとの登録の種別及び当該種別が個人の場合の登録の資格については、次の表に定めるとおりとする。		
施設区分	登録の種別	個人の場合の登録の資格	施設区分	登録の種別	個人の場合の登録の資格
[略]			[略]		
その他施設（子ども家庭総合センターのバンドスタジオ及びダンススタジオを除く。）	[略]		その他施設	[略]	
その他施設（子ども家庭総合センターのバンドスタジオ及びダンススタジオに限る。）	個人	さいたま市子ども家庭総合センター条例（平成29年さいたま市条例第28号）第16条第2項各号に掲げる者			

3～6 [略]

別表第2（第9条関係）

施設区分	登録区分	抽選による申込期間	抽選をする日	抽選の当選者による予約の申込期間	抽選後の空き施設に係る予約の申込期間
[略]					
その他施設	[略]	[略]	[略]	[略]	[略]
さいたま市子ども家庭総合センターを利用する場合	個人又は団体	[略]	[略]	[略]	[略]

3～6 [略]

別表第2（第9条関係）

施設区分	登録区分	抽選による申込期間	抽選をする日	抽選の当選者による予約の申込期間	抽選後の空き施設に係る予約の申込期間
[略]					
その他施設	[略]	[略]	[略]	[略]	[略]
さいたま市子ども家庭総合センターを利用する場合	団体	[略]	[略]	[略]	[略]

附 則

この規則は、平成31年4月1日から施行する。

さいたま市規則第32号

さいたま市区役所の職員の兼務に関する規則の一部を改正する規則

さいたま市区役所の職員の兼務に関する規則（平成15年さいたま市規則第94号）の一部を次のように改正する。

次の表中下線又は太線の表示部分（以下、改正前の欄にあっては「改正部分」と、改正後の欄にあっては「改正後部分」という。）については、次のとおりとする。

- (1) 改正部分及びそれに対応する改正後部分が存在するときは、当該改正部分を当該改正後部分に改める。
- (2) 改正部分のみ存在するときは、当該改正部分を削る。
- (3) 改正後部分のみ存在するときは、当該改正後部分を加える。

改正後	改正前
第4条 都市戦略本部情報政策部に属する職員（ <u>情報システム運用管理に関する事務を担当する職員に限る。</u> ）で、次に掲げる事務に従事するものは、辞令を用いることなく、全ての区役所並びに支所及び市民の窓口において同一の事務に従事する職員の職を兼ねるものとみなす。 (1)・(2) [略]	第4条 <u>市民局市民生活部情報システム課情報システム運用管理室</u> に属する職員で、次に掲げる事務に従事するものは、辞令を用いることなく、全ての区役所並びに支所及び市民の窓口において同一の事務に従事する職員の職を兼ねるものとみなす。 (1)・(2) [略]

附 則

この規則は、平成31年4月1日から施行する。

さいたま市規則第33号

さいたま市職員懲戒審査委員会規則の一部を改正する規則

さいたま市職員懲戒審査委員会規則（平成13年さいたま市規則第27号）の一部を次のように改正する。

次の表中下線又は太線の表示部分（以下、改正前の欄にあっては「改正部分」と、改正後の欄にあっては「改正後部分」という。）については、次のとおりとする。

- (1) 改正部分及びそれに対応する改正後部分が存在するときは、当該改正部分を当該改正後部分に改める。
- (2) 改正部分のみ存在するときは、当該改正部分を削る。
- (3) 改正後部分のみ存在するときは、当該改正後部分を加える。

改正後	改正前
<p><u>（趣旨）</u></p> <p>第1条 この規則は、<u>地方自治法施行規程（昭和22年政令第19号）第16条第7項の規定に基づき、さいたま市職員懲戒審査委員会（以下「委員会」という。）</u> <u>に関し必要な事項を定めるものとする。</u></p> <p>（書記）</p> <p>第5条 [略]</p> <p><u>2 書記は、職員のうちから、市長の同意を得て、委員長が任命する。</u></p> <p><u>3 [略]</u></p>	<p><u>（設置）</u></p> <p>第1条 <u>本市に地方自治法施行規程（昭和22年政令第19号）第17条の規定に基づき、さいたま市職員懲戒審査委員会（以下「委員会」という。）を設置する。</u></p> <p>（書記）</p> <p>第5条 [略]</p> <p><u>2 [略]</u></p>

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

さいたま市規則第34号

さいたま市職員互助会条例施行規則の一部を改正する規則

さいたま市職員互助会条例施行規則（平成13年さいたま市規則第31号）の一部を次のように改正する。

次の表中下線又は太線の表示部分（以下、改正前の欄にあっては「改正部分」と、改正後の欄にあっては「改正後部分」という。）については、次のとおりとする。

- (1) 改正部分及びそれに対応する改正後部分が存在するときは、当該改正部分を当該改正後部分に改める。
- (2) 改正部分のみ存在するときは、当該改正部分を削る。
- (3) 改正後部分のみ存在するときは、当該改正後部分を加える。

改正後	改正前
(入学・卒業祝金) 第20条 会員の子が小学校、 <u>中学校、義務教育学校、中等教育学校、特別支援学校の小学部若しくは中学部に入学し、又は義務教育学校の後期課程に進級したときは入学祝金として、中学校、義務教育学校、中等教育学校、特別支援学校の中学部若しくは高等部、高等学校、高等専門学校を卒業し、又は中等教育学校の前期課程を修了したときは卒業祝金として1万5,000円を給付する。</u> <u>2 前項に定めるもののほか、理事長が特に必要と認めた場合は、同項の規定により入学祝金又は卒業祝金を給付することができる。</u>	(入学・卒業祝金) 第20条 会員の子が小学校又は中学校に入学したときは入学祝金として、 <u>中学校又は高等学校を卒業したときは卒業祝金として1万5,000円を給付する。</u>

附 則

この規則は、平成31年4月1日から施行する。

さいたま市規則第35号

さいたま市職員の管理職手当に関する規則の一部を改正する規則

さいたま市職員の管理職手当に関する規則（平成13年さいたま市規則第41号）の一部を次のように改正する。

次の表中下線又は太線の表示部分（以下、改正前の欄にあつては「改正部分」と、改正後の欄にあつては「改正後部分」という。）については、次のとおりとする。

- (1) 改正部分及びそれに対応する改正後部分が存在するときは、当該改正部分を当該改正後部分に改める。
- (2) 改正部分のみ存在するときは、当該改正部分を削る。
- (3) 改正後部分のみ存在するときは、当該改正後部分を加える。

改正後				改正前			
別表（第2条関係）				別表（第2条関係）			
給料表	職務の級	職	手当額	給料表	職務の級	職	手当額
行政職給料表	8級	[略]		行政職給料表	8級	[略]	
		会計管理者 選挙管理委員会事務局、人事委員会事務局、監査事務局及び農業委員会事務局の事務局長 理事 総合政策監 情報統括監 危機管理監	[略]			会計管理者 選挙管理委員会事務局、人事委員会事務局、監査事務局及び農業委員会事務局の事務局長 理事 総合政策監 危機管理監	[略]
	7級	公室長 部長（さいたま市区役所等事務分掌規則（平成15年さいたま市規則第88号。以下「区役所等事務分掌規則」という。）第2条に規定する部の長を除く。） 室長（出納室の長をいう。） 東京事務所長 広報監 行政管理監			7級	公室長 部長（さいたま市区役所等事務分掌規則（平成15年さいたま市規則第88号。以下「区役所等事務分掌規則」という。）第2条に規定する部の長を除く。） 室長（出納室の長をいう。） 東京事務所長 広報監 情報統括監 行政管理監	

副理事（市長が定める者に限る。）	
[略]	
[略]	
[略]	

副理事（市長が定める者に限る。）	
[略]	
[略]	
[略]	

附 則

この規則は、平成31年4月1日から施行する。

さいたま市規則第36号

さいたま市職員の特殊勤務手当に関する条例施行規則の一部を改正する規則

さいたま市職員の特殊勤務手当に関する条例施行規則（平成13年さいたま市規則第48号）の一部を次のように改正する。

次の表中下線又は太線の表示部分（以下、改正前の欄にあつては「改正部分」と、改正後の欄にあつては「改正後部分」という。）については、次のとおりとする。

- (1) 改正部分及びそれに対応する改正後部分が存在するときは、当該改正部分を当該改正後部分に改める。
- (2) 改正部分のみ存在するときは、当該改正部分を削る。
- (3) 改正後部分のみ存在するときは、当該改正後部分を加える。

改正後						改正前					
別表（第2条関係）						別表（第2条関係）					
種類	業務内容	対象者	基準	支給額	備考	種類	業務内容	対象者	基準	支給額	備考
[略]						[略]					
防疫等業務手当	[略]				1 感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律（平成10年法律第114号）第6条第2項から第4項まで及び第7項から第9項までに定める感染症とする。 2 [略]	防疫等業務手当	[略]				1 感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律（平成10年法律第114号）第6条第2項から第4項まで及び第7項に定める感染症とする。 2 [略]
[略]						[略]					
清掃業務手当	[略]	クリーンセンター西堀及び大宮南部浄化センターの職員			[略]	清掃業務手当	[略]	クリーンセンター西堀、大宮南部浄化センター及び下水処理センターの職員			[略]
[略]						[略]					
備考 [略]						備考 [略]					

附 則

この規則は、平成31年4月1日から施行する。

さいたま市規則第37号

さいたま市予算規則の一部を改正する規則

さいたま市予算規則（平成13年さいたま市規則第60号）の一部を次のように改正する。

次の表中下線又は太線の表示部分（以下、改正前の欄にあつては「改正部分」と、改正後の欄にあつては「改正後部分」という。）については、次のとおりとする。

- (1) 改正部分及びそれに対応する改正後部分が存在するときは、当該改正部分を当該改正後部分に改める。
- (2) 改正部分のみ存在するときは、当該改正部分を削る。
- (3) 改正後部分のみ存在するときは、当該改正後部分を加える。

改正後	改正前
<p>(定義)</p> <p>第2条 この規則において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。</p> <p>(1) [略]</p> <p>(2) 課長等 次に掲げる者をいう。</p> <p style="padding-left: 2em;">ア <u>さいたま市事務分掌規則（平成15年さいたま市規則86号）第1条に規定する課及び室（市長公室を除き、アーカイブズセンターを含む。）の長並びに都市経営戦略部、行財政改革推進部、情報政策部、<u>未来都市推進部</u>、<u>区政推進部</u>及び<u>オリンピック・パラリンピック部</u>の参事又は副参事の職にある者で当該部の長が指定するもの</u></p> <p style="padding-left: 2em;">イ～ス [略]</p> <p>(3) [略]</p> <p style="padding-left: 2em;">（予算関係事項の合議）</p> <p>第28条 <u>局長等は、次に掲げる事項で、市長決裁を要するものについては財政課長を経て財政局長に、市長決裁を要しないものについては財政課長に、あらかじめ合議しなければならない。ただし、当該事項のうち、財政局長が定めるものについては、この限りでない。</u></p> <p>(1) <u>負担金、補助金及び交付金（500万円未満のもの及び別表第1において、支出負担行為伺書兼支出命令書の様式となるものを除く。）の執行に関する事項</u></p> <p>(2) [略]</p> <p>(3) <u>予算に直接影響を及ぼす</u>条例、規則等の制定及び改廃に関する事項</p>	<p>(定義)</p> <p>第2条 この規則において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。</p> <p>(1) [略]</p> <p>(2) 課長等 次に掲げる者をいう。</p> <p style="padding-left: 2em;">ア <u>さいたま市事務分掌規則（平成15年さいたま市規則86号）第1条に規定する課及び室（市長公室を除き、アーカイブズセンターを含む。）の長並びに都市経営戦略部、行財政改革推進部、<u>シティセールス部</u>、<u>オリンピック・パラリンピック部</u>、<u>東部地域・鉄道戦略部</u>及び<u>区政推進部</u>の参事又は副参事の職にある者で当該部の長が指定するもの</u></p> <p style="padding-left: 2em;">イ～ス [略]</p> <p>(3) [略]</p> <p style="padding-left: 2em;">（予算関係事項の合議）</p> <p>第28条 <u>局長等は、次に掲げる事項については、あらかじめ財政課長を経て財政局長に合議しなければならない。</u></p> <p>(1) <u>負担金、補助金及び交付金（100万円以下のもの及び別表第1において、支出負担行為伺書兼支出命令書の様式となるものを除く。）の執行に関する事項</u></p> <p>(2) [略]</p> <p>(3) <u>予算に関係のある</u>条例、規則等の制定及び改廃に関する事項</p> <p>(4) <u>国庫支出金及び県支出金の交付申請に関する</u></p>

(4) 負担付きの寄附金又は寄附物品の受領に関する事項

(5) [略]

(6) [略]

(7) [略]

2 委託料（法令等に根拠を有するものを除く。）、工事請負費、公有財産費及び備品購入費の執行に関する事項で当該事案が市長決裁を要するもの並びに前項第1号、第5号及び第7号の執行に関する事項については、支出負担行為何書をもって、財政課長を経て財政局長に合議しなければならない。

別表第1（第16条関係）

費目等	様式の区分
[略]	
委託料	△ 法令に基づく施設入所委託料、診療報酬審査支払委託料、妊産婦健康診査委託料、介護認定調査委託料、介護報酬審査支払委託料、 <u>予防接種に係る委託料及び風しんの追加的対策に係る風しん抗体検査等委託料</u> ◎
[略]	

備考 [略]

事項

(5) 寄附金及び寄附物品（一品の見積価格が100万円未満のものを除く。）の受領に関する事項

(6) 予算で定める債務負担行為の執行に関する事項

(7) [略]

(8) 第11条ただし書に係る事項

(9) [略]

(10) [略]

2 委託料（法令等に根拠を有するものを除く。）、工事請負費、公有財産費及び備品購入費の執行に関する事項で当該事案が市長決裁を要するもの並びに前項第1号、第7号及び第10号の執行に関する事項については、支出負担行為何書をもって、財政課長を経て財政局長に合議しなければならない。

別表第1（第16条関係）

費目等	様式の区分
[略]	
委託料	△ 法令に基づく施設入所委託料、診療報酬審査支払委託料、妊産婦健康診査委託料、介護認定調査委託料、介護報酬審査支払委託料 <u>及び住所地外予防接種委託料</u> ◎
[略]	

備考 [略]

附 則

この規則は、平成31年4月1日から施行する。

さいたま市規則第38号

さいたま市会計規則の一部を改正する規則

さいたま市会計規則（平成13年さいたま市規則第61号）の一部を次のように改正する。

次の表中下線又は太線の表示部分（以下、改正前の欄にあっては「改正部分」と、改正後の欄にあっては「改正後部分」という。）については、次のとおりとする。

- (1) 改正部分及びそれに対応する改正後部分が存在するときは、当該改正部分を当該改正後部分に改める。
- (2) 改正部分のみ存在するときは、当該改正部分を削る。
- (3) 改正後部分のみ存在するときは、当該改正後部分を加える。

改正後	改正前																											
<p>(用語の定義)</p> <p>第2条 この規則において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。</p> <p>(1) 課所等 次に掲げるものをいう。</p> <p style="padding-left: 2em;">ア <u>さいたま市事務分掌規則（平成15年さいたま市規則第86号）第1条に規定する課及び室（市長公室を除き、アーカイブズセンターを含む。）並びに都市経営戦略部、行財政改革推進部、<u>情報政策部、未来都市推進部、<u>区政推進部及びオリンピック・パラリンピック部</u></u></u></p> <p style="padding-left: 2em;">イ～シ [略]</p> <p>(2) 課所長等 課所等の長（都市経営戦略部、行財政改革推進部、<u>情報政策部、未来都市推進部、<u>区政推進部及びオリンピック・パラリンピック部</u></u>にあっては参事又は副参事の職にある者で当該部の長が指定するもの、区役所くらし応援室にあっては参事又は副参事の職にある者で当該室の長が指定するもの、大宮盆栽美術館並びに生涯学習総合センター及びうらわ美術館にあっては副館長）をいう。</p> <p>(3)～(7) [略]</p> <p>別表第1（第6条、第9条関係）</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th style="text-align: center;">設置箇所</th> <th style="text-align: center;">出納員となる者</th> <th style="text-align: center;">委任事務</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td style="text-align: center;">[略]</td> <td></td> <td style="text-align: center;">[略]</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">[略]</td> <td style="text-align: center;">[略]</td> <td></td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">総務局総務部 行政透明推進課</td> <td></td> <td></td> </tr> </tbody> </table>	設置箇所	出納員となる者	委任事務	[略]		[略]	[略]	[略]		総務局総務部 行政透明推進課			<p>(用語の定義)</p> <p>第2条 この規則において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。</p> <p>(1) 課所等 次に掲げるものをいう。</p> <p style="padding-left: 2em;">ア <u>さいたま市事務分掌規則（平成15年さいたま市規則第86号）第1条に規定する課及び室（市長公室を除き、アーカイブズセンターを含む。）並びに都市経営戦略部、行財政改革推進部、<u>シティセールス部、オリンピック・パラリンピック部、<u>東部地域・鉄道戦略部及び区政推進部</u></u></u></p> <p style="padding-left: 2em;">イ～シ [略]</p> <p>(2) 課所長等 課所等の長（都市経営戦略部、行財政改革推進部、<u>シティセールス部、オリンピック・パラリンピック部、<u>東部地域・鉄道戦略部及び区政推進部</u></u>にあっては参事又は副参事の職にある者で当該部の長が指定するもの、区役所くらし応援室にあっては参事又は副参事の職にある者で当該室の長が指定するもの、大宮盆栽美術館並びに生涯学習総合センター及びうらわ美術館にあっては副館長）をいう。</p> <p>(3)～(7) [略]</p> <p>別表第1（第6条、第9条関係）</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th style="text-align: center;">設置箇所</th> <th style="text-align: center;">出納員となる者</th> <th style="text-align: center;">委任事務</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td style="text-align: center;">[略]</td> <td></td> <td style="text-align: center;">[略]</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">[略]</td> <td style="text-align: center;">[略]</td> <td></td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">総務局総務部 行政透明推進課</td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">総務局総務部</td> <td></td> <td></td> </tr> </tbody> </table>	設置箇所	出納員となる者	委任事務	[略]		[略]	[略]	[略]		総務局総務部 行政透明推進課			総務局総務部		
設置箇所	出納員となる者	委任事務																										
[略]		[略]																										
[略]	[略]																											
総務局総務部 行政透明推進課																												
設置箇所	出納員となる者	委任事務																										
[略]		[略]																										
[略]	[略]																											
総務局総務部 行政透明推進課																												
総務局総務部																												

[略]	
市民局市民生活部人権政策・男女共同参画課	
[略]	
[略]	
都市局北部都市・公園管理事務所管理課	課長の職にある者
[略]	
建設局下水道部下水道総務課	
建設局北部建設事務所土木管理課	
[略]	
建設局南部建設事務所下水道管理課	
消防局予防部査察指導課	
[略]	
教育委員会学校教育部学事課	
[略]	
[略]	

別表第3（第7条関係）

設置箇所	現金取扱員となる者	委任事務
総務局総務部	[略]	[略]

人権政策推進課	
[略]	
市民局市民生活部男女共同参画課	
[略]	
[略]	
都市局北部都市・公園管理事務所管理課	課長の職にある者
[略]	
建設局下水道部下水道総務課	
建設局下水道部下水処理センター	所長の職にある者
建設局北部建設事務所土木管理課	課長の職にある者
[略]	
建設局南部建設事務所下水道管理課	
消防局総務部消防企画課	
消防局予防部査察指導課	
消防局消防署に置かれる管理指導課	
[略]	
教育委員会学校教育部学事課	
教育委員会学校教育部指導1課	
[略]	
[略]	

別表第3（第7条関係）

設置箇所	現金取扱員となる者	委任事務
総務局総務部	[略]	[略]

行政透明推進課	
[略]	
市民局市民生活部市民生活安全課	
市民局市民生活部人権政策 ・男女共同参画課男女共同参画推進センター	
市民局市民生活部人権政策 ・男女共同参画課隣保館	
[略]	
[略]	
都市局まちづくり推進部日進・指扇周辺まちづくり事務所	所属職員のうち出納員から委任を受けた者
[略]	
建設局南部建設事務所下水道管理課	
教育委員会管理部教育財務課	
[略]	
教育委員会生涯学習部博物館	
教育委員会生涯学習部生涯学習総合センター	
教育委員会生涯	

行政透明推進課	
総務局総務部 人権政策推進課隣保館	
[略]	
市民局市民生活部市民生活安全課	
[略]	
[略]	
都市局まちづくり推進部日進・指扇周辺まちづくり事務所	所属職員のうち出納員から委任を受けた者
[略]	
建設局南部建設事務所下水道管理課	
消防局総務部 消防企画課	
消防局に置かれる消防署出張所	所属職員のうち消防署管理指導課長から委任を受けた者
教育委員会管理部教育財務課	所属職員のうち出納員から委任を受けた者
[略]	
教育委員会生涯学習部博物館	
教育委員会生涯	

生涯学習総合センターに置かれる地区公民館		生涯学習総合センターに置かれる地区公民館	
教育委員会中央図書館管理課			
[略]		[略]	

附 則

この規則は、平成31年4月1日から施行する。

さいたま市規則第39号

さいたま市物品会計規則の一部を改正する規則

さいたま市物品会計規則（平成15年さいたま市規則第99号）の一部を次のように改正する。

次の表中下線又は太線の表示部分（以下、改正前の欄にあっては「改正部分」と、改正後の欄にあっては「改正後部分」という。）については、次のとおりとする。

- (1) 改正部分及びそれに対応する改正後部分が存在するときは、当該改正部分を当該改正後部分に改める。
- (2) 改正部分のみ存在するときは、当該改正部分を削る。
- (3) 改正後部分のみ存在するときは、当該改正後部分を加える。

改正後	改正前
<p>(用語の定義)</p> <p>第2条 この規則において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。</p> <p>(1)～(3) [略]</p> <p>(4) 課所長等 次に掲げる者をいう。</p> <p>ア <u>さいたま市事務分掌規則（平成15年さいたま市規則第86号）第1条に規定する課及び室（市長公室を除き、アーカイブズセンターを含む。）の長並びに同条に規定する都市経営戦略部、行財政改革推進部、情報政策部、未来都市推進部、区政推進部及びオリンピック・パラリンピック部の参事又は副参事の職にある者で当該部の長が指定するもの</u></p> <p>イ～シ [略]</p> <p>(5) [略]</p> <p>2 [略]</p>	<p>(用語の定義)</p> <p>第2条 この規則において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。</p> <p>(1)～(3) [略]</p> <p>(4) 課所長等 次に掲げる者をいう。</p> <p>ア <u>さいたま市事務分掌規則（平成15年さいたま市規則第86号）第1条に規定する課及び室（市長公室を除き、アーカイブズセンターを含む。）の長並びに同条に規定する都市経営戦略部、行財政改革推進部、シティセルルス部、オリンピック・パラリンピック部、東部地域・鉄道戦略部及び区政推進部の参事又は副参事の職にある者で当該部の長が指定するもの</u></p> <p>イ～シ [略]</p> <p>(5) [略]</p> <p>2 [略]</p>

附 則

この規則は、平成31年4月1日から施行する。

さいたま市規則第40号

さいたま市隣保館運営協議会規則の一部を改正する規則

さいたま市隣保館運営協議会規則（平成13年さいたま市規則第128号）の一部を次のように改正する。

次の表中下線又は太線の表示部分（以下、改正前の欄にあっては「改正部分」と、改正後の欄にあっては「改正後部分」という。）については、次のとおりとする。

- (1) 改正部分及びそれに対応する改正後部分が存在するときは、当該改正部分を当該改正後部分に改める。
- (2) 改正部分のみ存在するときは、当該改正部分を削る。
- (3) 改正後部分のみ存在するときは、当該改正後部分を加える。

改正後	改正前
(庶務) 第6条 協議会の庶務は、 <u>市民局</u> において処理する。	(庶務) 第6条 協議会の庶務は、 <u>総務局</u> において処理する。

附 則

この規則は、平成31年4月1日から施行する。

さいたま市規則第41号

さいたま市生活環境の保全に関する条例施行規則の一部を改正する規則

さいたま市生活環境の保全に関する条例施行規則（平成20年さいたま市規則第104号）の一部を次のように改正する。

次の表中下線又は太線の表示部分（以下、改正前の欄にあっては「改正部分」と、改正後の欄にあっては「改正後部分」という。）については、次のとおりとする。

- (1) 改正部分及びそれに対応する改正後部分が存在するときは、当該改正部分を当該改正後部分に改める。
- (2) 改正部分のみ存在するときは、当該改正部分を削る。
- (3) 改正後部分のみ存在するときは、当該改正後部分を加える。

改正後	改正前
<p>（炭化水素類）</p> <p>第16条 条例第36条第2号の規則で定める有機化合物又はその混合物は、次に掲げるとおりとする。</p> <p>(1)・(2) [略]</p> <p>(3) 混合物であって、1気圧で5容量パーセント留出温度（<u>日本産業規格（第41条及び別表第1から別表第3までにおいて「規格」という。）</u>K2254に定める方法で測定した物質の性状をいう。）が摂氏150度以下であるもの（第1号に掲げる物及びメタン、エタン又は前号に規定する特定物質等を含む混合物を除く。）</p> <p>（特定有害物質）</p> <p>第61条 条例第76条の規則で定める物質は、次の各号に掲げる環境の自然的構成要素の区分に応じ、当該各号に定める物質とする。</p> <p>(1) 土壌 第18条第1号から第26号まで及び第28号に掲げる物質</p> <p>(2) 水 前号に掲げる物質及び第18条第29号に掲げる物質</p> <p>別表第1（第21条関係） 揮発性物質の含有率の算定方法 [略] 備考 1 [略] 2 加熱残分（不揮発分）質量は、塗料又はインキの加熱残分質量にあっては市長が定める</p>	<p>（炭化水素類）</p> <p>第16条 条例第36条第2号の規則で定める有機化合物又はその混合物は、次に掲げるとおりとする。</p> <p>(1)・(2) [略]</p> <p>(3) 混合物であって、1気圧で5容量パーセント留出温度（<u>日本工業規格（第41条及び別表第1から別表第3までにおいて「規格」という。）</u>K2254に定める方法で測定した物質の性状をいう。）が摂氏150度以下であるもの（第1号に掲げる物及びメタン、エタン又は前号に規定する特定物質等を含む混合物を除く。）</p> <p>（特定有害物質）</p> <p>第61条 条例第76条の規則で定める物質は、次の各号に掲げる環境の自然的構成要素の区分に応じ、当該各号に定める物質とする。</p> <p>(1) 土壌 第18条第1号から<u>第15号まで、第17号から</u>第26号まで及び第28号に掲げる物質</p> <p>(2) 水 前号に掲げる物質並びに<u>第18条第16号及び第29号</u>に掲げる物質</p> <p>別表第1（第21条関係） 揮発性物質の含有率の算定方法 [略] 備考 1 [略] 2 加熱残分（不揮発分）質量は、塗料又はインキの加熱残分質量にあっては市長が定める</p>

方法により、接着剤の不揮発分質量にあつては規格K6833-1及びK6833-2により、その他の試料の加熱残分（不揮発分）質量にあつてはこれらの方法及び規格に準じた方法により測定される量とする。

3～6 [略]

別表第18（第65条関係）

土壤の汚染に係る基準（溶出量）

項	特定有害物質の種類	基準値
[略]		
16	シスー1，2ージクロロエチレン若しくはトランスー1，2ージクロロエチレン又はこれらを合わせたもの	検液1リットルにつきシスー1，2ージクロロエチレン及びトランスー1，2ージクロロエチレンの量の合計0.04ミリグラム
[略]		

備考 [略]

様式第1号（第4条関係）

環境負荷低減計画作成（変更）報告書

[略]

（宛先）さいたま市長

[略]

[略]

備考

1・2 [略]

注

様式第2号（第8条関係）

建築物環境配慮計画書

[略]

（宛先）さいたま市長

[略]

[略]

備考 [略]

様式第3号（第9条関係）

建築物環境配慮計画変更届出書

[略]

（宛先）さいたま市長

[略]

[略]

備考 [略]

方法により、接着剤の不揮発分質量にあつては規格K6833により、その他の試料の加熱残分（不揮発分）質量にあつてはこれらの方法及び規格に準じた方法により測定される量とする。

3～6 [略]

別表第18（第65条関係）

土壤の汚染に係る基準（溶出量）

項	特定有害物質の種類	基準値
[略]		
16	シスー1，2ージクロロエチレン	検液1リットルにつき0.04ミリグラム
[略]		

備考 [略]

様式第1号（第4条関係）

環境負荷低減計画作成（変更）報告書

[略]

（あて先）さいたま市長

[略]

[略]

備考

1・2 [略]

3 用紙の大きさは、日本工業規格A4とすること。

様式第2号（第8条関係）

建築物環境配慮計画書

[略]

（あて先）さいたま市長

[略]

[略]

備考 [略]

様式第3号（第9条関係）

建築物環境配慮計画変更届出書

[略]

（あて先）さいたま市長

[略]

[略]

備考 [略]

様式第4号（第10条関係）

特定建築物工事取りやめ届出書

[略]

(宛先) さいたま市長

[略]

[略]

備考 [略]

様式第5号（第11条関係）

特定建築物工事完了届出書

[略]

(宛先) さいたま市長

[略]

[略]

備考 [略]

様式第6号（第27条関係）

指定ばい煙発生施設（使用・変更）届出書

[略]

(宛先) さいたま市長

[略]

[略]

備考

- 1 「指定ばい煙発生施設の種類」の欄には、さいたま市生活環境の保全に関する条例別表第1号の表の左欄に掲げる項及び同表の中欄に掲げる施設を記載すること。

2・3 [略]

注

別紙1

指定ばい煙発生施設の構造

[略]

備考

- 1 [略]
- 2 「規模」の欄には、さいたま市生活環境の保全に関する条例別表第1号の表の中欄に掲げる施設の当該右欄に規定する規模について記載すること。ただし、廃棄物焼却炉については燃焼室の容積を併せて記載し、廃棄物焼却炉で火格子のないものについては火格子面積に代えて火床面積を記載すること。

3 [略]

[略]

様式第4号（第10条関係）

特定建築物工事取りやめ届出書

[略]

(あて先) さいたま市長

[略]

[略]

備考 [略]

様式第5号（第11条関係）

特定建築物工事完了届出書

[略]

(あて先) さいたま市長

[略]

[略]

備考 [略]

様式第6号（第27条関係）

指定ばい煙発生施設（使用・変更）届出書

[略]

(あて先) さいたま市長

[略]

[略]

備考

- 1 「指定ばい煙発生施設の種類」の欄には、さいたま市生活環境の保全に関する条例別表第1第1号の表に掲げる項番号及び名称を記載すること。

2・3 [略]

- 4 届出書及び別紙の用紙の大きさは、図面、表等やむを得ないものを除き、日本工業規格A4とすること。

別紙1

指定ばい煙発生施設の構造

[略]

備考

- 1 [略]
- 2 「規模」の欄には、さいたま市生活環境の保全に関する条例別表第1第1号の表の中欄に掲げる施設の当該下欄に規定する項目について記載すること。ただし、廃棄物焼却炉については燃焼室の容積を併せて記載し、廃棄物焼却炉で火格子のないものについては火格子面積に代えて火床面積を記載すること。

3 [略]

[略]

様式第7号(第28条関係)

指定炭化水素類発生施設(使用施設以外)設置(使用・変更)届出書

[略]

(宛先)さいたま市長

[略]

[略]

備考

1 「指定炭化水素類発生施設の種類」の欄には、さいたま市生活環境の保全に関する条例別表第2号の表の左欄に掲げる項及び同表の中欄に掲げる施設を記載すること。

2・3 [略]

注

[略]

様式第8号(第29条関係)

指定炭化水素類発生施設(使用施設)設置(使用・変更)届出書

[略]

[略]

備考

1・2 [略]

注

[略]

様式第9号(第30条関係)

指定粉じん発生施設設置(使用・変更)届出書

[略]

[略]

備考

1 「指定粉じん発生施設の種類」の欄には、さいたま市生活環境の保全に関する条例別表第3号の表の左欄に掲げる項及び同表の中欄に掲げる施設を記載すること。

2～4 [略]

注

[略]

様式第10号(第31条関係)

様式第7号(第28条関係)

指定炭化水素類発生施設(使用施設以外)設置(使用・変更)届出書

[略]

(あて先)さいたま市長

[略]

[略]

備考

1 「指定炭化水素類発生施設の種類」の欄には、さいたま市生活環境の保全に関する条例別表第1第2号の表に掲げる項番号及び名称を記載すること。

2・3 [略]

4 届出書及び別紙の用紙の大きさは、図面、表等やむを得ないものを除き、日本工業規格A4とすること。

[略]

様式第8号(第29条関係)

指定炭化水素類発生施設(使用施設)設置(使用・変更)届出書

[略]

[略]

備考

1・2 [略]

3 届出書及び別紙の用紙の大きさは、図面、表等やむを得ないものを除き、日本工業規格A4とすること。

[略]

様式第9号(第30条関係)

指定粉じん発生施設設置(使用・変更)届出書

[略]

[略]

備考

1 「指定粉じん発生施設の種類」の欄には、さいたま市生活環境の保全に関する条例別表第1第3号の表に掲げる項番号及び名称を記載すること。

2～4 [略]

5 届出書及び別紙の用紙の大きさは、図面、表等やむを得ないものを除き、日本工業規格A4とすること。

[略]

様式第10号(第31条関係)

指定排水施設設置（使用・変更）届出書

[略]

(宛先) さいたま市長

[略]

[略]

備考

1 「指定排水施設の種類」の欄には、さいたま市生活環境の保全に関する条例別表第4号の表の左欄に掲げる項及び同表の右欄に掲げる施設を記載すること。

2～4 [略]

注

[略]

様式第11号（第32条関係）

指定騒音施設設置（使用）・指定騒音作業開始（実施）届出書

[略]

(宛先) さいたま市長

[略]

[略]

備考 ※印の欄には、記載しないこと。

注

別紙

指定騒音施設（指定騒音作業）の種類、形式、公称能力、数、使用開始・終了時刻及び騒音の防止の方法

[略]

備考

1 「指定騒音施設（指定騒音作業）の種類」の欄には、さいたま市生活環境の保全に関する条例第40条第2項に規定する指定騒音施設の設置（使用）にあつては同条例別表第5号の表の左欄に掲げる項及び同表の右欄に掲げる施設、同条例第40条第2項に規定する指定騒音作業の開始（実施）にあつては同条例第36条第9号アからウまでに掲げる指定騒音作業を記載すること。

2・3 [略]

様式第12号（第32条関係）

指定騒音施設の種類及び種類ごとの数（指定騒音作

指定排水施設設置（使用・変更）届出書

[略]

(あて先) さいたま市長

[略]

[略]

備考

1 「指定排水施設の種類」の欄には、さいたま市生活環境の保全に関する条例別表第1第4号に掲げる区分及び名称を記載すること。

2～4 [略]

5 届出書及び別紙の用紙の大きさは、図面、表等やむを得ないものを除き、日本工業規格A4とすること。

[略]

様式第11号（第32条関係）

指定騒音施設設置（使用）・指定騒音作業開始（実施）届出書

[略]

(あて先) さいたま市長

[略]

[略]

備考

1 ※印の欄には、記載しないこと。

2 届出書及び別紙の用紙の大きさは、図面、表等やむを得ないものを除き、日本工業規格A4とすること。

別紙

指定騒音施設（指定騒音作業）の種類、形式、公称能力、数、使用開始・終了時刻及び騒音の防止の方法

[略]

備考

1 「指定騒音施設（指定騒音作業）の種類」の欄には、さいたま市生活環境の保全に関する条例別表第1第5号又は別表第2に掲げる区分（細分を含む。）及び名称を記載すること。

2・3 [略]

様式第12号（第32条関係）

指定騒音施設の種類及び種類ごとの数（指定騒音作

業の種類) 変更届出書

[略]

(宛先) さいたま市長

[略]

[略]

備考

- 1 [略]
- 2 「指定騒音施設(指定騒音作業)の種類」の欄には、さいたま市生活環境の保全に関する条例第40条第2項に規定する指定騒音施設の設置(使用)にあつては同条例別表第5号の表の左欄に掲げる項及び同表の右欄に掲げる施設、同条例第40条第2項に規定する指定騒音作業の開始(実施)にあつては同条例第36条第9号アからウまでに掲げる指定騒音作業を記載すること。
- 3 [略]

注

様式第13号(第32条関係)

騒音の防止の方法変更届出書

[略]

(宛先) さいたま市長

[略]

[略]

備考

- 1・2 [略]

注

様式第14号(第33条関係)

指定振動施設設置(使用)届出書

[略]

(宛先) さいたま市長

[略]

[略]

備考 ※印の欄には、記載しないこと。

注

別紙

指定振動施設の種類、型式、公称能力、数、使用開始・終了時刻及び振動の防止の方法

業の種類) 変更届出書

[略]

(あて先) さいたま市長

[略]

[略]

備考

- 1 [略]
- 2 「指定騒音施設(指定騒音作業)の種類」の欄には、さいたま市生活環境の保全に関する条例別表第1第5号又は別表第2に掲げる区分(細分を含む。)及び名称を記載すること。
- 3 [略]
- 4 用紙の大きさは、日本産業規格A4とすること。

様式第13号(第32条関係)

騒音の防止の方法変更届出書

[略]

(あて先) さいたま市長

[略]

[略]

備考

- 1・2 [略]
- 3 届出書及び別紙の用紙の大きさは、図面、表等やむを得ないものを除き、日本工業規格A4とすること。

様式第14号(第33条関係)

指定振動施設設置(使用)届出書

[略]

(あて先) さいたま市長

[略]

[略]

備考

- 1 ※印の欄には、記載しないこと。
- 2 届出書及び別紙の用紙の大きさは、図面、表等やむを得ないものを除き、日本工業規格A4とすること。

別紙

指定振動施設の種類、型式、公称能力、数、使用開始・終了時刻及び振動の防止の方法

[略]

備考

- 1 「指定振動施設の種類」の欄には、さいたま市生活環境の保全に関する条例別表第6号の表の左欄に掲げる項及び同表の右欄に掲げる施設を記載すること。

2・3 [略]

様式第15号（第33条関係）

指定振動施設の種類及び能力ごとの数（指定振動施設の使用方法）変更届出書

[略]

(宛先) さいたま市長

[略]

[略]

備考

- 1 [略]
- 2 「指定振動施設の種類」の欄には、さいたま市生活環境の保全に関する条例別表第6号の表の左欄に掲げる項及び同表の右欄に掲げる施設を記載すること。

3 [略]

注

様式第16号（第33条関係）

振動の防止の方法変更届出書

[略]

(宛先) さいたま市長

[略]

[略]

備考

1・2 [略]

注

様式第17号（第34条関係）

氏名等変更届出書

[略]

(宛先) さいたま市長

[略]

[略]

備考

- 1・2 [略]
- 3 ※印の欄には、記載しないこと。

[略]

備考

- 1 「指定振動施設の種類」の欄には、さいたま市生活環境の保全に関する条例別表第1第6号に掲げる区分及び名称を記載すること。

2・3 [略]

様式第15号（第33条関係）

指定振動施設の種類及び能力ごとの数（指定振動施設の使用方法）変更届出書

[略]

(あて先) さいたま市長

[略]

[略]

備考

- 1 [略]
- 2 「指定振動施設の種類」の欄には、さいたま市生活環境の保全に関する条例別表第1第6号に掲げる区分及び名称を記載すること。

3 [略]

4 用紙の大きさは、日本工業規格A4とすること。

様式第16号（第33条関係）

振動の防止の方法変更届出書

[略]

(あて先) さいたま市長

[略]

[略]

備考

- 1・2 [略]
- 3 届出書及び別紙の用紙の大きさは、図面、表等やむを得ないものを除き、日本工業規格A4とすること。

様式第17号（第34条関係）

氏名等変更届出書

[略]

(あて先) さいたま市長

[略]

[略]

備考

- 1・2 [略]
- 2 ※印の欄には、記載しないこと。
- 3 用紙の大きさは、日本工業規格A4とすること。

注

様式第18号(第34条関係)

指定施設使用等廃止届出書

[略]

(宛先) さいたま市長

[略]

[略]

備考

1～5 [略]

注

様式第19号(第35条関係)

指定施設等承継届出書

[略]

(宛先) さいたま市長

[略]

[略]

備考

1～5 [略]

注

様式第20号(第41条関係)

ばい煙量等測定記録表

[略]

[略]

備考

1・2 [略]

3 日本産業規格K2301、同規格K2541-1から2541-7まで若しくは同規格M8813に定める方法により硫酸化物に係るばい煙発生施設において使用する燃料の硫黄含有率を測定した場合又は当該硫黄含有率をその他の方法により確認した場合には、硫酸化物の備考欄に当該硫黄含有率を重量比%又は容量比%の別を明らかにし記載すること。

4・5 [略]

6 「ダイオキシン類」の「排出ガス中の量」の欄には、ダイオキシン類対策特別措置法施行規則第2条第1項第1号(同号ハを除く。)により測定した場合は、測定されたダイオキシン類の量を日本産業規格K0311の7.4.3の備考の酸素濃度による補正を行うことにより、12パーセントの酸素濃度に換算し、これを同令第3条第1項に定めるとこ

様式第18号(第34条関係)

指定施設使用等廃止届出書

[略]

(あて先) さいたま市長

[略]

[略]

備考

1～5 [略]

6 用紙の大きさは、日本工業規格A4とすること。

様式第19号(第35条関係)

指定施設等承継届出書

[略]

(あて先) さいたま市長

[略]

[略]

備考

1～5 [略]

6 用紙の大きさは、日本工業規格A4とすること。

様式第20号(第41条関係)

ばい煙量等測定記録表

[略]

[略]

備考

1・2 [略]

3 日本工業規格K2301、同規格K2541-1から2541-7まで若しくは同規格M8813に定める方法により硫酸化物に係るばい煙発生施設において使用する燃料の硫黄含有率を測定した場合又は当該硫黄含有率をその他の方法により確認した場合には、硫酸化物の備考欄に当該硫黄含有率を重量比%又は容量比%の別を明らかにし記載すること。

4・5 [略]

6 「ダイオキシン類」の「排出ガス中の量」の欄には、ダイオキシン類対策特別措置法施行規則第2条第1項第1号(同号ハを除く。)により測定した場合は、測定されたダイオキシン類の量を日本工業規格K0311の7.4.3の備考の酸素濃度による補正を行うことにより、12パーセントの酸素濃度に換算し、これを同令第3条第1項に定めるとこ

ろにより2, 3, 7, 8—四塩化ジベンゾーパラージオキシンの毒性に換算した量を記載し、同令第2条第1項第4号により測定した場合は、測定されたダイオキシン類の量を同令第3条第2項に定めるところにより2, 3, 7, 8—四塩化ジベンゾーパラージオキシンの毒性に換算した量を記載すること。

様式第24号(第50条関係)

石綿濃度測定計画書

[略]

[略]

備考 添付書類

- (1) 石綿排出等作業の対象となる建築物の概要、配置図及び付近の状況
- (2) 石綿排出等作業の工程を明示した石綿排出等工事の工程の概要
- (3) 石綿の濃度の測定場所を示す測定位置予定図
- (4) 当該測定場所を選定した理由

注

様式第25号(第51条関係)

石綿排出等作業完了報告書

[略]

[略]

備考

1・2 [略]

注

様式第26号(第58条関係)

特定化学物質取扱量等報告書

[略]

[略]

備考

1～5 [略]

注

[略]

様式第27号(第59条関係)

対応する化学物質の分類の名称への変更請求書

[略]

ろにより2, 3, 7, 8—四塩化ジベンゾーパラージオキシンの毒性に換算した量を記載し、同令第2条第1項第4号により測定した場合は、測定されたダイオキシン類の量を同令第3条第2項に定めるところにより2, 3, 7, 8—四塩化ジベンゾーパラージオキシンの毒性に換算した量を記載すること。

様式第24号(第50条関係)

石綿濃度測定計画書

[略]

[略]

備考

1 添付書類

- (1) 石綿排出等作業の対象となる建築物の概要、配置図及び付近の状況
- (2) 石綿排出等作業の工程を明示した石綿排出等工事の工程の概要
- (3) 石綿の濃度の測定場所を示す測定位置予定図
- (4) 当該測定場所を選定した理由

2 用紙の大きさは、図面、表等やむを得ないものを除き、日本工業規格A4とすること。

様式第25号(第51条関係)

石綿排出等作業完了報告書

[略]

[略]

備考

1・2 [略]

3 用紙の大きさは、図面、表等やむを得ないものを除き、日本工業規格A4とすること。

様式第26号(第58条関係)

特定化学物質取扱量等報告書

[略]

[略]

備考

1～5 [略]

6 報告書及び別紙の用紙の大きさは、日本工業規格A4とすること。

[略]

様式第27号(第59条関係)

対応する化学物質の分類の名称への変更請求書

[略]

(宛先) さいたま市長

[略]

[略]

備考

1・2 [略]

注

[略]

様式第28号(第60条関係)

特定化学物質等適正管理手順書作成(変更)報告書

[略]

(宛先) さいたま市長

[略]

[略]

備考

1・2 [略]

注

様式第29号(第63条関係)

汚染処理計画作成報告書

[略]

(宛先) さいたま市長

[略]

[略]

備考 ※印の欄には、記載しないこと。

注

様式第30号(第63条関係)

汚染処理(汚染拡散防止措置)完了報告書

[略]

(宛先) さいたま市長

[略]

[略]

備考 ※印の欄には、記載しないこと。

注

様式第31号(第64条関係)

(あて先) さいたま市長

[略]

[略]

備考

1・2 [略]

3 請求書及び別紙の用紙の大きさは、図面、表等やむを得ないものを除き、日本工業規格A4とすること。

[略]

様式第28号(第60条関係)

特定化学物質等適正管理手順書作成(変更)報告書

[略]

(あて先) さいたま市長

[略]

[略]

備考

1・2 [略]

3 用紙の大きさは、日本工業規格A4とすること。

様式第29号(第63条関係)

汚染処理計画作成報告書

[略]

(あて先) さいたま市長

[略]

[略]

備考

1 ※印の欄には、記載しないこと。

2 用紙の大きさは、日本工業規格A4とすること。

様式第30号(第63条関係)

汚染処理(汚染拡散防止措置)完了報告書

[略]

(あて先) さいたま市長

[略]

[略]

備考

1 ※印の欄には、記載しないこと。

2 報告書及び別紙の用紙の大きさは、図面、表等やむを得ないものを除き、日本工業規格A4とすること。

様式第31号(第64条関係)

土壤汚染状況調査結果報告書

[略]

(宛先) さいたま市長

[略]

[略]

備考 ※印の欄には、記載しないこと。

注

様式第32号(第66条関係)

汚染拡散防止計画作成報告書

[略]

(宛先) さいたま市長

[略]

[略]

備考 ※印の欄には、記載しないこと。

注

様式第33号(第67条関係)

特定有害物質取扱事業所設置状況等調査報告書

[略]

(宛先) さいたま市長

[略]

[略]

備考

1・2 [略]

注

[略]

様式第34号(第70条関係)

地下水採取許可申請書

[略]

(宛先) さいたま市長

[略]

[略]

備考

1～3 [略]

注

[略]

土壤汚染状況調査結果報告書

[略]

(あて先) さいたま市長

[略]

[略]

備考

1 ※印の欄には、記載しないこと。

2 届出書及び別紙の用紙の大きさは、図面、表等やむを得ないものを除き、日本工業規格A4とすること。

様式第32号(第66条関係)

汚染拡散防止計画作成報告書

[略]

(あて先) さいたま市長

[略]

[略]

備考

1 ※印の欄には、記載しないこと。

2 用紙の大きさは、日本工業規格A4とすること。

様式第33号(第67条関係)

特定有害物質取扱事業所設置状況等調査報告書

[略]

(あて先) さいたま市長

[略]

[略]

備考

1・2 [略]

3 報告書及び別紙の用紙の大きさは、図面、表等やむを得ないものを除き、日本工業規格A4とすること。

[略]

様式第34号(第70条関係)

地下水採取許可申請書

[略]

(あて先) さいたま市長

[略]

[略]

備考

1～3 [略]

4 用紙の大きさは、日本工業規格A4とすること。

[略]

様式第35号(第70条、第72条、第73条関係)

揚水施設の構造図

[略]

[略]

備考

1・2 [略]

注

様式第36号(第70条、第73条関係)
揚水施設設置(変更)計画書

[略]

[略]

注

様式第37号(第70条、第72条、第73条関係)

揚水施設使用計画(状況説明)書

[略]

[略]

[略]

注

様式第38号(第72条関係)

地下水採取変更許可申請書

[略]

(宛先) さいたま市長

[略]

[略]

備考

1～4 [略]

注

[略]

様式第39号(第72条関係)

様式第35号(第70条、第72条、第73条関係)

揚水施設の構造図

[略]

[略]

備考

1・2 [略]

3 構造図及び別紙の用紙の大きさは、やむを得ないものを除き、日本工業規格A4とすること。

様式第36号(第70条、第73条関係)
揚水施設設置(変更)計画書

[略]

[略]

備考 用紙の大きさは、日本工業規格A4とすること。

様式第37号(第70条、第72条、第73条関係)

揚水施設使用計画(状況説明)書

[略]

[略]

[略]

備考 用紙の大きさは、日本工業規格A4とすること。

様式第38号(第72条関係)

地下水採取変更許可申請書

[略]

(あて先) さいたま市長

[略]

[略]

備考

1～4 [略]

5 用紙の大きさは、日本工業規格A4とすること。

[略]

様式第39号(第72条関係)

揚水施設使用等届出書

[略]

(宛先) さいたま市長

[略]

[略]

備考

1～5 [略]

注

[略]

様式第40号(第72条、第75条関係)

揚水施設氏名等変更届出書

[略]

(宛先) さいたま市長

[略]

[略]

備考

1～3 [略]

注

様式第41号(第73条関係)

地下水採取届出書

[略]

(宛先) さいたま市長

[略]

[略]

備考

1～3 [略]

注

[略]

様式第42号(第75条関係)

揚水施設構造変更届出書

[略]

(宛先) さいたま市長

[略]

[略]

備考

1～3 [略]

注

[略]

揚水施設使用等届出書

[略]

(あて先) さいたま市長

[略]

[略]

備考

1～5 [略]

6 用紙の大きさは、日本工業規格A4とすること。

[略]

様式第40号(第72条、第75条関係)

揚水施設氏名等変更届出書

[略]

(あて先) さいたま市長

[略]

[略]

備考

1～3 [略]

4 用紙の大きさは、日本工業規格A4とすること。

様式第41号(第73条関係)

地下水採取届出書

[略]

(あて先) さいたま市長

[略]

[略]

備考

1～3 [略]

4 用紙の大きさは、日本工業規格A4とすること。

[略]

様式第42号(第75条関係)

揚水施設構造変更届出書

[略]

(あて先) さいたま市長

[略]

[略]

備考

1～3 [略]

4 用紙の大きさは、日本工業規格A4とすること。

[略]

様式第44号（第76条関係）

地下水採取量報告書

（宛先）さいたま市長

[略]

[略]

注

様式第45号（第77条関係）

揚水施設使用承継届出書

[略]

（宛先）さいたま市長

[略]

[略]

備考 ※の欄には、記載しないこと。

注

様式第46号（第78条関係）

揚水施設廃止等届出書

[略]

（宛先）さいたま市長

[略]

[略]

備考

1・2 [略]

注

様式第47号（第82条関係）

事故発生報告書

[略]

（宛先）さいたま市長

[略]

[略]

備考

1・2 [略]

注

様式第48号（第86条関係）

環境負荷低減主任者選任届出書

様式第44号（第76条関係）

地下水採取量報告書

（あて先）さいたま市長

[略]

[略]

備考 用紙の大きさは、日本工業規格A3とすること。

様式第45号（第77条関係）

揚水施設使用承継届出書

[略]

（あて先）さいたま市長

[略]

[略]

備考

1 ※の欄には、記載しないこと。

2 用紙の大きさは、日本工業規格A4とすること。

様式第46号（第78条関係）

揚水施設廃止等届出書

[略]

（あて先）さいたま市長

[略]

[略]

備考

1・2 [略]

3 用紙の大きさは、日本工業規格A4とすること。

様式第47号（第82条関係）

事故発生報告書

[略]

（あて先）さいたま市長

[略]

[略]

備考

1・2 [略]

3 報告書及び別紙の用紙の大きさは、図面、表等やむを得ないものを除き、日本工業規格A4とすること。

様式第48号（第86条関係）

環境負荷低減主任者選任届出書

[略]

(宛先) さいたま市長

[略]

[略]

備考

1・2 [略]

注

様式第49号(第92条、第95条関係)
公害防止監督者(公害防止監督者の代理者)選任(死亡・解任)届出書

[略]

(宛先) さいたま市長

[略]

[略]

備考 ※印の欄には、記載しないこと。

注

様式第50号(第93条、95条関係)
公害防止主任者(公害防止主任者の代理者)選任(死亡・解任)届出書

[略]

(宛先) さいたま市長

[略]

[略]

備考

1～3 [略]

- 4 公害防止主任者(公害防止主任者の代理者)が他の指定工場等の公害防止主任者(公害防止主任者の代理者)を兼ねる場合は、特定工場における公害防止組織の整備に関する法律施行規則(昭和46年大蔵省・厚生省・農林省・通商産業省・運輸省令第3号)第5条第2号ただし書に基づく基準を満たしていることを証する書面を添付すること。

注

[略]

様式第51号(第98条関係)
調査請求書

[略]

(宛先) さいたま市長

[略]

[略]

(あて先) さいたま市長

[略]

[略]

備考

1・2 [略]

3 用紙の大きさは、日本工業規格A4とすること。

様式第49号(第92条、第95条関係)
公害防止監督者(公害防止監督者の代理者)選任(死亡・解任)届出書

[略]

(あて先) さいたま市長

[略]

[略]

備考

1 ※印の欄には、記載しないこと。

2 用紙の大きさは、日本工業規格A4とすること。

様式第50号(第93条、95条関係)
公害防止主任者(公害防止主任者の代理者)選任(死亡・解任)届出書

[略]

(あて先) さいたま市長

[略]

[略]

備考

1～3 [略]

4 届出書及び別紙の用紙の大きさは、日本工業規格A4とすること。

5 公害防止主任者(公害防止主任者の代理者)が他の指定工場等の公害防止主任者(公害防止主任者の代理者)を兼ねる場合は、特定工場における公害防止組織の整備に関する法律施行規則(昭和46年大蔵省・厚生省・農林省・通商産業省・運輸省令第3号)第5条第2号ただし書に基づく基準を満たしていることを証する書面を添付すること。

[略]

様式第51号(第98条関係)
調査請求書

[略]

(あて先) さいたま市長

[略]

<p>[略]</p> <p>備考 1～3 [略]</p> <p>注</p> <p>様式第53号（第103条関係） 受理書</p> <p>[略]</p> <p>[略]</p> <p>備考 <u>受理した届出書の番号に○印が付してあります。</u></p> <p>注</p>	<p>[略]</p> <p>備考 1～3 [略]</p> <p><u>4 請求書及び添付書類の用紙の大きさは、 面、表等やむを得ないものを除き、日本工業規格A4とすること。</u></p> <p>様式第53号（第103条関係） 受理書</p> <p>[略]</p> <p>[略]</p> <p>備考 <u>1 受理した届出書の番号に○印が付してあります。</u> <u>2 用紙の大きさは、日本工業規格A4とすること。</u></p>
---	---

附 則

この規則は、公布の日から施行する。ただし、第61条及び別表第18の改正は平成31年4月1日から、第16条及び様式第20号の改正は、同年7月1日から施行する。

さいたま市規則第42号

さいたま市立高等看護学院学則の一部を改正する規則

さいたま市立高等看護学院学則（平成13年さいたま市規則第135号）の一部を次のように改正する。

次の表中下線又は太線の表示部分（以下、改正前の欄にあっては「改正部分」と、改正後の欄にあっては「改正後部分」という。）については、次のとおりとする。

- (1) 改正部分及びそれに対応する改正後部分が存在するときは、当該改正部分を当該改正後部分に改める。
- (2) 改正部分のみ存在するときは、当該改正部分を削る。
- (3) 改正後部分のみ存在するときは、当該改正後部分を加える。

改正後	改正前
<p>目次</p> <p>第1章～第11章 [略]</p> <p>第12章 <u>管理運営</u>（第30条—第33条）</p> <p>第13章 <u>補則</u>（第34条・第35条）</p> <p>附則</p> <p>（出願手続）</p> <p>第9条 学院に入学しようとする者（以下「入学志願者」という。）は、学院長が指定する期日までに、さいたま市立高等看護学院入学願書（様式第3号）に次に掲げる書類を添えて、学院長に提出しなければならない。</p> <p>(1)・(2) [略]</p> <p>(3) 推薦による入学志願者は、在学する高等学校 <u>又はこれに相当する学校</u>の長の推薦書（様式第4号）</p> <p>(4) [略]</p> <p>（試験）</p> <p>第15条 学院長は、<u>各学年で履修すべき各授業科目</u>の終了後に試験を行う。</p> <p>2～6 [略]</p> <p>（授業料）</p> <p>第23条 学生は、条例の定めるところにより、<u>第3項に定める期日</u>（以下「納期日」という。）までに授業料を納付しなければならない。ただし、学院長は、必要と認めるときは、納期日を変更す</p>	<p>目次</p> <p>第1章～第11章 [略]</p> <p>第12章 <u>職員</u>（第30条）</p> <p><u>第13章 運営委員会</u>（第31条）</p> <p><u>第14章 会議</u>（第32条）</p> <p><u>第15章 補則</u>（第33条・第34条）</p> <p>附則</p> <p>（出願手続）</p> <p>第9条 学院に入学しようとする者（以下「入学志願者」という。）は、学院長が指定する期日までに、さいたま市立高等看護学院入学願書（様式第3号）に次に掲げる書類を添えて、学院長に提出しなければならない。</p> <p>(1)・(2) [略]</p> <p>(3) 推薦による入学志願者は、在学する高等学校の長の推薦書（様式第4号）</p> <p>(4) [略]</p> <p>（試験）</p> <p>第15条 学院長は、<u>各学年ごとに履修すべき各授業科目</u>の終了後に試験を行う。</p> <p>2～6 [略]</p> <p>（授業料）</p> <p>第23条 学生は、条例の定めるところにより、<u>毎月15日</u>（以下「納期日」という。）までに授業料を納付しなければならない。ただし、学院長は、必要と認めるときは、納期日を変更することがで</p>

ることができる。

2 各年度の授業料は、当該年度において、4月分から10月分までの前期及び11月分から翌年3月分までの後期の2期に区分して納付するものとする。

3 納期日は、当該年度において、前期にあつては5月末日とし、後期にあつては10月末日とする。ただし、納期日が市の休日（さいたま市の休日定める条例（平成13年さいたま市条例第2号）第1条第1項に規定する市の休日をいう。）に当たるときは、その日後において、その日に最も近い市の休日でない日とする。

4 第2項の規定にかかわらず、学生からの申出があつたときは、前期の授業料を納付するときに、当該年度の後期の授業料を一括して納付することができる。

5 [略]

6 [略]

（入学金及び授業料の免除及び猶予）

第24条 条例第9条の規定により入学金又は授業料の免除又は徴収の猶予を受けようとする学生は、入学金授業料免除（猶予）願書（様式第13号）を市長に提出しなければならない。

2 市長は、前項の規定により願書の提出があつたときは、入学金又は授業料の免除又は徴収の猶予の可否を決定し、当該学生に対し、入学金授業料免除（猶予）決定通知書（様式第14号）により、その結果を通知するものとする。

第12章 管理運営

（学校評価）

第33条 学院は、その教育の一層の充実を図り、学院の目的及び社会的使命を達成するため、学院の教育活動その他の学校運営の状況について、自ら点検及び評価（以下「自己評価」という。）を行い、その結果を公表するものとする。

2 学院は、自己評価の結果を踏まえ、学院の関係者による評価（以下「学校関係者評価」という。）を行い、その結果を教育活動に活用するとともに公表するものとする。

3 前2項に定める自己評価及び学校関係者評価の実施並びに結果の公表について必要な事項は、別に定める。

きる。

2 [略]

3 [略]

（入学金及び授業料の免除及び猶予）

第24条 条例第9条の規定により入学金若しくは授業料の免除（猶予）願書（様式第13号）を市長に提出し、その許可を受けなければならない。

第12章 職員

第13章 運営委員会

第14章 会議

第13章 補則

第34条 [略]

第35条 [略]

様式第1号 (第8条関係)

[略]

入学資格審査申請書

(宛先) さいたま市立高等看護学院長

[略]

ふりがな		[略]
氏名		
[略]		

様式第13号 (第24条関係)

入学金授業料免除 (猶予) 願書

(宛先) さいたま市長

住所

[略]

1 免除 (猶予) の内容

[略]

第15章 補則

第33条 [略]

第34条 [略]

様式第1号 (第8条関係)

[略]

入学資格審査申請書

(あて先) さいたま市立高等看護学院長

[略]

ふりがな		男	[略]
氏名		女	
[略]			

様式第13号 (第24条関係)

入学金授業料免除 (猶予) 願書

(あて先) さいたま市立高等看護学院長

学年

[略]

1 期間 年 月 日から 年 月 日まで

[略]

様式第13号の次に次の1様式を加える。

第 号
年 月 日

様

さいたま市長 印

入学金

免除（猶予）決定通知書

授業料

入学金

年 月 日付けで願いのあった
しましたので通知します。

の免除（猶予）については、次のとおり決定

授業料

1 決定内容

2 決定理由

附 則

この規則は、平成31年4月1日から施行する。

さいたま市規則第43号

さいたま市動物の愛護及び管理に関する条例施行規則の一部を改正する規則

さいたま市動物の愛護及び管理に関する条例施行規則（平成18年さいたま市規則第149号）の一部を次のように改正する。

次の表中下線又は太線の表示部分（以下、改正前の欄にあっては「改正部分」と、改正後の欄にあっては「改正後部分」という。）については、次のとおりとする。

- (1) 改正部分及びそれに対応する改正後部分が存在するときは、当該改正部分を当該改正後部分に改める。
- (2) 改正部分のみ存在するときは、当該改正部分を削る。
- (3) 改正後部分のみ存在するときは、当該改正後部分を加える。

改正後	改正前
(放し飼い犬等の掃討の方法等)	(放し飼い犬等の掃討の方法等)
第7条 [略]	第7条 [略]
2 薬物入りの餌を置く場合には、薬物入りの餌を置く場所ごとに、それが薬物入りの餌である旨を注意書により表示するものとする。	2 薬物入りの餌をおく場合には、薬物入りの餌を置く場所ごとに、それが薬物入りの餌である旨を注意書により表示するものとする。
3～5 [略]	3～5 [略]
(手数料)	(手数料)
第10条 [略]	第10条 [略]
2 条例別表第8項から第10項までの規定に規定する規則で定める額は、次に掲げるとおりとする。	2 条例別表第8項から第10項までの規定に規定する規則で定める額は、次に掲げるとおりとする。
(1) 条例別表第8項に規定する狂犬病の予防注射1頭につき <u>2, 880</u> 円	(1) 条例別表第8項に規定する狂犬病の予防注射1頭につき <u>2, 820</u> 円
(2) 条例別表第9項に規定するマイクロチップの装着 1頭、1匹又は1羽につき <u>5, 230</u> 円	(2) 条例別表第9項に規定するマイクロチップの装着 1頭、1匹又は1羽につき <u>5, 140</u> 円
(3) 条例別表第10項の去勢又は不妊の手術	(3) 条例別表第10項の去勢又は不妊の手術
ア 犬の雄の場合 1頭につき <u>20, 950</u> 円	ア 犬の雄の場合 1頭につき <u>20, 570</u> 円
イ 犬の雌の場合 1頭につき <u>31, 420</u> 円	イ 犬の雌の場合 1頭につき <u>30, 850</u> 円
ウ 猫の雄の場合 1匹につき <u>15, 710</u> 円	ウ 猫の雄の場合 1匹につき <u>15, 420</u> 円
エ 猫の雌の場合 1匹につき <u>26, 190</u> 円	エ 猫の雌の場合 1匹につき <u>25, 710</u> 円
オ 犬及び猫以外の動物の雄の場合 1頭、1匹又は1羽につき <u>15, 710</u> 円	オ 犬及び猫以外の動物の雄の場合 1頭、1匹又は1羽につき <u>15, 420</u> 円
カ 犬及び猫以外の動物の雌の場合 1頭、1匹又は1羽につき <u>26, 190</u> 円	カ 犬及び猫以外の動物の雌の場合 1頭、1匹又は1羽につき <u>25, 710</u> 円

様式第 8 号 (第 11 条関係)
動物返還申請書

[略]

[略]		
鑑 札 番 号	年度— — 第 号	[略]

[略]

[略]

[略]

[略]

様式第 10 号 (第 11 条関係)
犬の事故届出書

[略]

事 故 に 係 る 犬	[略]	
	鑑札 番号	年度— — 第 号
[略]		
[略]		
[略]		

[略]

[略]

様式第 8 号 (第 11 条関係)
動物返還申請書

[略]

[略]		
鑑 札 番 号	平成 年度— — 第 号	[略]

[略]

[略]

[略]

[略]

様式第 10 号 (第 11 条関係)
犬の事故届出書

[略]

事 故 に 係 る 犬	[略]	
	鑑札 番号	平成 年度— — 第 号
[略]		
[略]		
[略]		

[略]

[略]

附 則

(施行期日)

- 1 この規則は、平成 31 年 10 月 1 日から施行する。ただし、第 7 条、様式第 8 号及び様式第 10 号の改正は、公布の日から施行する。

(経過措置)

- 2 この規則による改正後のさいたま市動物の愛護及び管理に関する条例施行規則第 10 条第 2 項の規定は、この規則の施行の日以後に行われる手数料を徴収する事務について適用し、同日前に行われた手数料を徴収する事務については、なお従前の例による。

さいたま市規則第44号

さいたま市立病院管理規則の一部を改正する規則

さいたま市立病院管理規則（平成13年さいたま市規則第145号）の一部を次のように改正する。

次の表中下線又は太線の表示部分（以下、改正前の欄にあつては「改正部分」と、改正後の欄にあつては「改正後部分」という。）については、次のとおりとする。

- (1) 改正部分及びそれに対応する改正後部分が存在するときは、当該改正部分を当該改正後部分に改める。
- (2) 改正部分のみ存在するときは、当該改正部分を削る。
- (3) 改正後部分のみ存在するときは、当該改正後部分を加える。

改正後	改正前
<p>(組織)</p> <p>第2条 病院の業務を処理するため、次に掲げる部、課、室、係、科及びセンターを置く。</p> <p>(1) [略]</p> <p>(2) 診療部</p> <p>内科 消化器内科 神経内科 循環器内科 小児科 外科 呼吸器外科 整形外科 脳神経外科 心臓血管外科 小児外科 皮膚科 形成外科 泌尿器科 産婦人科 眼科 耳鼻咽喉科 歯科口腔外科 放射線診断科 放射線治療科 麻酔科 集中治療科 救急科 総合心療科 感染症科 周産期母子医療センター 腫瘍センター 薬剤科 中央放射線科 リハビリテーション科 中央検査科 臨床工学科 栄養科 中央病歴管理室</p> <p>(3) [略]</p> <p>(分掌事務)</p> <p>第3条 病院の分掌事務は、次のとおりとする。</p> <p>[略]</p> <p>診療部</p> <p>内科 消化器内科 神経内科 循環器内科 小児科 外科 呼吸器外科 整形外科 脳神経外科 心臓血管外科 小児外科 皮膚科 形成外科 泌尿器科 産婦人科 眼科 耳鼻咽喉科 歯科口腔外科 放射線診断科 放射線治療科 麻酔科 集中治療科 救急科 総合心療科 感染症科</p> <p>(1)～(5) [略]</p> <p>[略]</p>	<p>(組織)</p> <p>第2条 病院の業務を処理するため、次に掲げる部、課、室、係、科及びセンターを置く。</p> <p>(1) [略]</p> <p>(2) 診療部</p> <p>内科 消化器内科 神経内科 循環器内科 小児科 <u>新生児内科</u> 外科 呼吸器外科 整形外科 脳神経外科 心臓血管外科 小児外科 皮膚科 形成外科 泌尿器科 産婦人科 眼科 耳鼻咽喉科 歯科口腔外科 放射線診断科 放射線治療科 麻酔科 集中治療科 救急科 総合心療科 感染症科 周産期母子医療センター 腫瘍センター 薬剤科 中央放射線科 リハビリテーション科 中央検査科 臨床工学科 栄養科 中央病歴管理室</p> <p>(3) [略]</p> <p>(分掌事務)</p> <p>第3条 病院の分掌事務は、次のとおりとする。</p> <p>[略]</p> <p>診療部</p> <p>内科 消化器内科 神経内科 循環器内科 小児科 <u>新生児内科</u> 外科 呼吸器外科 整形外科 脳神経外科 心臓血管外科 小児外科 皮膚科 形成外科 泌尿器科 産婦人科 眼科 耳鼻咽喉科 歯科口腔外科 放射線診断科 放射線治療科 麻酔科 集中治療科 救急科 総合心療科 感染症科</p> <p>(1)～(5) [略]</p> <p>[略]</p>

<p>(職員)</p> <p>第5条 [略]</p> <p>2～17 [略]</p> <p>18 第8項から前項までに定めるもののほか、病院に医師、薬剤師、診療放射線技師、理学療法士、作業療法士、言語聴覚士、臨床検査技師、臨床工学技士、栄養士、視能訓練士、<u>歯科衛生士</u>、保健師、助産師、看護師その他必要な職を置く。</p> <p>19～21 [略]</p>	<p>(職員)</p> <p>第5条 [略]</p> <p>2～17 [略]</p> <p>18 第8項から前項までに定めるもののほか、病院に医師、薬剤師、診療放射線技師、理学療法士、作業療法士、言語聴覚士、臨床検査技師、臨床工学技士、栄養士、視能訓練士、保健師、助産師、看護師その他必要な職を置く。</p> <p>19～21 [略]</p>
--	---

附 則

この規則は、平成31年4月1日から施行する。

さいたま市規則第45号

さいたま市新治ファミリーランド条例施行規則の一部を改正する規則

さいたま市新治ファミリーランド条例施行規則（平成13年さいたま市規則第167号）の一部を次のように改正する。

次の表中下線又は太線の表示部分（以下、改正前の欄にあっては「改正部分」と、改正後の欄にあっては「改正後部分」という。）については、次のとおりとする。

- (1) 改正部分及びそれに対応する改正後部分が存在するときは、当該改正部分を当該改正後部分に改める。
- (2) 改正部分のみ存在するときは、当該改正部分を削る。
- (3) 改正後部分のみ存在するときは、当該改正後部分を加える。

改正後			改正前		
別表（第5条関係）			別表（第5条関係）		
品名	1泊	利用料金	品名	1泊	利用料金
テント	[略]	<u>1,040円</u>	テント	[略]	<u>1,020円</u>
備考	[略]		備考	[略]	

附 則

（施行期日）

- 1 この規則は、平成31年10月1日から施行する。

（経過措置）

- 2 この規則による改正後のさいたま市新治ファミリーランド条例施行規則別表の規定は、この規則の施行の日（以下「施行日」という。）以後の利用に係る利用料金で施行日以後に納付するものについて適用し、施行日前の利用に係る利用料金で施行日前又は施行日以後に納付するもの及び施行日以後の利用に係る利用料金で施行日前に納付するものについては、なお従前の例による。

さいたま市規則第46号

さいたま市大宮ソニック市民ホール条例施行規則の一部を改正する規則

第1条 さいたま市大宮ソニック市民ホール条例施行規則（平成13年さいたま市規則第170号）の一部を次のように改正する。

次の表中下線又は太線の表示部分（以下、改正前の欄にあっては「改正部分」と、改正後の欄にあっては「改正後部分」という。）については、次のとおりとする。

- (1) 改正部分及びそれに対応する改正後部分が存在するときは、当該改正部分を当該改正後部分に改める。
- (2) 改正部分のみ存在するときは、当該改正部分を削る。
- (3) 改正後部分のみ存在するときは、当該改正後部分を加える。

改正後					改正前				
<u>(利用許可の取消し等)</u>									
<u>第4条の2 条例第10条第1項の規定による利用の条件の変更、利用の停止又は利用許可の取消しは、大宮ソニック市民ホール利用許可取消等通知書（様式第6号）を交付して行うものとする。</u>									
別表（第7条関係）					別表（第7条関係）				
品名	単位	利用料金	備考		品名	単位	利用料金	備考	
展示パネル	1枚	100円	[略]		展示パネル	1枚	100円	[略]	
演台	1台	520円							
司会者台	1台	100円							
ホワイトボード	1台	100円							
案内板	1台	100円							
ビデオプロジェクター	1式	630円							
移動式スクリーン	1台	630円			移動式スクリーン	1台	630円		
電動スクリーン	1台	2,160円			電動スクリーン	1台	2,160円		
レーザーポインター	1本	100円			<u>16ミリ映写機</u>	<u>1台</u>	<u>1,600円</u>		
拡声装置	1式	1,080円			<u>スライド映写機</u>	<u>1台</u>	<u>1,080円</u>		
マイクロホン	1本	520円			レーザーポインター	1本	100円		
					拡声装置	1式	1,080円		
					マイクロホン	1本	520円		

マイクスタンド	1本	100円	
ワイヤレスセット	1式	2,160円	
持込電気器具	1キロワットにつき	100円	

備考 [略]

マイクスタンド	1本	100円	
ワイヤレスセット	1式	2,160円	
持込電気器具	1キロワットにつき	100円	

備考 [略]

様式第5号の次に次の1様式を加える。

様式第6号（第4条の2関係）

大宮ソニック市民ホール利用許可取消等通知書

年 月 日

様

印

次のとおり利用許可の取消し等を通知します。

通知区分	<input type="checkbox"/>	利用条件の変更		
	<input type="checkbox"/>	利用の停止		
	<input type="checkbox"/>	利用許可の取消し		
催物の名称				
利用日				
利用集会室				
取消し等の理由				
許可番号	第	号	許可年月日	年 月 日
変更許可番号	第	号	変更許可年月日	年 月 日
備考				

(教示)

- この処分について不服があるときは、処分があったことを知った日の翌日から起算して3箇月以内にさいたま市長に対して審査請求をすることができます。なお、3箇月以内であっても、処分があった日の翌日から起算して1年を経過すると審査請求をすることができなくなります。
- この処分の取消しの訴えは、処分があったことを知った日の翌日から起算して6箇月以内にさいたま市を被告として（市長が被告の代表者となります。）提起することができます。なお、6箇月以内であっても、処分の日の翌日から起算して1年を経過すると取消しの訴えを提起することができなくなります。
- この処分があったことを知った日の翌日から起算して3箇月以内に審査請求をした場合には、処分の取消しの訴えは、その審査請求に対する裁決があったことを知った日の翌日から起算して6箇月以内に提起することができます。なお、6箇月以内であっても、裁決の日の翌日から起算して1年を経過すると取消しの訴えを提起することができなくなります。

第2条 さいたま市大宮ソニック市民ホール条例施行規則の一部を次のように改正する。

次の表中下線又は太線の表示部分（以下、改正前の欄にあつては「改正部分」と、改正後の欄にあつては「改正後部分」という。）については、次のとおりとする。

- (1) 改正部分及びそれに対応する改正後部分が存在するときは、当該改正部分を当該改正後部分に改める。
- (2) 改正部分のみ存在するときは、当該改正部分を削る。
- (3) 改正後部分のみ存在するときは、当該改正後部分を加える。

改正後				改正前			
別表（第7条関係）				別表（第7条関係）			
品名	単位	利用料金	備考	品名	単位	利用料金	備考
展示パネル	[100円	[展示パネル	[100円	[
演台	略]	<u>530円</u>	略]	演台	略]	<u>520円</u>	略]
司会者台		100円		司会者台		100円	
ホワイトボード		100円		ホワイトボード		100円	
案内板		100円		案内板		100円	
ビデオプロジェクター		<u>640円</u>		ビデオプロジェクター		<u>630円</u>	
移動式スクリーン		<u>640円</u>		移動式スクリーン		<u>630円</u>	
電動スクリーン		<u>2,200円</u>		電動スクリーン		<u>2,160円</u>	
レーザーポインター		100円		レーザーポインター		100円	
拡声装置		<u>1,100円</u>		拡声装置		<u>1,080円</u>	
マイクロホン		<u>530円</u>		マイクロホン		<u>520円</u>	
マイクスタンド		100円		マイクスタンド		100円	
ワイヤレスセット		<u>2,200円</u>		ワイヤレスセット		<u>2,160円</u>	
持込電気器具		100円		持込電気器具		100円	
備考 [略]				備考 [略]			

附 則

(施行期日)

- 1 この規則中第1条の規定は平成31年4月1日から、第2条及び次項の規定は同年10月1日から施行する。

(経過措置)

- 2 第2条の規定による改正後のさいたま市大宮ソニック市民ホール条例施行規則別

表の規定は、第2条の規定の施行の日以後の申請に係る利用料金について適用し、同日前の申請に係る利用料金については、なお従前の例による。

さいたま市規則第47号

さいたま市土地区画整理事業資金貸付規則の一部を改正する規則

さいたま市土地区画整理事業資金貸付規則（平成13年さいたま市規則第210号）の一部を次のように改正する。

次の表中下線又は太線の表示部分（以下、改正前の欄にあっては「改正部分」と、改正後の欄にあっては「改正後部分」という。）については、次のとおりとする。

- (1) 改正部分及びそれに対応する改正後部分が存在するときは、当該改正部分を当該改正後部分に改める。
- (2) 改正部分のみ存在するときは、当該改正部分を削る。
- (3) 改正後部分のみ存在するときは、当該改正後部分を加える。

改正後	改正前
さいたま市 <u>土地区画整理事業資金等</u> 貸付規則	さいたま市 <u>土地区画整理事業資金</u> 貸付規則
(目的) 第1条 この規則は、土地区画整理事業を施行する者に対し、 <u>土地区画整理事業資金（以下「事業資金」という。）及び清算金の交付に要する資金（以下「清算金交付資金」という。）</u> の貸付けを行うことにより、土地区画整理事業の促進を図ることを目的とする。	(目的) 第1条 この規則は、土地区画整理事業を施行する者に対する <u>土地区画整理事業資金（以下「事業資金」という。）</u> の貸付けを行うことにより、 <u>もって土地区画整理事業の促進を図ることを目的とする。</u>
(事業資金等の貸付対象者) 第3条 <u>事業資金及び清算金交付資金（以下「事業資金等」という。）</u> の貸付対象者は、土地区画整理事業の施行者で、法第4条第1項又は第14条第1項の規定による認可を受け、かつ、市長が認めるものとする。 2 市長は、必要と認める場合は、貸付対象者に <u>事業資金等の貸付額相当額の土地、建物等による担保を提供させ、又は市長が認める2人以上の連帯保証人を付させることができる。</u>	(事業資金の貸付対象者) 第3条 事業資金の貸付対象者は、土地区画整理事業の施行者で、法第4条第1項又は第14条第1項の規定による認可を受け、かつ、市長が認めるものとする。 2 市長は、必要と認める場合は、貸付対象者に <u>事業資金貸付額相当額の土地、建物等による担保を提供させ、又は市長が認める2人以上の連帯保証人を付させることができる。</u>
(事業資金等の貸付限度額等) 第4条 <u>事業資金等の貸付限度額は、次に掲げる資金の区分に応じ、当該各号に定める額とする。</u>	(事業資金の貸付限度額等) 第4条 <u>事業資金の貸付限度額は、1ヘクタールにつき3,000万円に施行地区面積（施行地区内に宅地化農地があるときは、当該施行地区面積に当該宅地化農地の総面積を加算した面積）を乗じて得た額とする。</u>
(1) <u>事業資金 1ヘクタールにつき3,000万円に施行地区面積を乗じて得た額又は法第96条第1項の規定により定めた保留地のうち未処分のもの額の合計額のいずれか低い額</u>	

(2) 清算金交付資金 法第110条第1項の規定により徴収すべき清算金のうち未徴収のもの
の合計額

- 2 事業資金等の貸付額には、利息を付さないものとする。
- 3 毎年度の事業資金等の貸付総額は、予算の範囲内とする。
- 4 事業資金等の貸付期間は、1年以内とする。

(事業資金等の借入申込み)

第5条 事業資金等の貸付けを受けようとする者は、土地区画整理事業資金等借入申込書（様式第1号）を市長に提出しなければならない。

(事業資金等の貸付決定等)

第6条 市長は、前条の規定による事業資金等の借入申込みがあった場合は、速やかに、その内容を調査し、事業資金等の貸付けをする旨を決定したときにあつては土地区画整理事業資金等貸付決定通知書（様式第2号）により、貸付けをしない旨を決定したときにあつては土地区画整理事業資金等貸付不決定通知書（様式第3号）により当該申込人に通知するものとする。

(収支決算書の提出)

第7条 事業資金等の貸付けを受けた者は、当該事業資金等の貸付けに係る土地区画整理事業の毎事業年度終了後、速やかに、当該事業年度の収支決算書を市長に提出しなければならない。

(事業資金等の貸付決定の取消し等)

第8条 市長は、事業資金等の貸付けを受けた者が、次の各号のいずれかに該当するときは、事業資金等貸付金の全部又は一部を返還させることができる。

- (1)・(2) [略]

様式第1号（第5条関係）

土地区画整理事業資金等借入申込書

[略]

(宛先) さいたま市長

[略]

土地区画整理事業資金・清算金交付資金を借り入れたく、次のとおり申し込みます。

[略]	
事業施行地区面積	ヘクタール
保留地のうち未処分のもの の額の合計額	円
(徴収すべき清算金のうち	

- 2 事業資金貸付額には、利息を付さないものとする。
- 3 毎年度の事業資金貸付総額は、予算の範囲内とする。
- 4 事業資金の貸付期間は、1年以内とする。

(事業資金の借入申込み)

第5条 事業資金の貸付けを受けようとする者は、土地区画整理事業資金借入申込書（様式第1号）を市長に提出しなければならない。

(事業資金の貸付決定等)

第6条 市長は、前条の規定による事業資金の借入申込みがあった場合は、速やかに、その内容を調査し、事業資金の貸付けをする旨を決定したときにあつては土地区画整理事業資金貸付決定通知書（様式第2号）により、貸付けをしない旨を決定したときにあつては土地区画整理事業資金貸付不決定通知書（様式第3号）により当該申込人に通知するものとする。

(収支決算書の提出)

第7条 事業資金の貸付けを受けた者は、当該事業資金の貸付けに係る土地区画整理事業の毎事業年度終了後、速やかに、当該事業年度の収支決算書を市長に提出しなければならない。

(事業資金の貸付決定の取消し等)

第8条 市長は、事業資金の貸付けを受けた者が、次の各号のいずれかに該当するときは、事業資金貸付金の全部又は一部を返還させることができる。

- (1)・(2) [略]

様式第1号（第5条関係）

土地区画整理事業資金借入申込書

[略]

(あて先) さいたま市長

[略]

土地区画整理事業資金を借り入れたく、次のとおり申し込みます。

[略]	
事業施行地区面積	ヘクタール

未徴収のもの合計額)	
[略]	
貸付金受取方法	
受取先情報	

様式第2号(第6条関係)

土地区画整理事業資金等貸付決定通知書

[略]

年 月 日付で借入申込みのありました土地区画整理事業資金・清算金交付資金については、調査の結果、次のとおり貸付を決しましたので通知します。

[略]

様式第3号(第6条関係)

土地区画整理事業資金等貸付不決定通知書

[略]

年 月 日付で借入申込みのありました土地区画整理事業資金・清算金交付資金については、調査の結果、貸付をしないこととなりましたので通知します。

[略]

[略]	
貸付金受取方法	

様式第2号(第6条関係)

土地区画整理事業資金貸付決定通知書

[略]

年 月 日付で借入申込みのありました土地区画整理事業資金については、調査の結果、次のとおり貸付を決しましたので通知します。

[略]

様式第3号(第6条関係)

土地区画整理事業資金貸付不決定通知書

[略]

年 月 日付で借入申込みのありました土地区画整理事業資金については、調査の結果、貸付をしないこととなりましたので通知します。

[略]

附 則

この規則は、平成31年4月1日から施行する。

さいたま市規則第48号

さいたま市消防局の組織に関する規則の一部を改正する規則

さいたま市消防局の組織に関する規則（平成15年さいたま市規則第138号）の一部を次のように改正する。

次の表中下線又は太線の表示部分（以下、改正前の欄にあっては「改正部分」と、改正後の欄にあっては「改正後部分」という。）については、次のとおりとする。

- (1) 改正部分及びそれに対応する改正後部分が存在するときは、当該改正部分を当該改正後部分に改める。
- (2) 改正部分のみ存在するときは、当該改正部分を削る。
- (3) 改正後部分のみ存在するときは、当該改正後部分を加える。

改正後	改正前
<p>(内部組織)</p> <p>第2条 消防局の内部組織は、次のとおりとする。</p> <p>[略]</p> <p>予防部</p> <p>[略]</p> <p>査察指導課</p> <p>査察係</p> <p>消防設備係</p> <p>危険物係</p> <p><u>火薬・高圧ガス保安係</u></p> <p>[略]</p> <p>(分掌事務)</p> <p>第3条 前条に規定する内部組織（係を除く。）の分掌事務は、おおむね次のとおりとする。</p> <p>総務部</p> <p>消防総務課</p> <p>(1)～(8) [略]</p> <p>(9) 消防長会等<u>（他の所管に属するものを除く。）</u> <u>）</u>に関すること。</p> <p>(10)～(13) [略]</p> <p>(14) 局内の他部及び部内の<u>他課室</u>の所管に属さない事項に関すること。</p> <p>消防団活躍推進室</p> <p>(1)・(2) [略]</p> <p>(3) 消防団<u>業務</u>の企画立案に関すること。</p> <p>(4)～(6) [略]</p> <p>消防企画課</p> <p>(1)～(5) [略]</p>	<p>(内部組織)</p> <p>第2条 消防局の内部組織は、次のとおりとする。</p> <p>[略]</p> <p>予防部</p> <p>[略]</p> <p>査察指導課</p> <p>査察係</p> <p>消防設備係</p> <p>危険物係</p> <p>[略]</p> <p>(分掌事務)</p> <p>第3条 前条に規定する内部組織（係を除く。）の分掌事務は、おおむね次のとおりとする。</p> <p>総務部</p> <p>消防総務課</p> <p>(1)～(8) [略]</p> <p>(9) 消防長会等に関すること。</p> <p>(10)～(13) [略]</p> <p>(14) 局内の他部及び部内の<u>他課</u>の所管に属さない事項に関すること。</p> <p>消防団活躍推進室</p> <p>(1)・(2) [略]</p> <p>(3) 消防団<u>関連業務</u>の企画立案に関すること。</p> <p>(4)～(6) [略]</p> <p>消防企画課</p> <p>(1)～(5) [略]</p>

(6) 消防統計に関すること。

(7) [略]

(8) [略]

(9) [略]

(10) 消防職員（以下「職員」という。）の被服等の給与及び貸与に関すること。

消防職員課

(1)～(4) [略]

(5) 職員の人事評価に関すること。

(6) 職員の研修に関すること。

(7) [略]

(8) [略]

(9) 職員の給与に関すること。

(10)～(12) [略]

[略]

予防部

予防課

(1)～(5) [略]

(6) 火災予防関係団体との連絡調整に関すること。

(7)～(9) [略]

(10) 火災統計に関すること。

(11) [略]

(12) [略]

(13) [略]

(14) [略]

査察指導課

(1)～(7) [略]

(8) 火薬類取締法（昭和25年法律第149号）の規制事務に関すること。

(9) 高圧ガス保安法（昭和26年法律第204号）の規制事務に関すること。

(10) 液化石油ガスの保安の確保及び取引の適正化に関する法律（昭和42年法律第149号）の規制事務に関すること。

(11) [略]

警防部

警防課

(1)～(6) [略]

(7) 局内の公用車の事故処理に関すること。

(8) 全国消防長会技術委員会に関すること。

(9) [略]

(10) [略]

(11) [略]

(6) [略]

(7) [略]

(8) [略]

(9) 消防職員（以下「職員」という。）の被服の給与及び貸与に関すること。

消防職員課

(1)～(4) [略]

(5) [略]

(6) [略]

(7) 職員の教養訓練に関すること。

(8) 研修機関との連絡調整に関すること。

(9) 職員の給与及び旅費に関すること。

(10)～(12) [略]

[略]

予防部

予防課

(1)～(5) [略]

(6) 火災予防外郭団体との連絡調整に関すること。

(7)～(9) [略]

(10) [略]

(11) [略]

(12) [略]

(13) [略]

査察指導課

(1)～(7) [略]

(8) 液化石油ガスの規制事務に関すること。

(9) 火薬類の規制事務に関すること。

(10) [略]

(11) 高圧ガスの規制事務に関すること。

警防部

警防課

(1)～(6) [略]

(7) 局内の公用車の事故処理の指導に関すること。

(8) [略]

(9) [略]

(10) [略]

<p>(12) <u>消防救助技術大会に関する</u>こと。</p> <p>(13) [略]</p> <p>(14) [略]</p> <p>(15) [略]</p> <p>救急課</p> <p>(1) [略]</p> <p>(2) <u>救急需要対策</u>に関すること。</p> <p>(3) 応急手当の<u>普及啓発</u>に関すること。</p> <p>(4)・(5) [略]</p> <p>(6) 救急隊員の教育訓練の<u>企画</u>及び指導に関する こと。</p> <p>[略]</p> <p>2 [略]</p>	<p>(11) [略]</p> <p>(12) [略]</p> <p>(13) [略]</p> <p>救急課</p> <p>(1) [略]</p> <p>(2) <u>救急高度化事業の推進</u>に関すること。</p> <p>(3) 応急手当の<u>普及及び啓発</u>に関すること。</p> <p>(4)・(5) [略]</p> <p>(6) 救急隊員の教育訓練及び指導に関すること。</p> <p>[略]</p> <p>2 [略]</p>
---	---

附 則

この規則は、平成31年4月1日から施行する。

						文 書
<u>9</u>	[略]					
<u>10</u>	[略]					
<u>11</u>	[略]					
<u>12</u>	[略]					
<u>13</u>	[略]				<u>1</u> <u>6</u>	[略]
<u>14</u>	[略]				消防 団活 躍推 進室 長	
<u>15</u>	[略]				消防 団活 躍推 進室 長	

<u>8</u>	[略]					
<u>9</u>	[略]					
<u>10</u>	[略]					
<u>11</u>	[略]					
<u>12</u>	[略]				<u>1</u> <u>5</u>	[略]
<u>13</u>	[略]				消防 総務 課長	
<u>14</u>	[略]				消防 総務 課長	

附 則

この規則は、平成31年4月1日から施行する。

さいたま市規則第50号

さいたま市消防団の組織及び消防団員の階級等に関する規則の一部を改正する規則

さいたま市消防団の組織及び消防団員の階級等に関する規則（平成13年さいたま市規則第247号）の一部を次のように改正する。

次の表中下線又は太線の表示部分（以下、改正前の欄にあっては「改正部分」と、改正後の欄にあっては「改正後部分」という。）については、次のとおりとする。

- (1) 改正部分及びそれに対応する改正後部分が存在するときは、当該改正部分を当該改正後部分に改める。
- (2) 改正部分のみ存在するときは、当該改正部分を削る。
- (3) 改正後部分のみ存在するときは、当該改正後部分を加える。

改正後		改正前	
(消防団長等の任期)		(消防団長等の任期)	
第10条 消防団長及び消防副団長の任期は、4年とし、それぞれ1回に限り再任されることが <u>できる。</u>		第10条 消防団長及び消防副団長の任期は、4年とする。 <u>ただし、再任を妨げない。</u>	
2 [略]		2 [略]	
別表第1（第2条関係） 分団の名称及び受持区域		別表第1（第2条関係） 分団の名称及び受持区域	
区名	名称	区名	名称
[略]		[略]	
緑区	[略]	緑区	[略]
三室第1分団	芝原1丁目から芝原3丁目まで、大字新宿、馬場1丁目及び馬場2丁目、松木1丁目から松木3丁目まで、大字見沼、大字三室（字南宿、字東宿、字馬場及び字宮本に限る。）、 <u>大字宮後並びに宮本1丁目及び宮本2丁目</u>	三室第1分団	芝原1丁目から芝原3丁目まで、大字新宿、馬場1丁目及び馬場2丁目、松木1丁目から松木3丁目まで、大字見沼、 <u>大字三室（字南宿、字東宿、字馬場、字宮本及び字芝原に限る。）、</u> 大字宮後並びに宮本1丁目及び宮本2丁目
[略]		[略]	
尾間木第1分団	大字大牧（字梅所に限る。）、 <u>大字大間木（字会ノ谷、字内谷及び字浅間下に限る。）、</u> <u>大間木2丁目及び大間木3丁目、</u> 大字大谷口（2943番地1から2986番地1までに限る。）並びに大字中尾	尾間木第1分団	大字大牧（字梅所に限る。）、 <u>大字大間木（字水深、字会ノ谷、字内谷及び字浅間下に限る。）、</u> 大字大谷口（2943番地1から2986番地1までに限る。）並びに大字中尾
[略]		[略]	
[略]		[略]	

附 則

(施行期日)

- 1 この規則は、平成31年4月1日から施行する。ただし、別表第1の改正は、公布の日から施行する。

(経過措置)

- 2 この規則による改正後のさいたま市消防団の組織及び消防団員の階級等に関する規則第10条第1項の規定は、この規則の施行の日（以下「施行日」という。）以後に新たに任命された消防団長又は消防副団長（以下「消防団長等」という。）について適用する。
- 3 施行日前に消防団長等に任命されていた者が、施行日以後に再び消防団長等に任命された場合の当該消防団長等については、それぞれ新たに任命されたものとみなして、この規則による改正後のさいたま市消防団の組織及び消防団員の階級等に関する規則第10条第1項の規定を適用する。

さいたま市規則第51号

さいたま市消防団員服制規則の一部を改正する規則

さいたま市消防団員服制規則（平成13年さいたま市規則第248号）の一部を次のように改正する。

次の表中下線又は太線の表示部分（以下、改正前の欄にあっては「改正部分」と、改正後の欄にあっては「改正後部分」という。）については、次のとおりとする。

- (1) 改正部分及びそれに対応する改正後部分が存在するときは、当該改正部分を当該改正後部分に改める。
- (2) 改正部分のみ存在するときは、当該改正部分を削る。
- (3) 改正後部分のみ存在するときは、当該改正後部分を加える。

改正後	改正前
<p>別表第1（第2条関係）</p> <p>[略]</p> <p>図（数字は、寸法を示し、その単位は、ミリメートルとする。）</p> <p>[略]</p> <p style="text-align: center;"><u>消防団員証</u> 表</p> <div style="text-align: center;"> </div> <p>[略]</p>	<p>別表第1（第2条関係）</p> <p>[略]</p> <p>図（数字は、寸法を示し、その単位は、ミリメートルとする。）</p> <p>[略]</p> <p style="text-align: center;"><u>消防団員証</u> 表</p> <div style="text-align: center;"> </div> <p>[略]</p>

附 則

この規則は、平成31年4月1日から施行する。

さいたま市規則第52号

さいたま市消防団員被服等の給与及び貸与に関する規則の一部を改正する規則

さいたま市消防団員被服等の給与及び貸与に関する規則（平成13年さいたま市規則第249号）の一部を次のように改正する。

次の表中下線又は太線の表示部分（以下、改正前の欄にあっては「改正部分」と、改正後の欄にあっては「改正後部分」という。）については、次のとおりとする。

- (1) 改正部分及びそれに対応する改正後部分が存在するときは、当該改正部分を当該改正後部分に改める。
- (2) 改正部分のみ存在するときは、当該改正部分を削る。
- (3) 改正後部分のみ存在するときは、当該改正後部分を加える。

改正後		改正前	
別表第2（第2条関係）		別表第2（第2条関係）	
品名	貸与区分	品名	貸与区分
<u>消防団員証</u>	[略]	<u>消防団員手帳</u>	[略]
[略]		[略]	

附 則

この規則は、公布の日から施行する。